

慶応三年丁卯正月

◇第一七四号 卯正月三日報告〔風説書〕

〔表紙〕

風説書

寅十二月中

南部弥八郎

○一 寅十二月四日井闌老より達

大御番頭江

齊藤撰津守・菅沼左近將監・土岐肥前守・小笠原志摩  
守跡役は不被仰付候間、元同人共組与力・御番衆・惣  
組江割合候様可被致候、御譜代被仰付現米八拾石取之  
者は本高百俵被下、是迄御譜代之者共一同小普請入申

付仮抱入、与力は仮抱入差免、同心は一同撤兵申付、

本高三十俵二人扶持より以下之者は動候内並之通御足

高・御足扶持被下、仮抱入同心は仮抱入差免、撤兵申

付並之通御手当金被下候間、其段可被申渡候、右申渡

候上高・名前等委細可被申聞候、尤海軍奉行並・陸軍

奉行并撤兵頭江可被談候、

○二 寅十二月朔日於京都達

松平肥後守  
水戸中納言殿弟  
松平余九磨

思召を以余九磨儀、其方養子被仰付旨被仰出之、

○三 右同日  
(三〇一)

水戸殿家老

水戸殿弟松平民部大輔事、御趣意も被為在候付、清水  
家相統被仰出旨御内意被仰出候処、未幼年之儀ニ付、  
公辺江御引取御世話可被遊候間、御構内江住居候様可  
被致旨被仰出候、此段可被申上候、

(三の2)

一 水戸殿家老  
鈴木縫殿

十二月九日

御使番

天野民七郎

土屋三郎右衛門

松平民部大輔事、長々在京御警衛苦勞

思食候、依之從四位下左近衛權少將御推任叙被

宣下旨、從

御所被 仰出候、此段可被申上候、

(五の2)

別紙

長谷川久三郎家来

加治小弥太

鈴木鍵之丞

牧野孝助

鶴岡 司

高塚鑄次郎

樋口新吉

○四 寅十二月八日稻闍老より達

徳川玄同殿

先達而清水家御相統御内意被仰出候処、深思召も被為

在候付、一橋領十万石其假被遣、一橋家御相統可被仰

出候、先此段御内意被仰出候、

(五の3)

御中間頭

岡部豊次郎組

御中間目付見習

清水直次郎

召連人

鈴木理三郎

○五 寅十二月九日評定所江届

(五の1)

御使番

長谷川久三郎

右御呼出ニ付召連罷出申候、以上、

御中間組頭

大浜奥右衛門

十二月九日

平岡丹波守殿御差函ニ付同道罷出、且同人家来六人別

紙名前之者是又召連申候、以上、

但本文ニ付、長谷川久三郎は牧野備前侯江預ケ、

其外揚屋入ニ相成、

尤石州口軍目付ニ而長州江相越候一列ニ御座候、

〇六 寅十二月初旬在京閣老留守邸ニ而密話

新君、衣はそき袖細袴、イスに御掛り、日々之御食事

三度の内一度はパンを被上候由、

一右等之模様ニ而、専ら制度変革質素之風俗ニ推移候付

而は、御召仕之女中は勿論奥方ニも来春よりして惣体

下夕方之風俗ニ改め候様ニとの由、

一各国江外国帝王之服可差出旨被命候由、

〇七 土州侯領國中江布示月日未詳

(七の一) 示論

皇国古は

主上親天下之政をなし給ふ時、御徳威海外迄も輝きたる事、国史に彰然たり、しかるに

天朝の紀綱漸く弛ミ、鎌倉以後は権武門に帰し、遂に

七道騒乱干戈無已時、外国に及に暇あらず、然も北条

は元使を斬て元軍を破り、豊公は朝鮮を伐て明の援兵

に勝事、非常の挙といえとも一時武威を震える而已にて、

天朝盛時外国応接之規模相立に比すれば、深謀遠慮孰

かおのつからしるべきなり、徳川家元帥の職に任し

天下を鎮撫し、列国之諸侯御恩沢を蒙らざるはなし、

太平の世となりて渡海外諸国通商之許ありしかと、寛

永年間邪教嚴禁せられしより以来、士民其見る所に憤

ふて鎖国は

皇和の国体とおもふは誤なり、嘉永癸丑利幹船将斐理

江門海に來りしより、更に通商の条約ありて、鄂・英・

仏等之諸国も絡繹渡來るより、恐多くも

<sup>(廢)</sup>震襟を奉勞、一旦は攘夷之 思召被為 在、開鎖之論

紛々として一定し難く、昨年に至り元帥府より

叡慮相伺れ、攘夷容易ならざるをしろしめし外国和親

を許し給ふ、外国に於ても其 勅意を奉して政令を施

すへし、勿論北条・豊公のとき非常之挙は孰も有度

と思ふは理なれとも、英・仏・米は古之元・明・朝鮮

と同日ニ談すへきに非ず、彼究理發明航海之術を開き、

五大洲の遠隔なるを隣の如し、往来親睦、或は長を取短を補ひ、或は交易するは、是其道理明白なるにあらずや、今彼か好意を疑ひ、是非を論せず妄に我より兵端を開くは、道理をしらざるものなり、不知此道理一概に鎖攘を唱え、或は之を以て日本国体と云、大和魂と云は誤なり、古

天朝盛時を見ても、我国を中華と貴ミ外国を四夷と賤むも和漢の国体にて、仮令海外諸国強大也とも、我を棄て彼を慕ふへぎにあらざるは勿論也、然とも我に誇りて彼を鄙とし、彼に長する所あるとも退けて取ざるハ天地公道にあらず、鄂・英・仏等も我と同じ地球をふミ此天球を戴事にて、赤髮紺腫の貌稍異と雖も、其人性に於る者天豈之に信義を賦せざらん乎、今彼不時に渡来すとも何そ物情騷擾に及ふへぎ、我より信義を失ハざる様に応接せは、彼是信義を以て親を結ふへし、乍併決して彼か侮を不請様に防禦の兵備を蔽にせざるを得ず、古隋唐

皇国より之を見れば外国なり、然るを其典章制度を取

り我朝に施し玉ふハ、是集めて大成するものといふへし、当時

主上之 御英断にして今日藩国杯の跋て及ふ処にあらず、去迎も寛永以来見る処に慣れ、旧来鞞模に安し、鎖して是に固頼而已、遂に開拓変革するをしらざるは却て時勢をしるの政にあらず、能々了解すへし、

(七の二)

外国船渡来之節左之通

一碇泊模様次第番船付置速ニ注進之事、

一薪水食物等之儀は乞ニまかせ相応に与ふへし、

一内海江乗込或は上陸等之儀は、見計を以時宜ニ寄許す

へし、

右之外応接之上万事差図を可請事、

〇八

寅十一月廿九日稻闍老より達

小笠原沓岐守

外国御用并御勝手御入用掛可相勅旨被仰出之、

御側

室賀伊予守

京住被仰付之、

金二枚  
時服二

外国奉行支配調役次席  
翻訳御用

福沢諭吉

亞米利加国江為御用差遣候付御暇、拜領物被仰付之、

右之通被仰出候間、此段可被達候、  
但大和守儀、当冬中御警衛相勤罷在候得共、猶卯  
三月迄詰越候様可被達候、

〇九  
寅十一月晦日加州侯参 内 天盃頂戴、御末広拜領、

同日板閣老より達之趣有之、同十六日京師発途有之

一(九の1)  
伝 奏方より御達書

過日御沙汰之儀ニ付、存意之趣は徳川中納言より被

聞食、依之御暇、拜領物被仰付候事、

〇一  
十月四日土州侯江所司代より達

松平土佐守家来江

土佐守厄介山内整之助儀、今暫之内在京御警衛筋厚相

心得候様去十月中被仰出候処、此度御暇被下候、尤巡

邏之儀は是迄之通被居置候間、土佐守人数差置勝手次

第可致出立段可相達候、

一(九の2)  
板閣老より達書

松平加賀守

十一月

御所より御暇被仰出候ニ付、一先国許江罷越候様被仰

出之、

〇二  
久留米侯上京猶予内願書但 朝幕同様

今般徳川中納言言上之趣も有之、諸藩衆議可被

聞食候間、速ニ上京決議之趣、中納言を以 奏聞可仕

旨奉畏候、就而は急速出立仕候は勿論之儀ニ而、其覺

〇〇  
寅十一月晦日稲閣老より大監察江

来卯年春中京都為御警衛在京被仰付候面々、

悟ニ罷在候処、兼而逆上ニ而不絶頭痛仕、此程時氣相感し別而騒立時々眩暈差起、其上致鳴声聞取兼候儀も有之候、此候押而出京仕候而も海陸数日之旅行何分無覚束、所詮御用向も難相動体ニ御座候、依之近頃奉恐入候得共、病氣快復迄御猶予奉願候、尤精々療養相尽、聊得快氣候ハ、押而も出立可仕候、此段御届申上候、以上、

十月廿五日

有馬中務大輔

〇三  
寅十一月廿六日稻闍老より海軍奉行・軍艦奉行江

小十人格  
御軍艦組

小笠原賢蔵

西川寸四郎

岩田軍作

右亞米利加国江被差遣候ニ付、御用中諸事小野友五郎・松本寿太夫得差函相動候様可申渡候、

〇四  
寅十一月久留島侯より闍老江

(一四の1)

是迄毎度奉歎願候御暇之儀難相整、家政向不行届之段奉申上候処、此節ニ至在所ニ罷在候医師大島正甫・速水郡鶴見村大庄屋直江精兵衛と申者、浮浪之徒ニ一味同心仕脱藩逃亡、付而は留守之儀任置候役筋之中ニも略事柄承知仕候者も有之哉之趣、誠ニ以不容易儀ニ付、給人目付一人・郡役一人為急使委細之注進承知仕候処、実以驚歎之形勢、一家之存亡此節ニ極り、第一奉对公边深恐入候儀、何共奉申上候様も無御座、乍併是迄精々申上置候数年之留守故、右様之不測も出来仕候訳ニ而、此上如何体異存を挟ミ候者可有御座哉と、不安寝食痛心仕候間、何卒立帰ニ而も暫時御免被下置候は自分罷下明白罪状相正後暗之儀無之様家政取締厳重申付置、早速出府可仕奉存候、猶当表御警衛向之儀は、如何様共被仰付次第取計候様手厚可申付候、前文之國勢幾重ニも御鑑察被成下、可然御沙汰被成下候様奉願候、以上

十一月廿七日

久留島伊予守

（一四〇）  
一 右ニ付十二月十三日井闔老より達

久留島伊予守

此節在所江罷越候儀は難被及御沙汰筋ニ候得共、申立之趣無余儀次第ニ付、立帰之心得を以在所江罷越、取締向等嚴重ニ申付、明年参府時節ニ不拘一通り取締申付候ハ、早々出府可被致候、

一五  
○ 寅十二月十三日井河州より大小監察江

御軍政御改正ニ付而は、当時御供ニ而在京之分并向後御用旅行之分共、御軍役銃卒之儀は御定通差出候儀と可被心得候、尤道中召連人数之儀は、如何様省略いたし候共不苦候、且亦遠国奉行等は迫而相達候迄は銃卒差出ニ不及候、

右之通、去ル七日於京都万石以下之面々江相触候間、向々江可被達候、

一六  
○ 对州侯より闔老江

对州之儀、從來困難之次第追々奉添御内聽置候通之儀、既御特恩之以御沙汰年々三万石ツ、御手当被成下置難有仕合奉存候、尤其節以前より被成下来候老万式千金之儀は御引揚ニ相成申候処、右三万石御下渡方昨年以來御故障相生、今以頂戴被仰付候御都合相成不申、彼是連々難渋之末、当時施設之手術も尽果、看飢餓ニ相逼候為体ニ付、格別之以御仁恵此節御米老万石拜借之儀、先頃奉歎願、日夜御沙汰之处奉翹望罷在候処、未何等之御沙汰も不被仰出、苦慮至極之次第奉存候、夫ニ付即今之御時体柄再忝奉願候段、恐怖至極奉存候得とも、最早月迫時日も無御座、委状先願ニ奉申上候通之儀多端不奉申上候間、困難之体状此上ニも御憐察被成下、願之通御許容被仰付被下候は、以御蔭差向候飢餓相免、御恩沢之程誠ニ以難有奉存候、何分速ニ御沙汰被仰付被下候様伏而奉願候、以上、

十二月十四日  
宗对馬守内  
山崎東介

一七 尾州老侯より閣老江寅十二月十五日出

一筆令啓達候、上様弥御機嫌能被成御座目出度御事二候、将又元千代儀願之通帰国御暇被仰出、忝仕合奉存候、此段為可申入如斯候、恐々謹言、

月日

尾張前大納言

閣老連名

一八 一紀伊侯上京ニ付、水野大炊頭付添ニ而十二月七日若山

立、同十日京着、

一藤堂侯之世子十一月廿七日参 内御暇、同日板閣老より達ニ寄廿九日京師発途、十二月二日国許着之旨届有之、

一細川侯之世子来卯早春出京可有之手当ニ候由、

一九

日本新聞第六拾四号

西曆一千八百六十六年十二月一日  
我慶応二年十月廿五日

横浜開版

富者の人民能く横浜未来の時勢を前見する者の考案如何、須く之を注意すべきの事件たり、吾等は横浜に英國の制度と同じき学校を設け、日本人を教育し、開化の端緒となし、且運上所にてなす所の事務を改正して、開化諸国の法度に従ふべき趣等を建言し、又長州の戦争一時休兵に成たる趣を布告したり、又日本高貴の少年子弟を多く欧羅巴へ伝習に出立せしむべきの理を説得したり、是等の諸件、譬へは日本国内に始めて鉄道を造り火輪車を走らすか如し、

一横浜焼失の光景を記するは、最不愉快の事にして、筆を投して歎せざる事を得ず、此大火の為に横浜市中に在る日本商家の大なる者も多く灰燼となれり、

訳者曰、原文焼失の家々并人名等を記すと雖も、冗長いとふへきか故に、之を略ス、

此大災ありといえども、当港の商売は日々繁昌し、最宜しき景気也、此度外国商人も亦日本人のごとく木及紙を以て小屋の如き仮家を造営するに依て、材木并に紙類の用甚多し、勿論石を以て建築する家屋といえと



も亦夥多の材木を費さゝる事能ハす、

一幅一尺長十二尺の板百枚ニ付価銀大約廿七元也、洋銀は百枚ニ付一分銀三百個を以て相交易す一枚ニ付、金三步也

右於開成所十一月廿八日訳成

二〇

〇

日本新聞第六十五号

西曆一千八百六十六年十二月八日  
我慶応二年十一月二日

横浜開版

先頃の火災以来、是迄出版したる新聞紙のことく美紙の貯へ少きにより、此度の日本新聞は余儀なく粗薄の紙を以て摺立たる事、甚た看官へ対し不本意なれともオーフルランド、メイル新聞紙の名の方に焼残りの美紙を用ひ尽し止む事を得ざる仕合なれば、ひとへに看官の有恕を乞ふになん、此以後はまた前のことく美紙を用ひて摺立へし、

一此程英国領事官は一同の集会をなし、又或る他の同僚等と共に先頃不幸にして類焼せし許多の住民に面会せり、○欽差ハルリ、パークスは焼失後新たに在留館を

造営せんと欲し、フワイセード及びドウリンと名くる二人の建築学者(マツ)に命し、絵図面を造らせ衆評せしに、何れも之を許諾の様子なれば、其通に普請を為すに至るへし、其仕法は外国人居留館と当港人民住居の町家との間に石を以て甚堅固なる建家を造営し、是に仍て後來方一出火の患有といえともコンシユル館・運上所・飛脚屋・荷物蔵・会所・町役所等類焼の恐れ少なかるへき様にとの考也、

一右に云える石家を造営すへきの地は、元日本連上所・倉庫等のありし地にて、即今仮評議所の建たる辺にして、矢張当港人民住居の街中也、偕其石家をは両側に建列らね、其中間に幅百三十尺二十二間半余の広路を設け、此往來の道を吉原といえる近來埋立地の遊里に迄達せしめ、自今以後此道幅の広きを以て火難の憂を免れんと欲す、又此石家東方に在る外国人在留館の間にも幅六十尺十間の往來路を造り、其余所々に尚是よりもは、広き路を開きて、海岸通りより本町通に達せしむることと思はる、尚諸局場所替等の儀は、衆評治定の上見

分ありて、弥決定の時に至り絵図を以て看官に贈るへきなり、

附

横浜再度火災之事

本月□日の晩原本日を記する数字の位に誤て○を置たり、故に詳ならずといえども、蓋し西の零十一月三日にして我日なり第五時の頃復鐘声の火災を報するに驚く、此度太田町三丁目より発して弁天通に延焼し、当港住民の家屋焼失する者頗る多し、然共幸にして速に鎮火せり、

満月なき月の事

当一千八百六十六年の第二月は絶て満月を見ることなし、而して第一月に兩度の望あり、又三月も兩度の望あり按るに、西の第一月一日・第一月三十一日・第三月一日及第三月三十一日、我十一月正月及び二月の望にあたりて第二月全くなし、數百年間の曆を考ふるに、最まれなる事を以て付記す、

〇二  
二 芸州侯より肥惣督江差出

(二一の1)  
此度從

天朝鎮定之儀取計方被仰付、右等之儀、素より重任難堪候得共、是迄御達等御取次仕来候儀ニも御座候得は、御趣意貫徹仕候様尽力可仕と奉存候、然処御文中侵掠之二字如何可有御座哉、畢竟接戦之進退時宜に随ひ境外江も進出候儀ニ御座候、既に弊領ニ居候兵士共此節追々引払候次第ニ付而は侵掠之所業とも不被存候、猶石州口之様子承候処ニ而も、是亦同様之趣意ニ相聞、左候ハ、侵掠之二字ニ当り、彼方ニ於て如何可奉存哉、情実御承知ニも可被為在候ニ付奉伺候、此段申上候、以上、

八月廿九日

(二一の2)  
付札

書面被申立之趣、尤ニ相聞候ニ付、右等上坂之上可申上候間、右之心得を以可被取計候、

〇二  
二 寅九月勝房州長藩と応接之次第芸藩よりの聞書

勝曰、上様是迄幕議之条理名分不正ニ付、此度諸藩御

呼登衆議御聞取之上、旧政を改め、寛大を旨とし至当之御所置可有之思召ニ付、休兵之命を下し、既ニ惣督を始討手引揚候ニ付而は、四方出兵を引取謹慎可罷在方宜しからすや、

一 長人答曰、君御説論之趣一応御尤ニは候得共、旧来之幕命朝暮に転変いたし候故、如斯軍事ニ押移申候、依て進発と申事ニ而は何分四方之兵を引揚候儀は致かたく、乍併強而引揚候様仰ニ候は、長防二州之臣民奉拝聞候程悔悟之御形跡相頭候儀ニ相成候得は、居合も出来可申候間、其段御取計ニ預り度、

一 勝曰、形跡と申儀は余り過激之申分ニ而は無之哉、但上様江申上候而は何れ御聞入有之間敷、

一 長人曰、此先如何様御所置被成下候哉と烈敷切問有之候得共、

勝答に、此儀ニ於て而は拙者関係いたし候訳ニ無之、更ニ不致承知との事也、尚事情は委細聞え候間、一ト先帰阪之上申上候間、再度拙者来り候欤、別人来候共都合ニ依而三田尻江可至、又陸地なれば芸地より船ニ而

新湊迄可参候、

一 右勝氏廿六日当地出帆、同伴上田乙次郎・永田権助・深町三郎左衛門、新湊江罷越応接申込候得共、入長相断、依之勝氏は敵島江被相越、永田は山口迄参り、深町は廿七日帰芸、長人広沢兵助・高田春太郎・太田市之進・長松文助、朔日敵島江罷越、二日於千願寺応接、同夜勝氏・上田は帰芸、三日夜蒸気船ニ而出帆、長州人五日ニ引取、永田は七日夕帰芸いたし候事、

(三)の1) 〇寅九月十九日京説報告

諸大藩之人寄合、各藩君侯出京之上議談とは乍申荒増之議論定いたし置度との事ニ而、去ル十三日三本木ニ而集会、十四五藩集候由、其節因藩甚暴論ニ而折合不申、諸藩彼是説論いたし候得共降伏不致、其日は其仮ニ而散し候由、正義之藩より発起之由ニ相聞候、

(三)の2) 一 同月十七日

朝廷に於て御議論之中、会杯は京ニ可置者ニ非ざる由、

何分奸曲之者要路に在て敵 叡慮候より 御国威は日々

衰弱奉恐入候次第、就而は其奸徒を退け真之 叡慮違

奉鎖港攘夷之大典相立候様との議論有之、其中ニは六

藩を召、一藩ニ八拾万石を配し国政を司らしめ、其上

人物をえらひ征夷將軍職

宣下可有之、 叡慮不遵奉之向は悉く擯斥可然旨大激

論、実以不容易次第御座候、乍去 叡慮は更に不被為

変候欵、上様御参 内之上之事と可相成様子ニ御座候、

何事も

勅答無之、先即今其假ニ御座候云々、

二四 ○大原・北小路其外堂上方建言大意

八月晦日大原・北小路其外堂上方参 内、同日中御門

卿、二条関白殿下江拜謁被仰述候は、今日は三番所

御近習 内々外様と同列中建言仕度次第有之参 朝仕居候ニ付、

早々御参 内被成候様とニ付、殿下御返答ニ、

朝廷ニ而可有之自身上ニ係り候儀ニ候ハ、其覚悟ニ

而参 内不致しては難叶、無遠慮申聞具候様との儀ニ

付、中御門卿御答ニ、尤左様ニ御座候、乍去御前ニは

御別条不被為在、尹宮ニは定而御参 内相成候時は御

廊下ニ而御関留申候手筈ニ決議相成候と被仰上候処、

建言之次第ハ如何之事柄候哉と御尋、中御門卿曰、

朝廷御失体は勿論、夫ニ付尹宮罪惡・野宮等退職之儀

言上、次ニは幽閉之堂上方を被免候儀申立候覚悟ニ御

座候、殿下仰、其義ニ候ハ、尹宮ニ不限自分迎も同罪、

今更悔悟無限次第、一々差眼相違失策ニ出候義実以悲

歎之至、乍去尹宮迎も天下之混雜を被相好候訳ニは決

而無之、何分宜敷道をと懸念被致候事一々失策ニ相成

候事ニ候ヘハ、格別惡むへき訳ニも無之、依而自分迎

も申立之儀は何分尽力いたし、幽閉之堂上文ケは今日

中ニ被免候様為取計、尹宮之儀は速ニ参 内、御廊下

ニ而関留候儀は見合、

主上 御前ニ而 朝廷御失体を致言上候時は、自然其

罪之論する処尹宮・自分兩人ニ有之候事故、其機を以

辞职之都合ニ取計度、若尹宮悔悟無之辞职不被致時は、

此方ニは明日より退職可致候、迎も尹宮在職は難相成、

夫共其都合ニ不至時は、幽閉之堂上さえ被免候得は、

其内ニは仁才之人も有之候事故、急度相退候時は如何

様とも可相成義と被存候故、其都合ニ相心得具候様被

仰候処、中御門卿御請相成、夫より殿下御参 内、右

三番所より国事建言之次第ニ付、尹宮・山階宮初撰家

已下御参 内被仰達、御不参は鷹司公・徳大寺殿也、

外不残御参 朝之上中御門卿・大原卿より殿下江言上

ニは今日言上仕度次第有之、三番所同列中参 朝罷在  
候、尤

主上 御前ニおゐて 奏聞仕度御列席被成下候様被申

上、直ニ殿下より 奏聞、夫より

主上 御前ニ被為 召、何れも列席之上大原卿より言

上有之候は四ヶ条、左ニ

一第一、列藩 勅命を以被為 召度、今日天下之形勢実

ニ切迫之絶頂、御因循被為在候而は不容易御混雜と可

相成、尤今日中御決議被為在度、

一第二、甲子年以来幽閉之堂上早々被免度、今日之仮被

差置候而は甚以不宜段、

一第三、長防之儀早々解兵被命度、

一第四、

朝廷是迄之御失体、御偷言朝ニ出夕ニ変する等之事件、

一々言上御建言、右四ヶ条也、

主上四ヶ条之件々いづれも被為 聞食旨被 仰出、

逆鱗之処殿下云、大原より言上之件々何れも尤なる事

ニ存候、

朝廷御失体之儀は実以我罪也と被仰候処、大原卿曰、

夫は決而御前之罪ニ而は無御座、御前之御職は天下万

機之為長御職任ニ御座候へハ、強而国事のミに御関係

被遊候儀無御座、此儀は国事而已ニ御係り被成候御方々

之罪也と被申上候処、尹宮仰ニ、其通り、是は我罪也

と被仰候処、大原卿曰、尤仰之通、斯 朝廷御失体ニ

被為至候儀は皆御前之罪也、如何となれハ、

主上は愆而寛大之 叡慮被為在候処、幕府一橋已下之

申上候事而已御信し被遊、 朝廷之御政事愆而幕府一

橋已下之 朝議のことく相成候ニ付、御失体と相成候

事ニ御座候、何分早々御改革不被為在候而は、一日も

難相濟、此假被差置候而は、

主上御失徳を天下ニ顯ハシ候而已、甚以痛心仕候次第  
と言上有之候処、尹宮仰、弥我等罪なり、今更後悔無  
限恐入候と伏罪被遊候由也、

主上宣、朕ニ於て甚如何、其証は夫丈ケ

朕か事を掛念いたし候心底ニ候ハ、昨年撰海江異船  
到来之時分何と欵可申呉ニ、其時は何事も不言、今日  
ニ至り被是申立候段、如何之事哉、又朕失体を申立之  
趣ニ候得は、一人罷出て社可然、斯企申立る儀何共難  
解、仍而明後二日大原一人可罷出、一々

朕と議論可致と被 仰出候、然処諸藩被召方之儀は、  
御申立之通其曉迄ニ御決議ニ相成候也、殿下曰、是は  
発端一橋中納言より 奏聞被致候儀、且今朝原市之進  
参り、答も

朝廷より諸藩江之 勅命下り候様相成候ハ、其前ニ  
御通達可被成下段申出候事ニ付、旁一応は一橋江通達  
ニ及ひ、后

勅を下さすんハ条理相立不申段被仰出候付、其手筈ニ

御決議ニ相成、列藩被 召方之儀は於其御座所御評議  
相決候也、

但本文建白之公卿、其後徒党言上之罪ニ坐せられ、  
一統蟄居等被 仰出候儀、先便ニ申上置申候、

二五  
○ 各国ミニストル大坂行一件

十二月九日於横浜亞人ウヰンリート及蘭人スネルの兩  
人より、凡日数十日乃至十五日之内各国ミニストル大  
坂江出帆可有之旨承候、後夕方英國通弁官シーホルト  
江途中ニ而行逢問合候処、全未決之趣申聞候ニ付、尚  
為探索、翌十日同十二日港内江罷越、所々承合申候処、  
銘々申聞候辞大同小異、孰を是とも難定御座候得共、  
元来此方ニ而は先般於京師伝 奏方江閣老より云々御  
届有之候を目的ニ問合、彼等は皆全く其根本兵庫開港  
有無之事より発し候事之様ニも被察、就而は日限之長  
短等は更に信用難相成様ニも相考申候、承候趣左之通  
御座候、

一十二月十日蘭人スネルより、昼は来客も有之緩々咄し

も難出来夜入過参候様申聞候ニ付、夜六半時頃より四半時頃迄彼是物語承候処、仏ミニストル幕府江おもねり、兵庫開港延引可然旨内々申立、幕吏之に喜ひ、ふたつなきものゝ様に厚く賄賂をおくり、加之夥多の黒羅紗并大小銃礮・フランケット等をミニストル江注文いたし候ニ付、各国商人仲間殊之外沸騰いたし、就中英因ミニストル深く之を怒り、閣老江敵數及談判、且方今大坂江参る機会も候ハ、直ニ兵庫開港之事を申出へくの見込十分有之、將亦此度プロイス因のミニストル来朝之筈ニ而、軍艦四艘海軍提督乗組、長崎ニ而ミニストルと一所ニ相成来着之上、江戸政府と及談判、是亦兵庫開港を促し可申、其他幕府江件々談判議論も可有之、矢張仏と幕府之私親をとかめ可申欵之勢ニ而、不日大坂江異船入津無相違被存候旨承申候、

一 仏軍艦四艘朝鮮江至り戦利有之由、新聞紙ニ相見得候処、右は虚説ニ而一旦府中上陸之節土人逃去候所ニ而、金銀貨財掠奪いたし、其後朝鮮人より大ニ討たれ、六百人程之兵卒故漸く船ニ逃帰り、上海江引揚候儀ニ而、

言語同断之為体ニ相聞得、此後大挙いたし候は格別、此度は仏の敗軍ニ御座候由申聞候、

一同十二日亞人ウエンリート江出会承候処、仏の事情は前同様ニ而いつれにも大坂行は可有之、尤將軍繼立拜謁之名義ニ有之事ニ候得共、兎角詮とする所は大坂・兵庫開港之儀ニ而若此儀御拒相成候時は、不容易騒動ニ至り可申旨申聞候、

一同人江亞のミニストルは如何心得候哉と尋候処、右は当分眼を閉ち、耳を掩ひ、機会を考へ居候事と被察候段承申候、

一 亞人ブラウン江承候処、今少々遅く相成可申存候旨申聞候、

二六  
○ 右之通御座候処、同月廿三日蘭人スネル私御長屋江罷越候付、面会仕候処、左之通申聞候

一 兼而物語候ミニストル大坂行之儀、日限相決、来卯正月七日頃幕吏外国奉行はしめ蒸気船ニ而出帆、一日後れ英仏亞蘭之ミニストル等出帆之筈ニ候間、為心得相

通し候、尤昨廿二日出府、明日帰港之積ニ而約敷候得共、兼而懇意ニ付立寄申候段承申候、

一英通弁官サトー、シーホルト等江相尋候得共、于今決定無之旨申聞候、是は秘し候而不申聞候哉、亦は実情ニ而スネル、ウエンリート等之申聞候趣、全浮説ニ候哉、更に相分り不申候、

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上、

正月三日

南部弥八郎



島津久光公書翰

一 島津周防（久光）上書〔安政五年八月八日〕

〔包紙〕  
ノ

口上

今日急飛脚着仕、

御参府一条、御都合能相成候趣、南部様より御直書を

以被仰下、壮右衛門よりも巨細申越、誠に恐悦奉存候、

自明日登城仕、細事可申上候、其節此御書等は御返シ可

被下候、尤御小姓之者共江は先御見セ被遊間敷候、以上、

（安政元年）  
八月八日

島津周防

二 島津周防（久光）上書〔安政五年十一月十九日〕

〔包紙〕  
上

ノ  
御左右

島津周防

尊書被成下難有拜見仕候、御眼疾も御快方被為在候由、  
恐悦奉存候、然は今般

御参府一条 御願達相成、誠に恐悦御儀奉存候、嘸被遊

御安堵候御事と奉恐察候、私にも頓と安心仕候、御家老

中初一統別而難有安心仕候次第二御坐候、就而 美濃守

様 遠江守様江被進候御書御案文存寄御尋被仰下承知仕

候、少々書入差上申候、其外之義は委細因ハより可申上

候、先は右御請申上度如此御坐候、恐惶謹言、

（安政元年）  
十一月十九日

島津周防

上

ノ  
御左右

三 山田有裕追悼漢詩〔万延元年七月〕  
〔島津斉彬三年忌〕

〔包紙〕  
上

(万延元年)  
庚申七月值

先公大祥忌辰悵然

述鄙懷

一去靈車不復歸、三

年如夢思依依、感時

同灑群臣淚、慘淡秋

天作雨飛、

山田有裕拜

四 島津和泉(久光) 上書〔文久元年八月二日〕外

(包紙)  
上 島津和泉

御請

ノ

┌

御別紙拜見仕候、存寄少々書入返上仕候、且少々御痔疾<sup>(1)</sup>

之御煩と伺候ニ付、御宛書之次ニ別紙通御認の方よろしくと相考申候、此段御請迄如此御坐候、以上、

(文久元年)  
八月二日

和泉

<sup>(2)</sup>尊翰忝拜見仕候、秋暑之初御坐候得共、愈御壮栄被成御

坐奉賀祝候、然は田町浪人共一条都合能相片付候ニ付而

は、貴君ニも嘸御安心之由被成下候御儀と奉存候、小子

ニも「頓と致安心候、就而は此内より彼是御配慮被下」、  
て一行

誠以不浅忝次第奉存候」、自から御礼申上候考ニ」御坐候得共、其内不取敢」如此御坐候、

<sup>(3)</sup>二白、少々御不快之由伺申候、御保養專一奉存候、以上、

五 島津和泉(久光) 上書〔文久元年八月十七日〕

(包紙)  
上 島津和泉

御左右

尊翰難有拜見仕候、如尊命冷氣相催候処、益御機嫌能被

遊御坐恐悅奉存候、御入湯被遊御相応候御事と奉存候、

然は御書被成下候ニ付、何寄之御品々被成下、誠以難有

奉存候、随而此御菓子麁薄之至ニ御坐候得共、御礼申上

候驗迄ニ進上仕候、先は右御請申上度如此御坐候、敬白、

(文久元年)  
八月十七日

島津和泉

上  
御左右

六 島津和泉(久光) 上書〔文久元年十月九日〕

(包紙)  
一上

極御内用御直覽

島津和泉

(1) 一左衛門事、先日粗申上候通、御軍賦役何一条は勿論、

其外之儀共、猶又篤と勘考いたし候処、いづれ今通難

被召置者と相考候間、諸掛御免ニ而御城代一篇被仰付、

跡諸掛は総而撰津江被仰付可然奉存候、

一奥掛書役勤養田伝兵衛・市来正之丞事、左衛門随從之

者御坐候間、養田は物奉行ニ而御菜園奉行勤、市来は

寺社方取次江転役被仰付可然勘考仕候、

但総而明日被仰出可然奉存候、

一先日は御相談通山田・堀御入替、別而宜敷奉存候、

右は御直ニ可申上事御坐候得共、先日より少々風邪

氣ニ而得參上仕候間、乍略義以書面此段申上候、

以上、

(文久元年)  
十月九日

島津和泉

(2) 別紙此佩御側役中江被遊御見せ候方よろしく御坐候、以上、

七 島津和泉(久光)口上書〔文久元年十月廿一日〕外

(包紙)  
口上

御内用御直覽

島津和泉

(1) 口上

先日、撰津江御一所ニ申聞候義ニ付、猶又中山存寄之訳も有之候間、別紙之通草稿取仕立差上候ニ付、御清書有之、私明日参殿之上、先日通撰津被召出御達有之度奉存候、尚細事明日も可申上候、以上、

(文久元年)  
十月廿一日

島津和泉

(2) 口達之覚

先御代より当時ニ至り、存慮之程追々書取を以申達候得共、兎角国家憂患之情意薄候故欵、趣意不相貫、甚憂鬱至極之事ニ候、既先日も趣意相達候得共、其後猶又篤と勘考いたし候処、実ニ国家之安危相迫り候得は、此節は是非趣意貫通為致度事ニ候、就而は夫々役職申付候上は、諸事心肝を碎き、銘々職掌々々之趣意相立候様無之候而は、一同振起之期有之間敷存候、尤言路も相開け、此上蔽塞は無之筈ながら、未役人以上より封書差出候向相少候、左候得は当時ニ而申分無之事と被察候得共、時勢之変態ニ随而变革之处置も可有之事かと存候、依而諸役場呼出丁寧反復趣意相諭、一同精々思慮ニ度り、三日中向々より可否為申出候様可致候、

右は各中迄申達候間、篤と重大之任を相考、下々迄趣意貫通之儀、第一之事と存候、

(文久元年)  
十月

八 島津和泉(久光)口上書〔文久元年十一月八日〕外

(包紙)  
一上  
御直覽

島津和泉

坐候得共、奉伺御機嫌候驗迄ニ進上仕候、先は右旁申上  
度奉捧愚札候、恐惶謹言、

(文久元年)  
十一月九日

(1)  
口上

此節中山上京仕候ニ付、前左府様江御直書被進候方可然  
と申談、別紙之通御案文相認差上申候、御宛書等之儀は、  
是迄

大納言様江被進候御振合通ニ而御宜敷と奉存候、以上、  
(文久元年)  
十一月八日

島津和泉

九 島津和泉(久光) 上書〔文久元年十二月十日〕外

(包紙)  
一上  
島津和泉

(2)  
一筆啓上仕候、向寒之砌御坐候処、益御機嫌能被遊御坐、  
恐悅御儀奉存候、然は

御剣之儀、其後無余義訳も有之、延引仕、誠以背本懷候  
仕合、恐入奉存候、付就而は此度献上仕度、側向之者差上  
候付、尚亦宜奉願候、其外何篇右使之者江口上申含置候  
間、筆略仕候、諸事

御直被聞召上被下度奉願候、随而此品誠以麁薄之至ニ御

(1)  
此節御軍備御変更ニ付、猶又御書取を以一同江存寄申出  
候様御達有之候ハ、其中ニは御取用相成候儀も有之、  
且人心落着之為ニも可相成と、先日小松・大久保扨より  
承、尤ニ相考申候間、別紙草稿取仕立差上申候、御清書  
之上、明日迄小松出勤不仕候ハ、外兩人之中江御下ケ

被遊候而可然奉存候、尤先度之仰渡通屹度拜見ニは及申

間敷、触流ニ而可宜と相考申候間、此旨御側役江御口達

被遊度奉存候、此段以乱筆申上候、以上、

(文久元年)  
十二月十日

島津和泉

(2)

家老中江

軍制治定之儀は、国家之大事ニ而、

金剛定院様

順聖院様御深意被為在、

御三代様之旧制ニ基キ、和漢蘭之法を折衷し、屹度規格

被召居置候得共、時世人情ニ応し変革不致候而不相叶場

も可有之、尤方今之世態、別而之急務と深令心配候間、

各中は勿論役人諸士一同存寄之趣、急ニ可申出旨可相達

候事、

(文久元年)  
十二月

一〇 島津和泉(久光)口上書〔文久元年十二月廿一日〕

〔包紙〕  
上 和泉様御書

〔封紙〕  
上 御直覽 島津和泉

口上

江戸御上屋敷御焼失之由承知いたし、何共奉驚入候、就

而は御内用之趣を以、帯刀江仕舞次第急ニ而出府被仰付

度奉存候間、今日御沙汰相成候様奉存、此段申上候、尚

明日も罷出委曲可申上候、以上、

(文久元年)  
十二月廿一日

島津和泉

一一 島津和泉(久光)上書〔文久元年十二月廿五日〕

〔封紙〕

御内用御請

島津和泉

尊書難有拝見仕候、然は中山着仕候由、

御剣之儀、御都合能相濟申候由、恐悅奉存候、且

主上御親筆之御詠被遊御拝領候由、重疊恐悅奉存候、私

江も拝領被仰付候由、誠に恐入難有奉存候、右ニ付而は

早速参上拝戴可仕筈御坐候得共、御存之通婚礼一条ニ而

多事有之、明日迄は得参上不仕候間、明後日参上拝戴仕

可申候、中山儀は後刻も爰許江参候様被仰下度奉存候、

先は右御請迄如此御坐候、敬白、

〔文久元年〕  
十二月廿五日

島津和泉

一二 島津和泉（久光）書状〔文久二年四月十八日〕  
〔修理大夫（忠義）宛〕外

〔包紙2〕

〔包紙1〕

〔修理大夫様〕  
内用御直披

島津和泉

〔1〕  
先月廿九日之御書相達致拜見候、先以弥御堅剛被成御坐

奉恐賀候、小子ニも道中無恙去ル十三日伏見江着いたし

候、御安慮可被下候、然は八家江御達相成候存寄之書付

御廻シ被下、篤と致披見候、何も差而之事も無之候得共、

以来之魂シ入レニ先よろしく御坐候、先は右御報申上度、

如此御坐候、以上、

〔文久二年〕  
四月十八日

島津和泉

修理大夫様

貴答

二白、時候御厭第一奉存候、万事折角御心ヲ用ひ、



是迄之通御油断無之様奉存候、爰許之形勢色々之事  
ニ而大ニ配慮いたし候、御遠察可被下候、以上、

<sup>(2)</sup>御礼申上度以書状申上候、揃兼候季候ニ御坐候処、弥御

安康被成御坐奉大賀候、然は小子事去ル十三日伏見江着  
いたし候処、来ル十六日 近衛様江参 殿いたし候様致

承知候ニ付、御請申上、十六日上 京参 殿いたし候処、  
段々御懇命被 仰下、種々御饗応拝領物被 仰付、誠に

難有仕合奉存候、就而は浪人共蜂起被為惱

宸襟候ニ付、暫時滞 京鎮靜可致旨御内勅承知いたし、  
実以冥賀之至、別而難有仕合奉存候、依而岸良七之丞差

下、爰許之情実委曲申付候ニ付、宜敷御聞取被下度奉存  
候、先は右御礼旁如斯御坐候、以上、

<sup>(文久二年)</sup>  
四月十八日

島津和泉

修理大夫様

参人々御中

二白、別紙口上之覚書写等差上申候、以上、

<sup>(3)</sup>近衛様江差上候写

口上之覚

此節私儀関東江出府仕候趣意、表通は去々年以来修理大  
夫参府両度迄御猶予之御礼、且は屋敷焼失後下知不仕候  
而不相叶用向有之筋ニ御坐候得共、内実は

公武御合体、

皇威御振興、幕政御变革被為在候様建白仕度所存ニ御坐  
候、尤此儀は一朝一夕之事ニ無之、去ル午年以来幕役共

勅諭ヲ遵奉不仕、外夷通商免許仕、利正議之親王・公卿

ヲ奉始一橋・尾張・水戸・越前、其外有志之大名禁錮仕、

庶人は死流之刑ニ取行ひ候処より、乍恐被為惱

宸襟候由略伝承仕、諸国之人心致紛乱、浪人共尊

王攘夷ヲ致主張、慷慨激烈之説を以交ヲ四方ニ結び、或

ハ大老ヲ刺シ、或ハ夷人を戮シ候より、幕役共取締之敵

令ヲ下し候処、弥奮発仕、近頃ニ相成候而は殊ニ致増長、

終ニは不容易企ニ及候哉ニ伝聞仕候、右通ニ而は

皇国一統騒乱之基ト相成、勤

王之趣意ニも不相叶、却而外夷之術中ニ陥り候儀ニ而、  
実以不可然事ニ御坐候、私儀家督之者ニも無之候得共、  
三百年來 徳川家之御鴻恩ヲ蒙り、殊ニ亡兄薩摩守臨終  
之節、国政は勿論

天朝 幕府之御為、宿志致継述精々尽力仕候様、分而遣  
託之趣も承居候ニ付而は、右次第傍觀猶予仕候而は、不  
忠不孝之罪難遁、修理大夫申談、是非関東江出府所存十  
分建白仕含ニ而、先月十六日国許発足、当月六日播州姫  
路江着仕候処、諸浪人共追々上坂仕、私通伏相待事を起  
し候趣ニ相聞得候ニ付、道中差急候事も出来兼、漸く去  
ル十日大坂江着仕候処、浪人多人數滯坂仕居、紛々之次  
第御坐候ニ付、家臣之内内々差出、其方共実ニ勤  
王之志有之候ハ、此方致上京

叡慮奉伺候間、暫時潛居可仕旨、精々理解為仕候処、乍  
漸承服仕候ニ付、去ル十三日伏見江着仕、今日參殿仕、  
叡慮奉伺、所存建白仕候、更ニ僞暴ニ事を破り候義ニ無  
御坐、天下之人心安堵仕候様御処置被為在度所存ニ御坐  
候間、不惡御聞取委細奏

聞被成下度、伏而奉希上候、敬白、

(文久二年)  
四月十六日

(4)

別紙

趣意書

- 一 粟田口宮 左府公 鷹司公御父子御慎被為解度、且於  
關東一橋・尾張・越前等御慎解有之候様被仰渡度事、
- 一 右御慎解之上、左府公関白職被仰出、於關東は越前  
中将殿大老ニ被任度、此義は家柄ニ付先例は無之筈ニ  
御坐候得共、非常之時節非常之処置有之候様被仰渡度  
事、
- 一 田安後見之義、名有て実無キ事御坐候ニ付、差免候様  
被仰渡度事、
- 一 安藤对馬守手疵平(愈)出勤仕候由、是は第一天下之人心  
ニ関係仕不可然事御坐候間、速ニ退職仕候様被 仰渡  
度事、
- 一 久世大和守早々上洛仕候様被仰渡、前件之儀、速ニ取  
行ひ候様、屹と被仰渡度事、

一 前件之儀被 仰渡候ニ付而は、乍恐

朝廷御威光不被為在候而は、幕役共遵奉仕候儀、懸念

ニ奉存候間、大名二三家江

御内勅被 仰下、若幕役共遵

勅之趣も有之候ハ、速ニ弁責仕候様被 仰渡度事、

一 越前在職之上は上洛被仰付、 將軍未若年ニ付、非常

之時節 御懸念被 思召候間、一橋江後見被仰付

朝廷御尊崇之道於関東精々奉尽、邪正之弁明白ニ相立、

外夷御処置、天下之公論を以永世之明制被為定、

皇威海外ニ被為振候様相成度奉存候事、

一 此以後は

叡慮之趣、浪人等江不相洩様御取締有御坐度奉存候事、

一 浪人共之説、妄ニ

御信用不被為在様、乍恐奉存候事、

右之条々、至愚之身ヲ不顧、存慮之趣申上候間、厚

御評議被為尽被遊御取用候御事ニ御坐候ハ、一日

も早く

勅命被為在度御事と偏ニ心願ニ御坐候、敬白、

〔文久二年〕  
戊辰四月十六日

源久光拜

上

(5)

中山卿・正親町三条卿より被相渡候口達書之写

浪士共蜂起不穩企有之候処、島津和泉取押置候旨、先以

叡感 思召候、別而於御膝元不容易儀於発起は、実々被

惱

宸衷候事ニ候間、和泉当地滞在鎮靜有之候様

思召候事、

一三 島津三郎(久光)書状〔文久二年五月廿二日〕外  
〔修理大夫(忠義)宛〕

(1)

〔包紙〕  
修理大夫様 三郎  
極御内用御直披

□印

□印

△印

┌

〔封紙〕  
修理大夫様  
極内用御直披

三郎

ノ  
└

一筆致啓上候、向暑之砌御坐候処、弥御安康奉珍重候、  
然は拙者事

勅使大原左衛門督殿同道関東下向之

勅命ヲ蒙り、今日京師致発足候、御安慮可被下候、尤久

世上京遅延相成候ニ付、

勅使被差下候様、先日書取を以議奏衆江申出置候処、御

取用相成、右次第に相運ひ申候、折角於関東

勅意致遵奉候様精々尽力之心得ニ御坐候、別紙差上候間、

御都合次第函書・周防杯且摂津江も拝見被仰付度奉存候、

且又先月廿五日近衛家より帯刀御用ニ而参 殿いたし候

処、拙者心底

主上深厚御賞誉之御事ニ而、御秘藏之御短刀御内々拝領

被仰付、誠に冥加至極恐入難有仕合奉存候、於当家ケ様

之御品拝戴之儀未無之歎と、実ニ感涙とゞめ難き次第ニ  
御坐候、就而

勅書御写且 近衛様御書写差上候間、是又右人数限りは  
内分を以拝見被仰付度奉存候、尤於爰許も小松・中山・  
堀・大久保四人迄拝見存居候事故、於其地も其御心得可  
有之候、扱又先日は岸良着致、其地之形勢細々承知いた  
し候、殊ニ何寄之御品々被成下難有奉存候、 近衛家江  
進上用ニ可成御志之程、別而難有奉存候、最早於関東も  
田安後見御免、越前・会津御政事御相談杯相運ひ、段々  
能キ都合ニ相成、安心之方ニ成立申候、其地も定而追々  
人氣も落付候事欵と致遠察候、先は右旁此段申上候、以  
上、

(文久二年)  
五月廿二日

尚々、時候御自愛專一奉存候、爰許は入梅中ながら雨  
降不申、暑き事無限御坐候、先月より麻疹之やうなる  
病流行いたし、供廻り上下臥居候次第、側廻も人数減  
少いたし込り入候、其地はいかゞと相考申候、拙者ニ  
も老中水野和泉守ニさし合候ニ付、 近衛様より改名

いたし候様被仰下、難有御受申上候、此名は家督なら  
でハ如何と存候得共、近衛家より被仰下候間相改申  
候、猶追々可申上候、乍跡先月廿三日伏見之一条、  
誠ニ大心配御遠察可被下候、しかし存之外跡ハ平和ニ  
相成仕合之事御坐候、是ニ而其地之もやう如何と案し  
られ申候、以上、

添て申上候、初め 近衛家江差上候書付写、先度岸良便ニ  
差上候間、摂津江御見せ被下候様奉存候、

(2)

〔包紙〕  
「勅書并ニ 近衛公御書写

御短刀御拵書入

(2のイ)  
五月十八日 近衛大納言様御取次を以拝戴致事  
写

方今之時勢不堪傍觀、島津家一同萃三国抛身命、勤  
王攘夷之旨趣言上、不斜 御満足 思召候、今般関東江

勅使被指向、偏ニ 君臣 御合体・国内一致・攘夷之成  
功可有之、以深重之思召被 仰下候ニ付、

勅使ニ引統三郎出府可周旋、去ル十二日以書取被 仰付

候処、越前前中将国政關係之儀、於関東取計候段

勅意符合、 御安心 思召候、右ニ付猶又別紙之通

御沙汰候間、

叡慮之旨徹底候様尽力可有之、深御依頼思召候、右之段

内々

御沙汰候事、

中山大納言

忠能

正親町三条大納言

実愛

飛鳥井中納言

雅典

久世宰相

通源

野宮宰相

定功

右五人議奏衆

(2のロ)  
御別紙写

一橋刑部卿・越前前中将等之儀、御箇条書之通被

仰出候処、去十五日大樹年頃ニ付、田安大納言後見願之通差許、越前前中将国政可關係被申付候由言上有之、就而は後見之儀、強而は被

仰出兼候得共、何分内外不容易形勢ニ候間、深被遊御案痛、以一橋被登用候方可然

思召候、但名目之処可為輔弼欵、且越前大老職之事、為家門之間流例之辺ニ而は可差支候得共、先件非常之所置ヲ以テ可被申附

思召候、但是以差支候ハ、政事惣裁職ト称候而茂可然思召候、

但越前前中将儀、

思召之通相成候上ハ、方今内外危迫之時節ニ付、今年秋中上京有之、国是之議論被

聞食度候、且同人弥上京之節は、引統三郎ニ茂可有上京候、其辺相舎可有周旋様ニト

思召候事、

(2のハ)  
一御短刀一腰銘左  
長一尺計目釘六三ツ

一御縁頭、銀ナ、コ、桜ノ木ノ細工、金色絵、

一御栗形、御鯉口、御鞘尻等、右ニ同シ、

一御柄鞘共ニ木色塗、桜ニ駒ノ高時絵、切金入、

但クハリシ木欵、御柄糸卷ナシ、

一御目貫、金駒ノ細工、

一御目釘、銀轡ノ細工、

一御小柄、赤銅ナ、コ、金枝桜ノ細工、裏哺金、

一御小刀、菊御紋、下ニ雷除日本鍛治宗匠伊賀守藤原金

道、

一御下緒、紫白打交、

一御袋、倭錦、紫打緒付、

一外家箱、桐白木、紫打緒付、

(3)  
一包紙②  
一

(包紙①)  
一議奏衆より之御書取

ノ  
L

(3の1)  
近衛大納言様御書写

尚々、余条ハ帶刀へ可申と存候事、

今日モ快晴ニ候、弥御平安珍重ニ候、其元誠忠之条々

天朝不淺 御満足之御旨趣、就テハ其元御心底被 賞、

從來

御物之 御短刀極密々被遣度

歎慮、昨日不存寄

勅書ニテ賜候事、何共恐入、於愚拙モ深畏々候事ニ候、

御礼厚申上置候事ニ候、仍今日帶刀招寄目出度御伝申入

候、幾久敷御重宝可為存候、賜候

勅書写置候俣御拜見之様存候、御跡ハ幾久敷其元へ御残

シ置之様存候、仍写取目出度内々御伝申入候事、

(文久二年)  
四月廿五日

島津和泉とのへ

内々

忠房

(3のロ)  
勅書写

尚以時氣專自愛可在存候、吳々泉州江宜可申達様  
頼入候也、

連日夏景増加候、弥其卿壯健満足候、偕は泉州即今浮浪

之輩鎮靜之儀頼ミ置、苦勞ニ存候、且亦惣体国論勤王之

志專にして、万事進退可応勅諭之趣、実以正論殊更頼母

敷、弥其趣意深厚行末々迄モ勅命遵奉有之候様ニト

存候、此品鹿輕ニ候得共、從來持古シ候故、芽出度内々

泉州心底可賞旁一笑ニ遣度、先其卿江差出候俣宜伝達頼

入候、決テ極内之儀、其刃相含候而取計之義も頼置度存

候也、

(文久二年)  
四月廿四日

近衛大納言のもとへ

(3のハ)

四月廿五日  
近衛公御取次を以議奏來より承知  
写

浮浪之徒、蛮夷之儀より彼是蜂起之趣、去十六日内々言

上被惱

宸襟候処、鎮靜之儀御受有之被安

叡慮候処、又々一昨夜已来猛暴之形勢被

聞食候、元来右之徒、為

皇国赤心報国之志を以投身命候段は

御感之御事ニ候得共、攘夷一件ニ付而は実々自先年深被

惱

宸衷候処、何分国中一致之儀第一と被

思召候ニ付、尚厚被廻

叡慮候御事ニ候、然処方今血氣之壮士等不用理解暴論を

為主、奉

勅命を待すして猥ニ乱妨ケ間敷儀ニ及候段ハ、忠憤却而

違

勅之筋ニ相当、不埒之至候、右等違背之輩ハ早嚴可加制

止儀ニ被

思召候事、

一四 島津三郎（久光）書状〔文久二年五月廿一日〕  
〔修理大夫（忠義）宛〕

〔包紙②〕

〔包紙①〕  
修理大夫様  
三郎

貴報

〔印〕  
〔印〕

〔印〕

〔封紙〕  
修理大夫様  
三郎

御報

緘

貴札忝致拜誦候、追々暑氣相催候処、弥御安寧被成御坐

奉大賀候、然は先度伏見之変事御承知ニ而、鈴木・川崎

早速被差遣、一昨廿日京着、御口上之趣委細致承知、別

而忝奉存候、其節は心配いたし候得共、兩日中ニ平和

相成、当分爰許至而静謐之次第ニ候、尚両土差下候間、

委曲口上ニ而可申上候、其地之形勢當時如何ニ候哉、大

島之一条紛々之異説御坐候由、必然之事と致遠察候、此



義も鈴木江大略咄置候間御聞取可被下候、爰許出立之義も

朝議度々相変し、心配いたし候、しかし詰り 御許容相成申候、何分当屋敷座敷は勿論、庭迎も織計之処ニ而、

歩行も不相成、外出も自在ニ出来不申、 近衛家江三度四月十六日・五月十五日・十七日 参殿いたし、物見江二度参り候迄何方江

も出不申、窮屈至極、日中之暑さも甚敷、実ニ囚人同様之義と雑談いたし候事ニ而、一日も早く出立之処、頻ニ

願立申候、余は別封申上候通ニ御坐候、先は右御請旁此段申上候、以上、

(文久二年) 五月廿二日

二白、浪人同意之者共、先非を改、是非主謀之浪人刺殺し度と之事ニ候得共、爰許ニ而は先有メ置、浪人同

列船より差下、船中にて如何様ニも可取計申付遣候、最早其地江着致候欵と相考申候、此義も其地ニ而は異

説相生し候欵とも存候得共、是は表通問合越候通之処置無之候而は不相濟儀ニ御坐候、左様御納得可被下候、

以上、

一五 島津三郎(久光) 書状〔文久二年六月七日(忠義)宛〕

〔包紙②〕 江戸より

〔包紙①〕 修理大夫様 無事 三郎

緘

〔封紙〕 修理大夫様 無事 三郎

一筆啓上仕候、向暑之節御坐候処、弥御安康被成御坐奉

恐悦候、拙者事道中無滞、今日高輪邸江着致候、御安心可被下候、尚当地之都合向、先は宜敷模様ニ御坐候、明

日越前中将江面会之賦ニ候間、細事は後便可申上候、先は右旁申上候、以上、

〔文久二年〕  
六月七日

修理大夫様

玉机下

島津三郎

二白、長州より其許江書状被差越由承候得共、此方  
ニは何之事も引合無之候間、いつれ其地江相届候ハ、  
何分ニも御申越可被下候、大取込乱筆御推覧奉願候、  
以上、

一六 島津三郎（久光）書状〔文久二年六月十四日〕  
〔修理大夫（忠義）宛〕

〔包紙①〕

江戸より

〔包紙②〕

修理大夫様

内用御直披

三郎

□印

□印

△印

〔封筒〕  
修理大夫様

内用御直披

三郎

□印 □印 □印

□印

〔封紙〕

修理大夫様

内用御直披

三郎

一筆啓上仕候、日々暑氣相加候処、弥御堅康可被成御坐  
奉恐賀候、於爰許

御摠方様御揃御同前被成御坐、重疊奉恐賀候、然去ル  
八日越前中將殿江内分面会いたし、先度近衛家江差上  
候書面之趣意ヲ以口上ニ而申述、其外夷御処置振等之  
次第演舌いたし候処、至極能キ納得ニ而、尤之儀旁心得  
ニも相成候由返答有之、先は安心仕候、殊ニ中將殿ニは

毎日之登城、天下之御政事無巨細御談判御坐候由、恐悦之儀ニ御坐候、同十四日ニは老中脇坂氏より面会致度段申来、早天より差越謁見いたし候処、是又種々熟話有之、越前江申述候よりも今一段委く相述候処、越前同様能キ納得ニ而御坐候、尤脇坂江は京師ニ而拝戴仕候御書取等も差出披見被致、御趣意一々御尤之儀と被申候次第ニ而、至極之上都合、別而安心仕候、未

勅命之一条は御運ヒニは不相成候得共、多分近日中御請ニ相成候筈と奉存候、乍前後

勅使御登城は去ル十日ニ而、是以別而御都合向宜敷御坐候由承知いたし候、旁御安心之様奉存候、其地之形勢松方三之丞便委細承り申候、何分人氣紛々之趣之由、懸而致心痛候、仍而御書取被相下方可然相考、小松杯江申聞御案文差上申候間、一日も早く御達御坐候様奉存候、先は右旁申上度、如此御坐候、以上、

(文久二年)  
六月十四日

二白、時候折角御自愛奉存候、拙者ニも無事罷在候間、御安慮可被下候、追々爰許之成行相分次第可申上候、

御吉左右御伝可被成候、以上、

一七 島津三郎(久光)書状〔文久二年六月廿八日〕  
〔修理大夫(忠義)宛〕

〔包紙?〕

〔包紙?〕  
修理大夫様 島津三郎  
御左右

〔印〕  
〔印〕

〔印〕

┌

①  
一筆致啓上候、酷暑之節御坐候処、愈御堅康被成御坐奉恐賀候、於爰許

皆々様御揃御同前被成御坐、重疊奉恐賀候、時候御安否伺度、如斯御坐候、恐々謹言、

島津三郎

(文久二年)  
六月廿八日

久光

修理大夫様

参人々御中

(2)

尚々、時候御自愛專一奉存候、其許如何之事ニ候哉、  
定而人心疑惑有之筈と存候間、折角其御心得簡要之  
儀と奉存候、爰許も存外暑氣強く込り居候、併朝夕  
は涼しく有之、是計仕合ニ御坐候、以上、

別段申上候、爰許之形勢、此以前之幕威も無之、  
勅使会釈向等別而手厚様子ニ而、下手よりだまし付之手  
段と相見得申候、就而未

勅命通は運ひ兼候得共、不遠内御返答御受有之筈と相考  
申候、拙者ニも着翌日越前上屋敷江参り、春嶽殿へ面会  
いたし候処、能キ都合ニ御坐候、其翌日淡路守殿被参、  
緩々對話いたし候処、是又至極安心之事ニ而、此上拙者  
之存慮ニ異論無之、初々於京師差上候口上寛趣意事、且議奏衆より之御書付等見せ申候、此方江た  
より被居候模様ニ御坐候、十四日ニは脇坂より早天ニ可  
参申来差越候処、是又越前同様至極能キ都合ニ御坐候、

前文ニも申候通、当時之形勢以前之幕府ニは無之候間、

御安心可被下候、猶細事可申上含ニ候得共、繁用取込候

ニ付、後便ヲ奉期候、以上、

(文久二年)  
六月廿八日

三郎

修理大夫様

内用

(3)

(封紙)  
「極内密

□(印) □(印) □(印)

極内申上候、備前岡山より養子之内談御坐候故、篤と致  
勤考候処、成程当時天下之形勢ニ而他藩江交を結び候得  
は、味方多キと可申事ニは候得共、又再考いたし候得は、  
筑前や南部家杯も有之事、さして力ニ相成事ニも無之故、  
拙者ニは他国養子先は無用と存申候、しかし国許江も相  
談可致旨、内々答置候ニ付申遣候間、御返答之案文別紙  
遣候ニ付、御認可被遣候、左候得は其処を以先方江返答

いたし候得は可相済と考申候、

御案文

備前岡山より養子之内談有之候由、御相談被 仰下承知  
仕候、猶熟考仕候処、他藩江養子之儀、当家之勢ニも有  
之、可然事ニは候得共、兄弟都而国許ニ罷在候方、往々  
力ニも相成り、国家之為ニも可宜と奉存候、殊ニ成人之  
者共は養子相済居、残居候者は未幼年、他国江可遣程之  
者ニも無之候間、右旁之処深く御勘考被成下、御断被仰  
込候方可然奉存候、尤家老共江も極内申聞候処、同意申  
出候、先は御返答旁申上候、以上、

右之趣ニ而御遣シ被下度、左候得は断之処いたし安く御  
坐候、尤撰津江も極内御見せ被下候方可然奉存候、殊ニ  
家老共と申御文言も有之候得は、外之人々は実之思召と  
申処を以内分承知いたし居候様、撰津より申聞候様御沙  
汰被為在度奉存候事、

一八 島津三郎（久光）書状〔文久二年七月朔日〕  
〔修理大夫（忠義）宛〕外

〔包紙〕

(1)  
〔封筒〕  
修理大夫様 三郎  
極御内用

〔印〕〔印〕〔印〕  
〔印〕  
〔印〕

〔封紙〕  
修理大夫様 三郎  
極内用

一翰致呈上候、暑氣之砌御壮健可被成御坐奉恐賀候、  
然は一橋・越前出職之一条、是迄閣老共不取留故障申立、  
急速埒明兼、勅使ニも大心配ニ而精々御達御坐候処、

終ニ今日 勅答御請ニ相成、大ニ安堵いたし候、御安心

ノ様奉存候、 勅使ニも未暫ハ滞留ノ賦ニ御坐候、拙者

ニも当秋中ニは帰国ノ考ニ御坐候間、御待被成度奉存候、

御参府ノ義ハ、芝御普請未出来兼申候間、右ノ処ニ而御

断相成候賦ニ御坐候、旁御安慮可被成候、先ハ右旁如此

御坐候、以上、

(文久二年)  
七月朔日

尚々、時候折角御自愛ノ様奉存候、其許麻疹流行ノ由、

此地も大流行ト申事ニ御坐候、併未此皆々様ニハ御煩

無之、恐悦ノ事ニ御坐候、以上、

(2)

(封紙) 一修理大夫様 三郎

御内用御直披

□印

□印

△印

┌

(封紙) 一修理大夫様 三郎

内用御直披

ノ  
┌

尚々、別封朔日之日附ノ儀ハ昨日差遣管候処、本文

ノ儀扨にて今日飛脚差立候間、日附相違ノ事ニ候、

以上、

今日御用ニ付一類中登城可致旨、昨日申来、淡路守殿登

城被致候処、拙者於

京師ノ次第御褒美として御刀一腰片山無銘 二尺三寸拝領被

仰付、誠以難有仕合奉存候、差而之功劳も無之処、右次

第痛入仕合ニ御坐候、自分表向申上越候得共、猶又申上

候間、此上其地ノ儀取締向弥厳密有之候様、屹と撰津江

も被仰達度奉存候、此段申上候、以上、

(文久二年)  
七月二日

二白、今日ハ角力取召寄、於亀ノ甲ノ庭見物いたし、

淡路守殿も退城より被参、大取込乱書御推読奉願候、

已上、

一九 島津三郎（久光）書状〔文久二年七月八日〕  
〔修理大夫（忠義）宛〕外

〔包紙<sup>2</sup>〕  
ノ

〔包紙<sup>1</sup>〕  
〔修理大夫様〕  
要用御直披 三郎

〔印〕  
ノ〔印〕  
〔印〕

〔封筒〕  
〔修理大夫様〕  
要用御直披 三郎

〔印〕〔印〕〔印〕  
〔印〕  
〔印〕〔印〕〔印〕

①  
〔封紙〕  
〔修理大夫様〕  
要用御直披 三郎

先月十五日之貴札拜誦仕候、如來命炎暑之砌御坐候得共、先以弥御安寧被成御坐奉恐賀候、下拙にも無異罷在候間、御安慮可被下候、然は一昨六日一橋公之儀別紙之通被仰出、誠に恐悦之至、大ニ安堵仕候、春嶽君ニは不快ニ而被引入居候ニ付、登城有之候ハ、自ら近日中御達有之筈と奉存候、先は此方之趣意相達候次第ニ相成、別而々々上都合之事ニ御坐候、且被仰聞、肥後存寄之一条随分尤ニは候得共、不和合之本は大概差知れ居候事ニ御坐候得は、大目付以上江分而御達之儀如何可有之哉、尤先度申上置候御書取之儀、最早御達相成たる筈と奉存候間、先此上御達は御扣之方可然と致勘考候、殊ニ一橋公御出職杯も有之、追々此方趣意通相連ひ候ニ付而は、おのつから異説も減し候事欵とも存申候、か様之大事ニ相成候得は、雑説は多端有之義は勿論之事ニ候、先は右旁申上たく鹿毫を以申上候、以上、

〔文久二年〕  
七月八日

二白、其許如何有之候哉、此地は追々暑氣減し候方ニ

而、仕合之事ニ御坐候、麻疹は一統大流行、其許も同  
様之由承候間、折角御大事ニ時候御厭被成度奉存候、  
仙台・土州杯よりも追々引合有之様子、乍併鹿忽ニ納  
得は不致考ニ御坐候、尚追々可申上候、以上、

(2)

(文久二年)  
七月六日

御使 脇坂中務大輔  
松平豊前守

徳川刑部卿殿

右

思召ヲ以一橋家再御相続被

仰出、一橋領十萬石被遣候旨、今朝被 仰遣之、

御座間

御同人

右御登城、御対顔、今度

叡慮ヲ以被 仰進候ニ付、御後見被 仰出之、

二〇 島津三郎(久光) 書状 [文久二年七月廿九日  
修理大夫(忠義)宛]

〔包紙<sup>2</sup>〕  
上 江戸より

〔包紙<sup>1</sup>〕  
修理大夫様 三郎  
御報

□印

△印

□印

〔封紙〕  
修理大夫様 三郎  
貴答

緘

六月廿九日之芳墨相達、忝披見仕候、先以弥御安全被成  
御坐奉恐賀候、然は拙者事六月七日無滞着府仕候、御歎  
被仰聞忝奉存候、其以後無事罷在候間、御安慮奉願候、  
去ル廿三日ニは一橋・越前之両君御馳走所江被参候ニ付、



拙者ニも出会仕候様

勅使より被仰聞候ニ付、四ツ時より出宅会谈仕候処、兩君共先は御差ハマリ之御様子ニ御坐候間、御安慮奉願候、且所司代跡役松平伯耆守儀京師之人氣不宣、若上京相成候ハ、又々騒キ立候模様之由、京師より申来、右ニ付勅使より其段御達御坐候処、兩君ニも能キ受合ニ而不遠内何分御取計有之賦御坐候間、是以御安堵可被成候、尚先所司代酒井ニも未滞京いたし居、是又同断人氣ニ拘り不可然旨申聞候処、此義は最早出府いたし候様御達有之候由ニ御坐候、先は右旁申上度如此御坐候、以上、

(文久二年) 七月廿九日認

二白、其地麻疹大流行之由、折角御自愛專一奉存候、

此地も同断ニ御坐候、其外御端書之趣委細奉得其意候、已上、

二一 島津三郎(久光) 書状 [文久二年八月廿日 修理大夫(忠義)宛]

〔包紙②〕

江戸より

〔包紙①〕 修理大夫様 三郎  
内密

印 印 印

〔封紙〕 修理大夫様 三郎  
内用

緘

秋暑去兼候得共、愈御安康可被成御坐奉恐賀候、然は於爰許諸事周旋之義最早相済候ニ付、明廿一日発足之賦ニ候、御安慮可被下候、越前上京之義は國是之論未治定無之由、急速ニ出来兼候様子、無抛趣意に相聞得申候、昨十九日一橋より参り可申旨承知いたし、八ツ時より出宅差越申候、越前ニも参り被居、両公一緒ニ談判いたし能キ都合ニ御坐候、御安心之様奉存候、自から京師江も暫時滞留、当地之次第委曲言上いたし、不遠帰着之舎御坐

候間、細事奉期拜謁候、先は右旁如此御坐候、以上、

(文久二年)  
八月廿日

二白、岡山養子一条御答書相達、返答は出立後申入候

含ニ御坐候、勅使ニは明後廿二日発足之賦ニ御坐候、

御参府御延之義は只今御願書差出有之、未何分不相分

候得共、多分御願達之義と奉存候、長州嫡長門守昨日

着ニ而、今日被参候賦取込央邪魔之事ニは候得共、無

抛子細も有之、面会之賦ニ候、尚近々京地等之形勢可

申上候、以上、

一一二 島津三郎(久光) 書状 [文久二年八月廿七日]  
[修理大夫(忠義)宛]

(包紙)  
「修理大夫様」

御内用答

三郎

□(印)

□(印)

□(印)

「自掛川駅」

(封紙)  
「修理大夫様」  
三郎

御内用答

緘

貴翰忝致拜謁候、如来命残暑難去候得共、弥御安泰被成

御坐奉大慶候、然は打続凶事到来ニ付、法元太郎左衛門

被差越、安否御尋細々被仰越、殊ニ何寄之御品々被掛貴

意、別而忝奉存候、拙者ニも無異ニ而去ル廿一日江戸発

足いたし候、御安慮可被下候、凶事之儀は無是非仕合、

今更色々申候而も無詮次第と相考申候、扱当方種々之事

共有之、委曲太郎左衛門江中含候ニ付御聞取可被下候、

併何も御懸念ニ及不申候間、御安慮可被成候、御参府一

条当冬中は迎も御遁レ無之事候間、拙者着後十月下旬欵

十一月上旬欵ニは是非御発足之様奉存候、細事は着之上

可申上候、先は右旁御札申述度、如此御坐候、以上、

(文久二年)  
八月廿七日

猶々、太郎左衛門一条委細致承知候、後便何分可申上

候、此御菓子江戸ニ而到来ニ付進覽仕候、尚後便を期申候、早々、以上、

二三 島津三郎（久光）書状〔文久二年閏八月十日〕  
〔修理大夫（忠義）宛〕

〔包紙②〕

〔包紙①〕  
〔修理大夫様 三郎〕

内密御独覽

緘

〔封紙〕  
〔修理大夫様 三郎〕

要用

緘

取込乱筆御免可被成候

此書図書・周防・英之進は勿論御家老・御側

役江も御見せ可被成候

秋冷相催候処、愈御壮栄被成御坐奉珍重候、然は拙者事

道中無恙、去ル七日上京、着掛旅装之仮、近衛家江参殿

此儀は前以道中江被仰越候

いたし候処、 関白殿下・左大将卿江拜

謁種々御懇命承知いたし、暫退席再殿下并議奏三卿・

中山・正親町三條 御列席、関東之次第委細御尋ニ付成行申

上候処、拙者今般之尽力

叡感不少候ニ付、出格之

思召ヲ以、明後九日参 内被

仰付、関東之模様猶又致言上候様被仰聞、誠に恐入難有

次第、速ニ御請可申上事候得共、此義は実以不容易訳、

此節之周旋未成功と申ニ而も無之、且無位無官之者参

内仕候事実ニ恐多ク奉存、殊ニ関東之響合も如何敷候間、

再三御断申上候得共、関東之義は伝奏衆ヨリ宜被 仰達

候間、是非御請申上候様頻ニ御沙汰ニ而、迎も辞退難相

成無抛御受申上、昨九日参 内いたし候処諸次第別、ニ有之

御太刀一腰 御褒賞として拝領被 仰付、誠に武門之冥

加恐入難有仕合奉存候、右之趣御吹聴為可申上如此御坐

候、以上、

〔文久二年〕  
閏八月十日認

(2)  
一九日巳刻比近衛家江參殿、午刻比御兩殿様拜謁被仰付、

暫時御談話終而退席、再 殿下并青蓮院宮様、三条少

將卿御列席拜謁被 仰付、種々御談論之内、殿下ニは

御引入御服替ニ而御參 内、宮様并少將卿ニは暫時

御殘御帰宅ニ而候、申刻過拙者參 内着服烏帽子風折・直垂蒲萄色是は近衛殿

下ヨリ拜戴、いたし候、万事都合能相濟、夜入前近衛家迄退出、引

統 殿下ニも御帰殿、再拜謁御礼申上、緩々御話被為

在、夜四ツ時比致帰邸候、誠以不容易出格之義二百年

來無之事ニ而、只々当惑至極恐入、難有仕合筆端ニ難

述候、

禁中ニ而致承知候義は、近日中猶又御書取御下ケ相成

候筈故、其節可申越候、貴殿ニも此上は弥以万事御心

掛

皇国之御為御周旋、当家之名譽無御失墜様專要奉存候

事、

但御次第書并絵図一枚差上申候、

一 御太刀は中山卿ヨリ被相渡候ニ付拜戴、其佩持下  
り於休所取次衆箱被持出入付、供江被相渡候、

(3)  
一 島津候所參上、

一 取次隔ノ屏風内迄誘引、

一 坊城卿初面会了、庇迄誘引、

一 殿下兩役出席、

一 兩役対島津面談了、可及言上申述、島津暫候所へ退、

一言上了、殿下兩役再出席、取次隔ノ屏風内迄誘引、兩

役ノ内庇迄誘引、

一 兩役述

仰之旨了、有

恩賜、島津頂戴退出、於屏風之辺取次江預之、

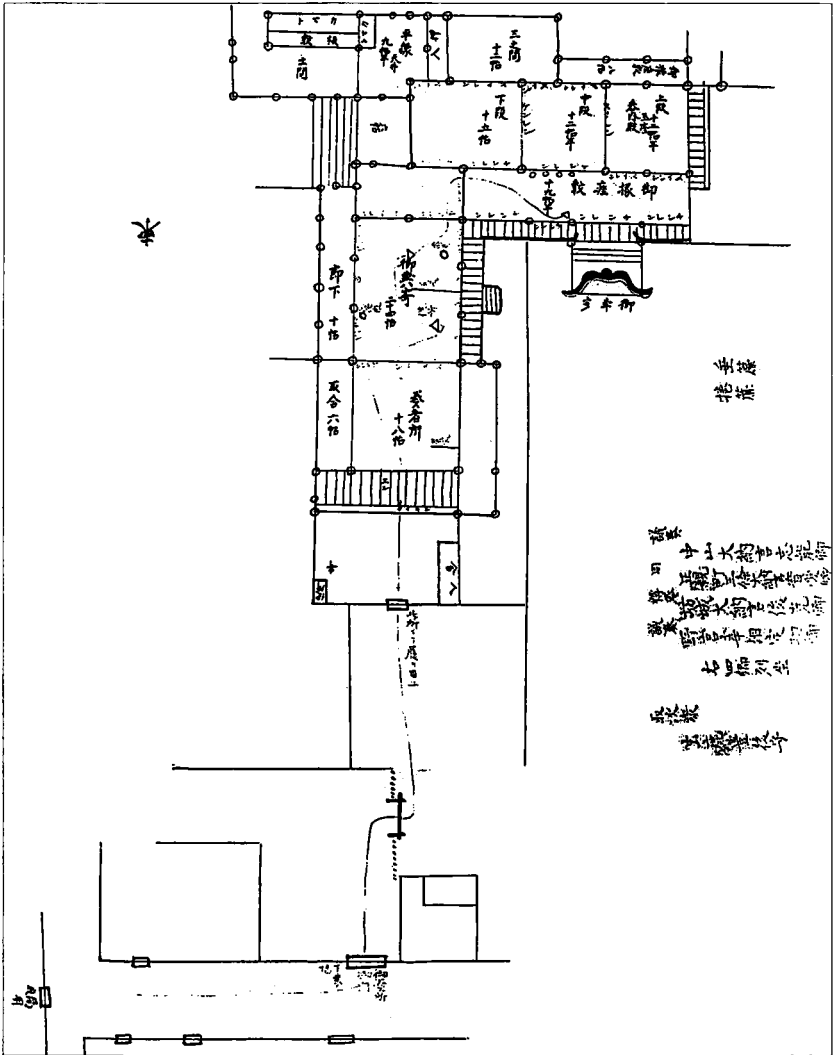
一 島津候所ニ候、

一 依別儀賜御茶菓頂戴了、宜様取次江入魂、

一 取次隔屏風内迄誘引、

一 兩役隔屏風内出席、島津拜領物御礼申上了、退候所、

一 取次案内之上退出、



(5)

〔封紙〕  
極密跡ニ而御覽

緘

撰津江御見せ可被下候

一 諏訪數馬儀、大島一条其外浪人等之事ニ付色々申立候趣相聞得、役柄も不顧、別而不届至極ニ付、拙者帰國以前早々御役御免隠居慎被 仰付、親族中たりとも面会は勿論書狀贈答一切不相成旨、屹と被仰渡度事、

一 大目付跡役は十分之者逆も無之候ニ付、川田將監・新納次郎四郎ニ而先よろしくと相考申候、織部は右兩人と十日計もカサナリ候而寄役御免、若年寄一向被仰付度事、

一 有川十右衛門等之義は、帯刀より撰津へ申越候賦之事、一 法元出役之義は、拙者着之上ニ而可宜事、

二 四 島津三郎(久光) 書狀〔文久二年閏八月十五日〕  
〔修理大夫(忠義)宛〕

〔包紙〕  
修理大夫様  
極御要用  
三郎

印  
印  
印

〔封紙〕  
修理大夫様  
極密内用  
三郎

緘

秋冷之砌、愈御安康可被成御坐奉珍重候、拙者にも無異滞京御安堵奉存候、昨日は青蓮院宮江参殿いたし候処、三条少将卿にも御出ニ而緩々御談論申上、日入時分罷帰申候、於当地

禁中は勿論、諸公卿方ニ至る迄御依頼甚敷、別而恐入、却而迷惑之事ニ御坐候、夫故速ニ出立も難相成、併廿日過ニは御暇ニ相成候半と相考申候、扱此御菓子、先日於禁中頂戴いたし候品ニ付、差廻シ申候、先は右旁申上度

如斯御坐候、以上、

(文久二年)  
閏八月十五日認

二白、明日も 近衛家江參殿之筈ニ御坐候、先日申遣

候御書取未相下り不申候間、左様御承知可被下候、神

奈川夷人一条ニ付松方助左衛門差下申候間、委曲撰津

被召呼御尋御坐候様奉存候、

二五 松平修理大夫(島津忠義) 歎願書

[文久二年九月十九日]

(包紙)

「

先般実父島津三郎事

公武御一和之為上 京仕、精力ヲ尽シ候処、不凶モ參

内被 仰付、不容易蒙

褒勅、殊ニ重キ御品迄モ拝領被 仰付、誠以武門之面目

於当家未曾有之冥加ニ而、於私別而難有仕合不堪感涙次

第奉存候、且同人江官位被 仰付

御内慮モ被為 在候処、再三辞退申上、私江中将昇進被

仰付被下度奉願候由、此節同人帰国之上致承知、何共當

惑之至ニ御坐候、私義何之功勞モ無之、乍居官職ヲ汚シ

候儀、実ニ恐入奉存候、三郎尽力之儀は、偏ニ養父故薩

摩守遺託之旨ニ随ヒ周旋仕候訳ニ而、畢竟功之帰シ候は

薩摩守ニ有之義と奉存候ニ付、右御取訳ヲ以從三位宰相

贈官位被 仰付被下度心願奉存候、左様御坐候得は於私

モ別而難有次第ニ而、官位モ快ク御請仕可申候、於國中

一統モ扨躍感泣仕、猶更勤

王相励可申と奉存候、何卒右之趣意宜 御汲取、御執

奏被仰上被下度奉存候、三郎江も申談、不願恐懼奉歎願

候、頓首敬白、

(文久二年)  
九月十九日

松平修理大夫

二六 島津三郎(久光) 直筆達書案 [文久三年七月カ]

(1) 今般英夷掃攘之砌、我等指揮不行届而已之事候得共、一

統粉骨碎身防戦有之候故、不至敗走義、国家之幸福と存

於

候、右之趣達

天聽、不容易蒙

襲勅、不肖 身只奉武門之面目恐入難有次第<sup>此末</sup>候、以後襲來之節は一

心同力<sup>此末折角</sup>尚又心を用ひ可致指揮管ニ候条、

尚又励

皇国之御為尚又抽忠戰候様、頼存候事、

御武威失墜無之様、尚又忠戰有之度

(2) 今般英艦掃攘之趣達

天聽、不容易蒙

襲勅、不肖之身只奉恐入次第<sup>二</sup>候、全体掃攘ニ付而は、指揮不行届之事候得共、一統粉骨碎身決戦有之候故を以不至敗走処、右様

御賞美之

勅命致承知之義、一統尽力之訳と不堪感賞候、若此末襲來之節ニは、折角心を用ひ可致指揮候条、此旨深相心得一心同力

皇国之御武威不致失墜様、忠戦有之度頼存候事、

二七 上書箱設置ノ達書〔文久三年七月〕

今般英夷來舶、書簡差出候処、無礼非義之文言等有之、其假難差置事候得共、可成丈是非曲直を正し分解為致、未応接結局ニ不致中<sup>至</sup>、此方蒸氣船奪取候ニ付、終ニ致掃攘候様申渡候処、一統粉骨碎身致防戦候段、別而頼母駭令感賞候、然処近比ニ至り浮説流言申立候族も有之哉ニ相聞得候、言路致壅閉候儀ニ無之候処、右次第如何之至ニ候、就而上書箱為出置候ニ付、諸士は勿論郷士以下たりとも、不依何事存慮十分申出候様、早々可申渡事、

(文久三年七月)

二八 島津三郎(久光)書状〔文久三年十月九日(修理大夫(忠義)宛)〕

(包紙)  
修理大夫様 三郎  
内密用御直披

緘



〔包紙1〕

①

〔封紙〕  
修理大夫様 三郎  
密用御直覽

□印 □印 □印

一書致進呈候、向寒之候御起居御平和之筈と奉大慶候、  
然は拙子無異道中無滞去ル三日着 京、御安慮可被下候、  
途中且此地之形勢、大略左之通、

尤聞合書等数通別紙ニ御坐候、  
一肥後路ヨリ豊後鶴崎迄は無滞通行いたし候、乍併処々  
浪士輩見得候趣、探索方之者ヨリ申出候得共、聊異変  
之儀無之候、道モ左迄險難ニモ無之、三太郎程ノ事は  
無之候、鶴崎江着いたし候処、彼湊は蒸氣船繫場、太  
体一里計之沖ニ而、荷物等積入ニ甚不便利有之、佐賀  
ノ関ノ方宜由ニテ、六艘共彼地ニ碇泊いたし居候ニ付、

宿旁少々間違之義有之、鶴崎江中ニ日滞在尤肥後大津ヨリ鶴崎迄旅宿

ハ総而国主、先月廿六日鶴崎立、佐賀ノ関泊ツル崎ヨリ佐賀ノ関迄海陸

共ニ五里、廿七日朝四ツ過乗船晴天西北風強シ幕府蒸氣船鯉魚門ト云船、七

ツ前出船、終夜通船、暁八ツ半時分芸州御手洗江碇泊、

廿八日朝六ツ過御手洗出船、備前之内江碇泊、廿九日

朝六ツ過出船、暮前兵庫着船いたし候事、

一大坂ニは大和一揆ノ落人七人計、長州邸江潜居いたし、  
中山侍従モ此内ニ居ル由

且長州人共何欵異変を可起モ難計趣相聞得候ニ付、俄

ニ休泊相替、十月朔日朝四ツ時分兵庫立、七ツ前比西

之宮着、今夜泊候事、是より山崎通ニ相改、二日芥川

泊、三日無恙 京着いたし候事、

一京地当分平穩之姿ニは有之候得共、長人且浪士輩如何

様之変事可レ生モ難量トテ、式部・主殿・平治・一藏

等於西之宮種々申出候ニ付、無拠其意ニ応シ、芥川よ

り夜九ツ時先番人数ニ相マギレ、台輪駕提灯等モ供人数ノ紋付ニニ而微行いた

し、鳥羽街道ヨリ烏丸通ニ出、朝五ツ時比 京着いた

し候、行列は常之通ニ而、朝六ツ前芥川立、所々立場

等例ノ如ク、伏見街道ヲ過、寺町通・今出川通通行、

昼八ツ半時分着 京相成候事此義極秘ニ而、側廻之者外は誰  
も不存様相計候、本乗物ニはい  
ろく道具等入、且、乍併何も異事無之、平和之趣ニ而  
佐八郎ヲ入置候事

但此一条極秘故、其御心得有之度事、

一着当日 尹ノ宮中川宮先般彈正尹ニ  
宣下有之、尹ノ宮ト奉称候之御内命ノ由ニ

而藤井良藏申出候は、明日伝奏ノ宅且陽明家江參殿、

夫より直ニ參 内此義当分諸大名皆  
有之よしなり

天氣奉伺可然之由也、拙者勘考いたし候ニは、無位無

官ノ者

勅命ナキニ參 内ノ義恐懼不少、平常ノ大名ニ準ゼズ、

且又參 内ノ上は直ニ官位叙任ノ筋ニモ被伺候得は、

是以當時ノ形勢ニ而は公平ノ 御処置ニ非ルヲ以、翌

四日小松ヲ以 宮并 陽明家御父子江委細申上候処、

左程公平之趣意ナラバ致方無之間、二条家・正親町三

条家江も右之旨可申上、左候ハ、明日朝議アルベキト

ノ仰ノ由 尤先日ヨリ少々風邪氣ニモ有之候間、表向川上式部ヲ以  
伝奏野宮宰相中將殿宅エ遣シ、快氣ノ上參殿

天氣可奉伺、  
ノ由申上候

故ニ二条家江は藤井、正親町三条家へは小松參上、右

次第申上候処、是又御答同様之由也、其以後未快方無  
之筋を以外出不致、尤官位之義は 前殿下類ニ被 仰  
立候由候得共、再往趣意申上、先御許容之姿ニ御坐候、  
尤猷白等何も未不申上候、

但趣意ト申ハ官位被 仰付候ハ、一橋・越前其

外諸侯上京ノ上、衆議ヲ被 聞召如何様トモ被

仰出候様トノ事、

長州御処置之義モ衆議ノ上被 仰出度トノ趣ハ申

上賦也、

右等之義ニ付、於其地色々例之流言も可有之候得共、

実事右次第ニ候間、左様御心得可被下候、

一越前ニも上 京之舍之処、

朝廷御都合不宜、逼塞未御赦免無之由ニ而、迎も上

京難叶趣、先度彼方より直書を以途中迄申来、連名故

書状は其地江差廻申候、定而御披見之筈と奉存候、右

次第故 宮・陽明家等江小松等を以再往御内意申上候

処、遂ニ御赦免之 仰渡相成、昨八日御達有之候由、

彼家臣共大悦之由ニ御坐候、因之拙子より書簡差遣上

京催促いたし置候ニ付、不遠出京可有之と存候、且

一橋御召之義も兎角六か敷候得共、是以御内意申上、

右同日御達御坐候由候得は、当月中ニは発足之筈と存

候、尤新納嘉藤次・吉井中助兩人関東江差下、催促い

たし候様申付置候、尤容堂殿・伊達予州等も、官より高崎猪、  
太即ヲ彼国江被差遣、上、京被、仰渡候

一 会津公ニ同論ニ而、別而之都合ニ御坐候、是は

大樹公上、洛無之候而は、迎も結局ニ至り兼候ニ付、

是非実之

叡慮ヲ以被、仰出度トノ趣意、尤ニ聞得申候、於此方

も右之尽力相頼との事、昨日主人直ニ小松ニ相談有之

由、就而近日中拙者陽明家江参殿之節申上候筋ニ決置

候事、

一 関東ノ形勢、唯今迄屋敷よりは何も不申越、併横浜鎮

港之応接は有之候模様ニ相聞得申候、近日中何と欵申

越ニ而可有之と存候事、

一 紀州ニは二条御城江滞留之处、去月廿七八日比焼亡有

之御支関ノ辺、  
一棟計ノ由、且老万計之人数費用莫大、人氣紛々之義

も有之由、依而大坂巡見之願有之、其通被、仰出、一

昨七日爰許発足相成申候、尾張前大納言殿ニモ国許人

氣混雜之趣を以当大納言殿隱居、前大納言殿ノ嫡子  
元千代殿家誓之由、六十才計之由、頻ニ御暇

被相願、是以願通被、仰出候由、未発足は無之候、阿

州嫡子も同断御暇願通相成候由、

一 関東江監察使トシテ有栖川宮被差遣、御内証之由候処、

朝議紛々ニ而遂ニ先、御見合ニ相成申候由、是は御見

合之方御宜敷と存申候、兎角

朝廷之御評議紛々にして、夫故諸藩異論も生ズル模様

ニ相見得申候、殊ニ諸大名大方参、内ニ而候由、是以

余計之事と相考申候、

先今日迄之成行如此御坐候、尚追々可申上候、以上、

(文久三年)  
十月九日

二白、時候御自愛專一奉存候、其大奥ニも御揃無

御障と奉存候、凶書・周防・摂津等へは内分御見

せニ而よろしく候、以上、

(2)

本文書落候ニ付副書

一 肥後通路筋、例よりも念入候取扱ニ而候、於此地長岡

澄之助・良之助兄弟面会之義、頻ニ承候得共、未所勞之申立ニ而

天氣も不奉伺候ニ付、快氣次第入来候様相断置申候、依頼之義実意ニ聞カレ申候、

一芸州嫡滞京、是以依頼面会之義承申候、断前条同断、

一筑前上京比合相分不申、長州江相談ニ而中国路通行と相聞得申候、

一久留米も比合不相分、右両国は先猶予之姿と察し申候、

一因州・阿州聊暴論同意之様相聞得候、関東之親藩として如何之心底、言語同断之事ニ候、

二九 島津三郎(久光)書状〔文久三年十月十六日〕外

〔修理大夫(忠義)宛〕

〔<sup>包紙</sup>〕修理大夫様 三郎

要用直披

□印

□印

□印

(1)

〔<sup>封紙</sup>〕修理大夫様 三郎  
要用御直披

□印

□印

□印

寒冷増加之砌、愈御堅剛被成御坐奉大賀候、小子ニも無異候間御安意可被下候、然は去ル九日便申遣候後之次第、左之通、

一大樹公御上洛之被仰出、別紙之通御坐候、就而当時御上洛之方、尤可然形勢、殊ニ会津藩ニも頻ニ相願候事故、一蔵江申付致下東、御上洛催促之義、一橋・板倉等江申出候様申渡、十五日発足いたし候、

一十五日風邪快氣ニ而四ツ時出邸、伝奏野宮宰相殿宅江参り

天氣奉伺、夫より 尹宮江参殿拝謁、暫時御談話有之、夫より 近衛家江参殿、終日相詰、夜入前帰邸、

但於 近衛家、藤堂大学頭殿江致面会之事、

此藤堂はエズイ人ト相見得候、

一十四日ハツ後より松平紀伊守殿芸州来臨、夜入過帰られ候、家老辻将曹ニも面会いたし候事、

紀伊守殿は未若年無事之人ニ而候、家老は平常之俗物と相見得申候、長州は隣国候故、大ニ懸念之模様

ニ御坐候、

一別紙上書草案は、昨十五日 近衛家江差上候草案ニ御坐候、爰許江外ニ書留無御坐候間、御覽濟御返可被下候、

一春嶽殿ニも

勅免相成、来ル十八日京着之賦ニ御坐候、容堂殿・伊達氏ニも不遠着之筋ニ相聞得申候、

先は大略右之通御坐候、尚後便可申上候、以上、

(文久三年)  
十月十六日

尚々、時候御自愛專一奉存候、書外当地之形勢藤井能心得候間、御都合次第御聞取可被下候、以上、

(2)

副書

一筑前嫡子ニも来ル十九日京着之賦ニ御坐候、久留米は

模様不相知候、

一因州・阿州・尾州・紀州・備前・芸州・藤堂皆帰国ニ

相成申候、

一南部美濃守先日着ニ御坐候、

一右外小身之衆は段々之滞京有之候、

一長州押而上洛之風聞も御坐候得共、是は例之流言と被察申候、暴論浮浪士等は先爰許ニは相聞得不申候、総而長之領内欵と被察候、

(3)  
別紙之通稻葉長門守様より御達被成候旨、松平出羽守様

衆より廻状相達申候間、別紙相添此段申上候、以上、

(文久三年)  
亥十月十五日

内田仲之助

式部様

(4)  
別紙伝

奏衆を以被

仰出候書付写三通、急速相達候様松平肥後守より申来候間、被得其意、同席江可被相達候、

(文久三年)  
十月

(5)  
今度被

尋仰度儀有之、

大樹上洛被

仰出、留守中自然横浜鎖港談判相弛候而不宜被

思食候間、可然者江致委任、鎖港之成功有之候様被

仰出候事、

(文久三年)  
十月

(6)  
此度於関東鎖港及談判候旨言上有之候間、攘夷之儀、総  
而得幕府之指揮、輕拳暴発之輩無之様、諸藩家来末々迄  
可被示聞事、

(文久三年)  
十月

(7)  
過日横浜鎖港取掛之旨言上候付、委曲被

聞食度之間、一橋中納言可有登京被

仰出有之候得共、猶又大樹ニも被

尋仰度

思食候ニ付、引続早々上洛有之候様被遊度旨

御沙汰候事、

(文久三年)  
十月

最過日

御沙汰之通、一橋中納言ニも可有上京事、

三〇 島津三郎(久光)書状〔文久三年十月廿四日〕  
〔修理大夫(忠義)宛〕

(包紙?)  
ノ

(包紙1)  
修理大夫様  
要用親披  
三郎

印

印

印

(1)

(封紙)  
修理大夫様  
要用親披  
三郎

印

印

印

追日寒冷相増候処、愈御安泰可被成御坐奉恐賀候、然は  
爰許何も相替候義無御坐候、御安慮可被下候、

一十六日已来之成行、左条之通、

一十七日、長岡澄之助・同良之助兄弟ハツ後より入来、

夜入前被帰候、兩人共ニ随分能キ人物ニ候、兄は廿五、

弟は廿三と申事ニ候、弟之方発明之人ニ而種々談論有  
之候、

一但馬生野銀山御代官所一揆之聞得有之候ニ付、探索之

者差出候処、廿一日罷帰り、追々退散之由申出候、主

將は七卿之内、沢主水正と申人、姉小路五郎丸と変名ニ

此七卿ノ名ハ先度差上置候

而、平野次郎・美玉三平杯魁首、三十人計之人数之由、

委細は書付未不参候ニ付、追而差上可申候沢は逃去、平野・美玉は自

殺と申事ニ而候、い、また分明ニは無之候

一十八日、春嶽殿上 京ニ付、翌日彼旅館江見舞、尤旅

宿は東本願寺学寮ニ而候、此節は去年とは違ひ余程慇

懃之会積ニ而、打解談話有之候、

一十九日、五ツ時分より出邸、徳大寺家・二条家・正親

町三条家江参殿正三家は、留守ニ候、段々御饗応有之候、夫より

錦小路やしき江参り昼飯相仕舞、春嶽殿旅宿江見舞、

夜入過帰邸ニ而候徳大寺内府公も随分能キ人物ニ候、二条右府、公も宜敷候、少シ耳遠ク候故、高談ニ而候

一廿日、巳刻比近衛家江参殿、御参 内前拜謁、直ニ御

参 内、御帰館迄奉待、申刻比御帰殿、尹宮・正親

町三条大納言・阿野宰相御来会、種々御談話、酉半刻

比退出、

一廿一日、会津家老横山主税・用人小野権来ル、面会いたし候

皆俗物、家老は耳遠シ、先、日より之礼謝ノ為ニ而候、久留米番頭不破左門も来り面

会いたし候、是は主人上京之 朝命有之候故、此方よ

りも書状遣具候様願ニ付、其通取計申候、

一廿二日、ハツ時分より筑前家老黒田山城参り候、今度主人

長州路通行ニ付、 朝廷御疑有之候ニ付、申開ノ為と

相見得候、此方よりも種々質問いたし候、色々遁辞等

申出候、山城は姦物ニは相違無御坐候、

先右通ニ而候、猶後便可申上候、以上、

(文久三年)  
十月廿四日

二白、時候御保護第一奉存候、此地之寒冷、最早其地之嚴冬之様御坐候、以上、

(2)  
其地人氣如何御坐候哉、台場等は追々出来之事と相考申候、藤井下向ニ付段々申付之義有之候、定而大奥御混雜之筈と遠察仕候、何分早目ニ上 京之処、猶又御沙汰被成度奉存候、

尹宮御上臈之義も不容易義ニは御坐候得共、人柄有之候得は御都合之事と奉存候、是以折角御沙汰可被下候、併当坐無之候得は致方も無御坐事ニ候、以上、

(文久三年)  
十月廿四日

(3)

書添

筑前嫡下野守殿、去ル十九日京着ニ而候、前夜伏見泊迄高崎左太郎差出候処、主人面会有之候由、左太郎より長州之成行尋問いたし候処、下野守殿答ニ、下之関江着候

処、長州番頭兩人百人ツ、兵卒を引連、僞暴之者共徘徊いたし候ニ付、中途守衛とシテ被差出候段申出候ニ付、其意ニ従ひ候処、行列之前後ニ相付候、中途処々固とシテ人数張出し居、陣羽織着込等ニ而拔身之槍ヲ紙ニ包ミ抔いたし、実ニ僞暴之様子ニ候、或ハ駕之脇ヲ馬ニ而乘通り抔、法外之事共も為有之由、泊宿ニ而は長州士三五人計推参、家老山城抔と議論いたし候由、其趣意は筑前全体之国論は同意之事候得共、此節之上京は何之為ニ候哉、只今 京師は奸賊迄ニ而、実之 叡慮ニ而も無之、尹宮・近衛・二条家・会・薩之徒謀反之奸計ニ而候故、上京無益之事之由申募り、激論いたし候由、筑之答ニは、当家は上方之形勢全無案内故、以前が正儀共只今ヶ正儀共、一向心得不申、兎角上京之上彼地之形勢ニ従ひ可申と、左あらぬ答之由ニ而候、毎夜泊宿ニ而はいろく議論申掛、且大膳大夫父子上京之周旋御頼申との事、七人之公卿方も同断上京有之候様相頼との事共申出候得共、能様ニ取つくろひ返答有之候由、左太郎承候段申出候、然処於爰許は前以より筑前ハ長州より上京之頼を承引、



大膳父子ニモ面会、且七卿方も同断之義受合、国中之暴論士二十人計も引連上京ナド、いろく流言有之、

朝廷ニ而も大ニ御疑惑被為在候ニ付、未参 内等之都合ニも参り不申候、廿二日家老黒田山城参り、右次第色々申開イタシ候、先御疑は解為申由ニは候得共、何分長州路通行、彼より相頼候義は当坐は受合ニ而、上 京有之候義は別条有之間敷、無左候而はとて無事ニ彼地通行相叶間敷と考申候、山城は実ニ奸物ニ而表裏千万之人物と身受申候、殊ニ筑前暴論士二十人計召連候義は無相違、是は山城も左様申出、誠ニつまらぬ事ニ御坐候、爰許も追々人氣平和相成候様子之処ニ、又々右様暴士上京いたし候而は不相濟義と、頻ニ山城江申聞候処、是ニは余程込り居候様子ニ相見得候、何分表裏ニは込りたる物ニ御坐候、尚追々様子相分り可申候間、後便委細可申上候、已上、

三二 島津三郎(久光) 書状 [文久三年十一月十四日] [修理大夫(忠義)宛]

〔包紙②〕

〔包紙①〕  
修理大夫様 三郎  
要用御直披

〔印〕  
〔印〕  
〔印〕

〔封紙〕  
修理大夫様 三郎  
要用御直披

〔印〕

一書致進呈候、向寒之候御坐候処、愈御安泰可被成御坐奉恐喜候、拙子ニも無異罷在候間、御安慮可被下候、然  
は先月廿六日以来大略、左之通、

一十月廿六日、会津旅館施薬院江四ツ過より参り、種々談論

致し、饗応等も有之、七ツ過帰邸候、

一廿八日、其地より之飛脚到着兵庫より遣候、五日勢揃有

之候由、定而暫時は混雜之筈と推察いたし候、

一 当月三日、伊達伊予守殿京着、同八日ニ当邸江入来被致、種々熟話いたし候事、

一 五日、尹宮 前殿下 左大将卿ハツ過より不図御光臨被為在、乗馬等御覽、御詠歌被為在、夜四ツ時分御立ニ而候事、

尤前晚御直書ヲ以被仰下、大混雜之程御推察可被下候、余程御満足上都合ニ而御坐候、

一 九日、筑前中立売屋敷江四ツ過より見舞、夫より直ニ尹宮下立売御門内之御邸江参殿、先日御光臨之御礼、且御引移御祝儀申上、於扣所御吸物御膳等頂戴、夫より拝顔、種々御談話被為在、申刻過御暇、近衛家江参殿、御光臨之御礼申上、直ニ帰邸候宮御引移は先月廿九日ニ而候、

但於 尹宮御方は御手のし御文庫之内拝顔、近衛家は御参 内御留守故拝顔不致候事、

一 九日朝、江戸より当五日立之極飛来ル、戦争一条談判可也ニ相整候由、尤先達而一藏差遣シ、右之談判且將軍御上洛御催促可申上ためニ候処、御上洛は御発シ

ニは相成候得共、未御日限不相知、来月上旬方之御模様之由、何分水府暴論沸騰、於幕府も御配慮之由御坐候、

但異人戦争結尾相済候上は、自分委曲可申上候得共、先無事之方ニ相成、安堵之事ニ御坐候、且江戸之形勢は、尚後便委曲可申上候、

一 十日、松平下野守殿入来、ハツ過より夜四ツ前迄、  
一 十一日、本多主膳正殿入来、ハツ過より暮前迄、

一 十三日、一橋卿昨日兵庫御着船之由申来ル、依之小松大坂迄参向、拜謁可致ため也、

一 久留米は上京延引之趣也、豊後国日田御代官所江浪士群集故之由、未争戦と申ニ而は無之逆、尚其地よりも御探索被成度奉存候、

一 肥前閑叟殿は上京之由申来候、未比合不相分、  
一 但馬国一揆は、先月十七日鎮靜之由ニ候、美玉三平も相加り居候由、於播州三日月領鉄砲ニ而被討候由相聞得申候、

一 容堂殿は手足不叶之由故ニ、上京之程合未相知れ不申

候、

先大略右之通ニ御坐候、尚後便可申上候、

(文久三年)  
十一月十四日

追啓、時候御保養專一奉存候、犬追物御稽古之由被

仰聞、御尤奉存候、其地之形勢如何御坐候哉、只表

向之書面迄ニ而一向細事不相分、何分後便形勢承知

仕度候、已上、

三三二 鳥津三郎(久光)書状〔文久三年十一月廿八日〕外

(包紙?)  
ノ

(包紙?)  
修理大夫様 三郎  
内密用御直披

(印) (印) (印)

(1)

(封紙)  
修理大夫様 三郎  
内密平靜

緘 十一月廿八日認

自京師

就幸便一書致進呈候、先以寒威追日相加候処、弥御堅剛  
可被成御坐奉大慶候、拙子ニも無異滯京いたし候間、御  
安意可被下候、然は去十四日以来之義、左之通、

一十五日 近衛家より御用ニ付已半刻比参殿可致旨、前

日申来候ニ付、致参殿候処、極密

宸翰拝戴被

仰付、誠以恐入冥加之至、筆頭ニ難尽奉存候、別而

御依頼之 御趣意且御箇条ヲ以

御質問之御事共被為在候ニ付、篤と熟考仕三五日中

勅答可申上旨申上、申刻過帰邸いたし候事、

一右同日 將軍家御上洛之上御箇条ヲ以被 仰聞御旨有

之由ニ而、御草稿前殿下より拜見被仰付、所存御尋ニ

付、持帰駕と拜見仕、是又三五日中持参存慮可申上旨  
御答申上置候事、

一大久保一藏義、先月十五日出京、江戸江差越、將軍  
家御上洛催促、且夷人戦争講和一条手ヲ付候処、兎や  
角首尾相成、今夜帰京いたし候、尤和平之一条は自分  
表通申越候故省略仕候、兎角無事不相成候而は不相濟  
義と存申候、

一十八日、角力見物相催、五ツ時分より相初候処、春嶽  
殿・伊予守殿・下野守殿入来有之候ニ付、共ニ見物有  
之候処、ハツ過比より

二条右府公・尹宮・近衛前殿下・徳大寺内府公・近衛  
左大将卿不凶御光臨有之、角力御見物至極之御満悦ニ  
而、夜九ツ時分還御相成申候、実以未曾有之大興ニ御  
坐候、乍併混雜之程御遠察可被下候、尤御詠歌謡舞等  
被成候事、

一十九日、ハツ過出邸、昨日之為御礼 二条家・徳大寺  
家・宮様御方江参殿、夫より先日約束相成候ニ付、西  
六条肥後長岡兄弟之旅宿江差越候途中、於室町通春嶽

殿使来り、会津旅宿江集会之事有之候間、暫時可参旨  
承候得共、長岡江約束之事候得は、先彼方より参り帰

掛参向可致旨相答候処、無抛談合之義有之候間是非立  
寄呉候様類ニ承り候ニ付、不得止庇其意、引返シ彼処  
江参候処、伊達氏ニも来会ニ而、談合之趣は、去ル十  
五日江戸 御城御焼失ニ付而は 大樹公御上洛御延引  
可相成は必定故、若其通有之候而は 公武御一和迎も  
不相整、又々混乱差見得居ニ付、是非無御構 御上洛

相成候様可申越所存ニ候、此方所存如何と被尋候ニ付、  
異義無之旨相答候処、所司代稲葉長門守殿・町奉行永  
井主水正招寄、右之相談相成、皆同意故、永井近日中  
発足下向いたし、其段可申上旨決定相成、夜四ツ半時  
分帰邸候、右次第故長岡の方へは断申遣候事兩夜  
之長  
坐ニ而少々風邪ニ被犯申候、しかし格  
別之事ニも無之ニ候、御安心可被下候

一廿一日、大樹公 御上洛猶又催促、滞京之諸大名よ  
り使差下候談合ニ而、島津主殿今日発足いたし候事、  
一廿二日、昨夜半より大坂出火、今日迄鎮火不相成届有  
之、尤一橋卿御滞坂中ニ而候故、大久保一藏差下御尋

申上候、

一 廿四日、大坂焼亡委細之届有之候、廿一日夜戌刻過、

新町橋東詰より出火、廿三日晝玉造辺まで焼亡、卯刻

比鎮火之由ニ御坐候、併さして異変は無御坐事、

一 廿六日、一橋卿御着京相成申候、

一 明廿九日、近衛家江參殿、先日

宸翰返上

勅答申上候賦ニ御坐候、

右外何も無相替候、御安慮可被下候、於江戸衣服制度

以前ニ復し候由、越前坏大立腹ニ御坐候、兎角関東は

因循之姿ニ御坐候、就而御上洛相成候上、如何之御

都合相成候哉と只今より大ニ懸念仕罷居申候、先は右

旁申上度、如此御坐候、以上、

(文久三年)  
十一月廿八日

二 白、寒氣御自愛專一奉存候、貞姫ニも発足之由、

不遠着京之筈と相待申候、其大奥ニも無御障可被成

御坐と奉存候、以上、

(2)

(封紙)  
一副書

十二月二日認

廿八日後之次第

一 廿九日未刻後より、近衛家江參殿、先日

宸翰之御請書差上候、夜入前より伊達氏ニも參殿、種々

御談話有之、夜亥半刻過退出、

一同夜貞姫室津江着船之趣、大坂より申来ル、近衛家參

殿中ニ付早速其次第申上候、尤兵庫迄乗船之賦候処、

防州灘風強く船酔等有之候而難渋之故、室江着船之由

也、此方ニは決而左様之次第可有之と相考候処、別条

無之候、

十二月朔日

一 重野厚之丞并佐土原士能勢次郎左衛門之兩人、先月廿

五日江戸出立ニ而、今日京着、大樹公御上洛之義、御城焼火ニ而至極六か敷由、閣

老中之処ハ先解合候模様候得共、其以下幕役人一同進

も 御上洛の方ニは評決相成かたく、異議紛々之由申出候、実ニ左も可有之と恐察いたし候、乍併此節は是非 御上洛無之候而は

公武御一和は勿論長州之一条も結尾相成兼、何分込り入候仕合ニ御坐候、

一同日ハツ後より 一橋卿旅館東本願寺江参り候、越予之二兄ニも来会、種々懇話、至極丁寧之会积、去年

以来之模様とは大ニ相違ニ而、只打解而之談判ニ而、仕合之至御坐候、 將軍御上洛之一条は実以幕儀紛々

迎も急速六か敷次第、委細承申候、夜五ツ過帰邸、一右申述候通、 將軍上洛何分六か敷、幕儀之因循絶言

語候次第共ニ御坐候、併精々尽力是非上洛相成候様可致含ニ御坐候、若不相整時は致方無之候ニ付、幸一橋

上京之事候得は、彼人ヲ押立断然と万事所置相成候様可取計外無之と相考申候、自から幸五郎より細事可申

上と文略仕候、以上、  
(文久三年)  
十二月二日認

(3) 花の一条、幕大奥より申来候由、小の島より申越候趣御坐候得共、書面ニ而は如何ニ付、中山次左衛門爰許用向濟次第自から帰国可申付候ニ付、其節委細同人江申含可差下相考候間、左様御承知可被下候事、

三三 島津三郎 (久光) 書状 〔文久三年十二月廿九日〕  
〔修理大夫 (忠義) 宛〕

〔包紙〕  
修理大夫様 三郎  
密用御直披

(1) 任幸使一書致進呈候、先以寒冷烈敷御坐候処、愈御堅剛大慶之至奉存候、於小子も無異消光いたし候間、御放念可被下候、然は 近衛家御婚姻一条も大略相済安心いたし候、乍併蒸氣船殊之外風浪強く為有之由、存外之仕合ニ御坐候、且 左大将様ニも去ル廿三日内大臣 宣下、御拝賀も首尾能被為済恐悦奉存候、先は右旁如此御坐候、以上、

(文久三年)  
十二月廿九日

三郎

修理大夫様

二白、時候御自愛專一奉存候、爰許之形勢大略別紙  
申上候、年頭ニは別段書状不差上候間、左様御承知  
被下たく奉願候、不備、

(2)  
去ル五日以来之次第、大略左之通、

一 尹宮様御儀

朝廷江被对御隠謀被為在候由之異説有之、若於

雲上御疑被為 在候而は以之外之義故、五日未刻過一  
橋館江越前初集会評義之上、一同連名之書付ヲ以御疑  
不被為在候様建白可致との事ニ御坐候、拙者ニは少々  
風邪氣ニ付帯刀差出申候、尤右之異説は長州杯より申  
出候、離間之説ニ御坐候、

一六日午刻、御用ニ而二条右府公御邸江參上、 尹宮様・  
近衛様御父子・徳大寺内府公ニも御來臨、一・越・会・  
予・筑・肥兄弟・所司代稲葉長門守等集会、二条公より御

書付拜見被仰付候、其趣は 將軍上洛可有之由ニは候  
得共、何分延引ニ付日限相極言上有之候様被仰遣度候  
得共、先一同所存御尋被遊候由ニ御坐候、依而一同申  
談、只今

朝廷より被仰出候義は先御見合被下候様、尤右之 御  
趣意は一同より連署ヲ以關東江申上越候様可仕旨申上、  
其通御聞濟相成申候、且長州御所置振之所存銘々江御  
尋ニ付、兎角 將軍上洛

公武御一和之基本相立候上何分御所置可宜旨、一同申  
述、是又其通御聞濟相成、夫より酒会ニ相成、夜五ツ  
過退散、

一六日朝 尹宮様より村山齊助ヲ以彼御方江御承知被為  
在候

宸翰御写拜見被仰付候、右之  
御主意は、流言離間説等之義、何も御信用不被為在と  
の趣ニ御坐候、翌七日、右之御写返上いたし候事、

一十一日、二条右府公左府ニ転セラレ、関白  
宣下、徳大寺内府公右府ニ転シ、 近衛左大将卿内大

臣ニ御転任、左大将如故、 尹宮様賜ニ隨身兵仗ニ聽ニ  
帶劍ニ等之義被 仰出候、

一 十一日、貞姫京着、錦小路之邸ニ滞在、

一 松平肥後守初八人会・越・予・筑・稱連名ニ而、將軍上洛

日限早く御取極可有之旨、今日十一日江戸江申遣相成候

事一橋は別段御直、  
二被仰上候事

一 十四日巳刻、貞姫結納之義有之、前関白様より貞君ト

君号ヲ賜ハル、

一 長州家老井原主計歎願書差出候ニ付、十三日一橋・越

前・会津・伊達等参 内被仰出、御相談有之候由、一

同篤と談合之上可申上旨御答被申上候由、依之今日

十四日一橋旅館にて会議有之ニ付可参旨申来ル、雖然先

日より風邪氣未全快候ニ付、一蔵差出シ断申遣シ、且

會議之旨可承旨命シ遣し候処、決議之趣は、長州之書

面謝罪ニあらずして、只ニ申開キ之趣なれハ、何分篤

と御評義可被為在間、使者大坂江立帰り可相待との事

之由長州家老伏見ニ而勅修寺家雜掌所司代家来差越書状、  
受取、趣意聞届之旨は先便申越候義と相考申候 此方考

ハ長ハ謝罪ニあらず申開キなれば、只今御詰問被為在

候而は、事ニ依而平穩ニハ難濟ニ至るへし、故ニ 将  
軍上洛迄は御決定無之方可然、就而使者は先帰国被命  
可然之由也、其通一蔵より申出候処、此方趣意通評決  
相成候由、

一 島津主殿、先月廿二日爰許発足、江戸江差越候処、十

四日夕帰京、板倉之書翰持参、將軍 御発足之日限廿

一日廿三日之間相違無之旨候也然如其後廿七日ニ御決定、  
之由、表向仰出有之候

一 十七日、結城筑後守来り面会す、此人は疊華院宮ノ家

司ト申者ニ而、有志之者ニ候、暴論中ニも独立候者之

由、

一 十八日、貞君陽明殿江入興、

一 廿一日、老中有馬遠江守蒸氣船より着坂、上京之処、

一 橋之達之趣有之、早速帰坂有之候由、

有馬は京地形勢見聞之為上京之由、一橋より達之趣は、

何分一日も早く御上洛有之候様無之候而不相濟故ニ、

其段早速可申上との事之由、

一 今日廿一申刻より近衛家江参上、先日御入興等之御礼

御祝義申上、夜亥刻時分帰邸大奥にて、  
御坐候



一廿三日昼過より筑前邸江参向、越・予も来会、種々饗  
応、夜五ツ時分帰邸、

一今日廿三日二条公御初先日之御拝賀有之候、

一先日長州家老江帰国可致旨、勸修寺家より御達有之候  
処、種々歎訴之趣有之、依之勸修寺家伏見江御下向、  
御直ニ口上御聞届之筈ニ而御下向有之候処、さしての  
事も無之、先日より書状等ニ而申出候通之由、尚又帰  
国被命候由也、

一廿四日八ツ過出邸、二条家・徳大寺家江参上、昨日之  
御祝儀申上、夫より 尹宮江も同断暫ク拜謁、日入時

分御暇ニ而 近衛家へ参殿、夜九ツ時分帰邸、近衛家は、大  
奥ニ而候、  
会・予・所司代等、  
一同ニ而御坐候。

一廿五日九ツ時、二条御城江会議有之候ニ付登城可致旨、  
肥後守留守居より廻達、九ツ過参り、俄之義故不快之  
由ニ而断申遣候事、

一廿六日、近衛家桜木町御屋敷拜借候而、四ツ過出邸参  
向 貞君御入輿首尾能相濟候祝且年忘等相混、帯刀・  
式部・主殿・平治・次左衛門・一藏・長左衛門等召呼

候、就而香川景恒・塩川文麟・日根野対山等相招キ、  
和歌席画有之、終日雅興ニ而、夜四ツ時分帰邸、尤近  
衛家諸大夫進藤式部権少将ニも来会之事、

一廿八日今日松平容堂殿京着之由、病氣未平快ニは無之  
候得共、押而上京有之候様  
朝廷より被仰出候ニ付而也、

一方今之

朝議何分御因循之事多く、乍恐不可然候ニ付、武家よ  
り参謀有之候ハ、可宜哉之旨、於此方一同申談、陽明  
家・宮様江高崎猪太郎より申上候処、尤之由御沙汰有  
之、御評義相成、一橋・会津・越前・伊達・拙者・長  
岡良之助之六人可宜と之由、先日<sup>廿一</sup>陽明家参殿之節  
前殿下より内分御咄被為在候、尤参謀ニ付而は参内之  
事候ニ付、拙者ニも官位可被仰付趣ニ御坐候、依之一  
橋より伊達迄四人は御宜可有之候得共、全体参謀之義  
此方より建白いたし候事故、拙者を御加へ有之候而は  
尤不可然、且良之助事は兄澄之助ヲ残シ弟ヲ被召加候  
御事、旁以不穩、其上此節は肥・筑等は申談上京之事

候得は、筑前ヲ御残シも不穩候間、拙者と良之助は御除御当然と達而申上候処、甚御不興ニ御坐候、其後廿四日 尹宮様江も参殿之折、右之趣意細々申上候処、暫時は御当惑之御事候得共、実ハ至理至当之事故其通可致、乍併拙者相除候而は徳大寺・正親町三条など不承知之模様と御咄御坐候、然処昨廿七日承知致候得は、遂ニ参謀ハ御取止ニ相成候由、誠以残多キ事ニ御坐候、一橋初四人之処ハ是非参謀無之候而は、

朝議別而御因循恐入候次第も有之候、尤拙者御断之義は伊達江も咄致候処、夫ニ而は不相濟と被申候得共、趣意細詳申述候処、実至当之論故致方無之と被申候事ニ御坐候、

先大略右之通ニ御坐候、猶後便可申上候、以上、  
(文久三年)  
十二月廿九日

三四 島津三郎(久光) 書状 [文久四年正月廿五日  
修理大夫(忠義)宛]

(包紙)  
修理大夫様 三郎  
極密用

一 翰致進呈候、春寒未難去御坐候処、弥御安康可被成御坐奉大賀候、然は奈良原幸五郎帰国申付候ニ付、爰許之次第細々御聞取可被下候、

一 旧臘廿四日長州砲撃一条、以之外之次第ニ御坐候、爰許人氣奮激、曲直相糺度申立候得共、兎角

天朝・幕府之公裁ヲ奉待外無之ニ付、精々申論、最早相静り申候、其許はさして沸騰も無之由、其分はよろしく候得共、兎角因循之弊難免義と相考申候、尤彼方より引合も御坐候由、返答穩便ニ過候欵と存申候、爰許へは何等之事も不申越、甚憤激之至ニ御坐候、使者も其許江は参候様子、矢張穩便之御返答ニ而は不可然と相考申候、猶委細幸五郎より可申上候、

一 拙者此節  
御推任叙蒙

□印  
□印  
□印  
□印

宣下、何共恐縮千万奉存候、前以右之義、前殿下より

御内意致承知候ニ付、再三御断申上置候処、一橋初より頻ニ被申上候由ニ而、押而御達承知いたし、実ニ恐入候次第ニ御坐候、殊ニ

朝議参預と申事とも致承知、重畳恐入奉存候、参預人数は一橋・会津・越前・伊達・土佐ニ而御坐候、此義も細事ハ幸より御聞取可被下候、

一 將軍家ニも去ル十五日御京着、同廿一日初而御参 内、右大臣ニ御転任被 仰出、先ッ御一和之模様ニ而恐悦奉存候、

一二城御城ニも去ル十九日初而登 城、何篇御内輪之御事ニ而於御黒書院御目見、御側近く被召、種々御懇之蒙 上意、殊ニ御吸物・御酒・御料理迄も頂戴、御酌ニ而御盃拜領、重畳難有奉存候、且御参 内之節御頂戴之

宸翰、翌廿二日二条江被召出、於御休息所拜見被仰付、其節も御懇之上意段々致承知、再重難有仕合奉存候、尤二度共ニ越前・伊達一列ニ而御坐候御参 内供奉ハ、表向相願候得共、当日

ハ不快ニ而御、断申上候事

一 土州容堂殿、旧臘廿八日京着御坐候得共、腰痛之申立ニ而参 内も無之、昨廿四日二条江登 城、暴言はき散し、直ニ下 城被致候次第、以之外之義ニ御坐候、定而近日中帰国欵と被察申候、

一 前文申述候通、先ッ御一和之模様ニは御坐候得共、未何分安心不相成、殊ニ長州之暴行増長之向ニ御坐候間、其地之処折角文武研究調練等も無手技様、精々御指揮有之度奉存候、兎角懸隔候事ニ御坐候へは、時情迂濶ニ可有之と懸念ニ御坐候間、折角御引進メ之処奉希望候、凶書も上京申遣し候間、最早発足欵と相考申候、

一 公武共ニ兎角因循之弊有之、実以嘆息無限事共多々御坐候、筆紙ニ難述事ニ御坐候、天下挽回、夷賊征服は実ニ六ヶ敷、至難至重之形勢御遠察被成、武術調練等御催促之様、幾重ニも奉希望候、尚書余は幸より委細御聞取可被下候、

一 中山次左衛門ニも最早着いたし候半、花の一条細々申聞置候、自から申上たる筈と奉存候、婦人之長舌、乱

国之基、長大息之義ニ御坐候、

一みの田ハ如何御坐候哉、随分よろしく候哉、しかし何分當時爰許之形勢無案内之管故、折角其処ヲ相心得候様御申聞有之度、喜入も同断、

一長之御処置、何分重大之事件ニ御坐候処、只今之有様ニ而は幕府より十分之処置難相成欵、甚懸念至極、若万一仕損シ共有之候而は以之外之義、天下紛乱ハ差見得居申候、

一大島一条、きしらより細事承申候、御書面も拝見いたし候、御尤之義何分免許難相成者候得共、沸騰込り入候次第故、吉井外二人下島申付、能々相探り、其上赦免相成管相決申候、彼悔悟ニ而尽力いたし候得は、大ニよろしく御坐候、しかし其うらニ相成候得は以之外之事、国乱ハ必定ニ御坐候、治乱之界此事ニ御坐候、

〔文久四年〕  
孟春廿五日

三郎

修理大夫様

極密用

二白、時季御自愛專一奉存候、拙者も先無事ニ御坐候、爰許之余寒別而強く、其許之極寒ニかハリ無之候、改名もいたし候筈ながら未相決し不申候、日々外出大繁雜、乱毫御海容奉願候、以上、

三五 孝明天皇宸翰写〔文久四年正月〕  
〔廿一・廿七日〕

(1)  
〔文久四年〕  
正月廿一日之  
宸翰写

嗚呼、汝方今形勢如何ト願ル、内ハ則紀綱廢弛、上下解体、百姓塗炭ニ苦ム、殆ト瓦解土崩ノ色ヲ顯シ、外ハ則驕虜五大洲ノ凌侮ヲ受ク、正ニ併呑ノ禍ニ罹ラントス、其危実如累卵、又如燒眉、朕思之、夜不能寝、食不下咽、嗚呼、汝夫是ヲ如何ト願ル、是則汝之罪ニ非ス、朕カ不徳之致ス所、其罪在朕躬、天地鬼神、夫朕ヲ何トカ云ン、何ヲ以祖宗ニ地下ニ見ルコトヲ得ンヤ、由テ思ヘラク、汝ハ朕カ赤子、朕汝ヲ愛スルコト如子、汝朕ヲ親ムコト

如父セヨ、其親睦之厚薄、天下挽回之成否ニ關係ス、豈重キニ非スヤ、嗚呼、汝夙夜心ヲ尽シ、思ヲ焦シ、勉テ征夷府之職掌ヲ尽シ、天下人心ノ企望ニ对答セヨ、夫醜夷征服ハ国家之大典、遂ニ膺懲ノ師ヲ興サスンハアル可ラス、雖然無謀ノ征夷ハ実ニ朕カ好ム所ニ非ス、然ルユエンノ策略ヲ議シテ、以テ朕ニ奏セヨ、朕其可否ヲ論スル、詳悉以テ一定不拔ノ国是ヲ定ムヘシ、朕又思ヘラク、古ヨリ中興ノ大業ヲナサントスルヤ、其ヲ得スンハアル可ラス、朕凡百之武將ヲ見ルニ、苟モ其人アリト云ヘトモ、当時会津中将・越前前中将・伊達前侍従・土佐前侍従・島津少將之如キハ、頗ル忠実純厚思慮宏遠、以テ国家ノ枢機ヲ任スルニ足ル、朕是ヲ愛スルコト子ノ如シ、願クハ汝是ヲ愛シ、是ヲ親ミ、与ニ計レヨ、嗚呼、朕ト汝誓テ衰運ヲ挽回シ、上ハ

右 大樹公并ニ一橋ヲ

玉座ノ下ニ召レ、御直ニ御渡シ相成候由、

(2)

(文久四年)

同月廿七日

宸翰写

朕不肖ノ身ヲ以テ夙ニ天位ヲ踐ミ、忝モ万世無欠ノ金甌ヲ受ケ、恒ニ寡徳ノ

先皇ト百姓トニ背ンコトヲ恐ル、就中嘉永六年以来洋夷頻ニ猖獗来港シ、国体殆ト云ヘカラス、諸僣沸騰シ生民塗炭ニ困ム、天地鬼神、夫朕ヲ何トカ云ン、嗚呼、是誰ノ過ゾヤ、夙夜是ヲ思テ止ムコト能ハス、嘗テ列卿武將ト是ヲ議セシム、如何セン、昇平二百有余年、威武ノ以テ外寇ヲ制圧スルニ足ラサルコトヲ、若妄ニ膺懲ノ典ヲ挙ントセハ、却テ国家不測ノ禍ニ陥ンコトヲ恐ル、幕府断然朕カ意ヲ拡充シ、十余世ノ旧典ヲ改メ、外ニハ諸大名ノ参勤ヲ弛メ、妻子ヲ国ニ帰シ、各藩ニ武備充実ノ令ヲ伝ヘ、内ニハ諸役ノ冗員ヲ省キ入費ヲ減シ、大ニ砲艦ノ備ヲ設ク、实ニ是朕カ幸ノミ非ス、

宗廟生民ノ幸也、且去春上洛ノ盛典ヲ再興セシコト、尤嘉賞スヘシ、豈料ランヤ、藤原実美等鄙野ノ匹夫ノ暴説

ヲ信用シ、宇内ノ形勢ヲ察セス、国家ノ危殆ヲ思ハス、  
 朕カ命ヲ矯テ輕卒ニ攘夷ノ令ヲ布告シ、妄ニ討幕ノ師ヲ  
 興サントシ、長門宰相ノ暴臣ノ如キ、其主ヲ愚弄シ、故  
 ナキニ夷舶ヲ砲撃シ、幕使ヲ暗殺シ、私ニ実美等ヲ本国  
 ニ誘引ス、此ノ如キ狂暴ノ輩必罰セスンハアル可ラス、  
 然リト雖皆是朕カ不徳ノ致ス処ニシテ、実ニ悔慙ニ堪ス、  
 朕又思ヘラク、我ノ所謂砲艦ハ彼カ所謂砲艦ニ比スレハ  
 未タ慢夷ノ膽ヲ吞ニ足ラス、国威ヲ海外ニ顯スニ足ラス、  
 却テ洋夷ノ輕侮ヲ受ン欵、故ニ頻ニ願フ、入テハ天下ノ  
 全力ヲ以テ撰海ノ要津ニ備ヘ、上ハ

山陵ヲ安シ奉リ、下ハ生民ヲ保チ、又列藩ノ力ヲ以各其  
 要港ニ備ヘ、出テハ教艘ノ軍艦ヲ整ヘ、無餒ノ醜夷ヲ征  
 討シ、

先皇膺懲ノ典ヲ大ニセヨ、夫去年ハ將軍久ク在京シ、今  
 春モ亦上洛セリ、諸大名モ亦東西ニ奔走シ、或ハ妻子ヲ  
 其国ニ帰ラシム、宜ナリ、費用ノ武備ニ及ハサルコト今  
 ヨリハ決シテ然ル可ラス、勉テ太平因循ノ雜費ヲ減省シ、  
 力ヲ同シ、心ヲ專ニシ、征討ノ備ヲ精銳ニシ、武臣ノ職

掌ヲ尽シ、永ク家名ヲ辱ルコト勿レ、嗚呼、汝將軍及各  
 国ノ大小名皆朕カ赤子也、今ノ天下ノ事、朕ト共ニ一新  
 センコトヲ欲ス、民ノ財ヲ耗スコト無ク、姑息ノ奢ヲ為  
 スコト無ク、膺懲ノ備ヲ嚴ニシ、祖先ノ家業ヲ尽セヨ、  
 若怠惰セハ、特ニ朕カ意ニ背クノミニ非ス、  
 皇神ノ靈ニ叛ク也、祖先ノ心ニ違フ也、天地鬼神モ亦汝  
 等ヲ何トカ云ンヤ、

文久四年甲子春正月

右 大樹公御拜見、畢而諸大名參  
 内之人数不残拜見被仰付候由、

三六 島津大隅守（久光）書状〔文久四年二月九日  
 修理大夫（忠義）宛〕

〔包紙②〕  
 修理大夫様 大隅守

密用御直披

□印

□印

┌

〔包紙①〕

〔封紙〕  
修理大夫様  
密用

大隅守

緘

〔墨引〕

本文二・三元三条差出候書面別紙之通と  
認候得共、写不相濟候ニ付後便可差上候

春寒未難去候処、愈御安全可被成御坐奉大慶候、小子ニ  
も無異致滞京候間、御安慮可被下候、然は近日之次第左  
之通、

一 正月廿一日 大樹公初而御参

内之節、以

宸翰御達有之候由、翌廿二日二条城へ登城拜見被 仰

付候、其段は先便申越候と相考申候、

宸翰写別紙之通、

一 廿二日参預ニ付未刻比参 内、一橋・越前・伊達ニも

同断、無指事御酒頂戴、酉刻過帰邸、

一 廿四日午刻過二条江登城、一橋は不快ニ而登城無之、

於御用談所総裁閣老江暫時面談、申刻過退出越・予・土  
ニも参集、

容堂例之暴言吐ちらし、先ニ、  
退出、以之外之次第第二御坐候

一 廿五日午半刻過より山科宮御仮殿江参上、夜入過、帰

邸、

一 廿六日前殿下より藤井良藏ヲ以、今般官位被仰付候ニ

付、大隅守と改メ候様致承知候、右ニ付

朝廷江申文差出候様伝奏より達御坐候事、

一 大島一条ニ付、吉井中助外二人発足帰国いたし候、趣

意同人共より可申上候、

一 廿七日午刻 大樹公参 内有之候、従一位ニ被叙候由、

諸大名ニも参 内被仰付、

宸翰ヲ以被 仰出義有之、 大樹公初諸大名一同拜見

之由、小子ニは足痛故不参ニ而候事、此 宸翰も別紙

ニ御坐候、

一 廿八日未刻二条江登城、越・予・土ニも参集、於御用

談所総裁閣老談論、畢而御吸物・御酒頂戴、夫より於

御休息所御目見、従一位被仰出候御書付御直ニ拜見被

仰付、夫より退出、一橋之旅館江参向種々談論、夜九ツ前帰邸、

一今日山階宮御元服常陸太守ニ被 任候由、

一二月二日巳刻出門、春嶽殿旅館江参向、伊予守殿ニも同断、未刻過一同二条江登城、於一橋殿御扣所総裁閣老ト評論、夜六ツ過帰邸、

一三日大隅守兼任被 仰付候、

口宣頂戴いたし候事、

一未刻比 大樹公より御小納戸御使ヲ以、時候為御尋御菓子一箱・御夾肴一折頂戴、暫時御使江面会御礼申述候、

一夕刻より松平下野守殿・松平紀伊守殿被来、夜四ツ時分被帰候事、

野州家老黒田山城・浦上信濃、紀州家老辻將曹も来ル、黒・浦之兩人醉態甚驕傲無礼言語道断之事ニ御坐候、可惡々々、

一五日午時出門、越邸江参向、伊達氏も同断、未刻比一同登 城、一橋扣所にて如例談話、右相濟於御休息所御目見、御茶御菓子頂戴、且

御手自御印籠拜領、夜入時分退城、夫より近衛家江伊達同道参殿、容堂ニも来会、夜九ツ時分帰邸、

一元三条初六卿より書面ヲ以

朝廷江言上之趣有之、参預人数江云奏より相談ニ付、一同申談御取揚無之候而可然旨申出置候事書面は別紙ニアリ

一六日松平甲斐守殿被来、暫時面会、官位内願之事ニ而候、

一七日未刻出門、肥後之兄弟旅館西本願寺ニ至ル、夜四ツ時分帰邸、

一波平行安刀一腰・大幅緞子一本・御肴一折、大樹公江進献いたし候事尤御内証より

一大樹公、今日泉涌寺江御参詣之由、

一八日酉刻出門、二条殿下江参殿、徳大寺右府公・尹宮・山科宮・前殿下・内府公・一橋・越前・伊達・容堂・総裁大和守・老中三人雅楽頭・和泉守・集會、長州御処置御

決議有之事、

先長之末家并家老大坂迄御呼出、老中大小監察下坂三ヶ条御詰問、



一 去年八月十八日之一条ニ付、元三条初七卿無故国許江  
列越候始末、

一幕府蒸氣船抑留、幕使ヲ暗殺之始末、

一 長崎拝借之此方蒸氣船砲発之始末、

右御詰問之上、七卿可差出旨御達之賦、尤大膳大夫父

子は決而右之心底ニは無之間、家臣狂暴之者取押方可

致候旨御達有之賦、

右御相談一決、明日関白様より右之趣

奏聞被成、

叡慮御伺 御沙汰之趣、大和守・老中被召呼御達之管ニ

候事、

先は右之通ニ御坐候、何分

公武共ニ御因循之弊被為在、嘆息無限、且於幕府一橋初

参預之義余り不好之模様ニ御坐候、是は当然之至ニ候、

尤参預も当分之処ニ而は名有て実なき次第故、最早御取

止相成候而可宜旨、一橋より関白江被仰上候得共、未何

分御沙汰無御坐候、肥後・筑前之兩藩、幕府阿諛之旧習

難改、大息之次第ニ御坐候、右旁申上度、如此御坐候、

以上、

(文久四年)  
二月九日認

尚々、余寒折角御自愛被成候様奉存候、長之御処置

初り候ハ、戦争ニ至り可申欵も難計候間、其許人氣

奮発之処、折角無御手拔様奉存候、已上、

三七 島津大隅守(久光)書状〔元治元年三月十一日〕外

〔包紙〕  
修理大夫様  
密用  
大隅守

封  
「

①  
〔包紙〕  
修理大夫様  
密用御直披  
大隅守

緘  
「

〔封紙〕  
修理大夫様  
密用御直披  
大隅守

ノ  
L

春暖之御御坐候処、於其許御揃無御障奉大賀候、於爰許  
小子ニも無異消光いたし候間、御安慮可被下候、然は

公武共不相替御因循之趣ニ而、別而心配罷居申候、殊ニ  
離間之説等流行、於幕府も断然之御所置無之、此末之処  
如何可相成哉、未見留難付御坐候、扱去ル九日

大樹公御参 内舞案有之、諸大名ニも拜見被 仰付、小  
子ニも参 内拜見仕、右相濟御料理御酒等頂戴重畳難有  
仕合奉存候、乍併在京之大小名五十人計一席ニ而大繁雜、  
殊ニ若年之衆のみにて紛乱之次第、老人大ニ込り申候、  
朝五ツ時分より暮前ニ退出仕候、

朝廷之御事ニは先早きと申事ニ御坐候、且又前文申述候  
通兎角御因循故、尽力も出来兼候ニ付、帰国御暇之願書  
草稿相認、 尹宮様 陽明様江入御内見候処、大ニ御当  
惑、当日直ニ被召呼、種々御談論被為在候ニ付、愚意十  
分申上候処、先四月中之滯京と申処ニ相成り、期限相見

得、別而仕合之事ニ御坐候、乍併長之御処置大体居り合  
付不申候而は、御暇も出不申義と相考申候、尤長之義未  
家一人・家老一人大坂まで御呼付之御達シ先日御坐候間、  
定而不遠出掛可申と相考申候、若御達ニ承服不仕節は御  
征伐と申事ながら、いまた何之策略も付不申、甚因循之  
極ニ御坐候、其許より人数差出し之義も、先般御達は御  
坐候へとも、是以何方江出シ候而よろしき哉、評決無之  
由、沙汰之限りニ御坐候、尚相しれ次第自から早速可申  
越候、何分不容易形勢、大心痛御遠察可被下候、依之先  
度も申越候通、其地文武引立方等、精々無御手抜御指揮  
可被成候、猶重而細事可申越候、以上、

(元治元年)  
三月十一日認

尚々、時候御自愛專一奉存候、委曲申越度御坐候得  
共、日々繁務故省略仕候、大乱毫御海容可被下候、  
已上、

(2)  
(包紙)  
「左方、  
舞案役付」

笙

多肥後守

音頭

東左近將監

忠愛

友秋

高節

鉦鼓

窪右近將曹

近頭

篳篥

窪越中守

近繁

多雅榮權助

忠惟

窪甲斐守

近俊

感城楽

上左近將監

真節

芝筑後守

葛房

辻少監物

高節

近陳

安倍修理權亮

季資

多左近將監

節文

音頭

窪左近將監

光張

迦陵頻

上右近將曹

真行

芝右近將曹

直温

奥左近將曹

好寿

辻右近將曹

近成

安倍右近將監

季光

太平楽

芝右近將監

葛忠

奥左近將監

行業

芝左近將監

葛鎮

辻大監物

高範

笛

多備前守

忠誠

音頭

奥丹波守

好学

多右近將曹

久康

春庭花

辻相模守

葛房

則賢

行業

真節

陵王

近陳

退出

長慶子

豊右兵衛尉

時隣

鞆鼓

奥豊後守

好文

芝石見守

葛高

(3)

(包紙)

「右方

舞楽役付」

太鼓



三八 島津大隅守（久光）書状〔慶応三年六月七日（修理大夫）（忠義）宛〕

〔包紙〕  
修理大夫様  
貴答

大隅守

〇印

〇印

〇印

華簡辱拝読仕候、先以向暑之砌御坐候処、愈御安泰被成  
御坐奉欣喜候、然は無滞着京いたし候ニ付、御歎被仰聞  
辱奉存候、且又御別紙を以、女中一条等細々被仰越、宜  
御都合ニ相運ひ安堵いたし候、於爰許着際は土州未着京  
無之、大ニ不都合之仕合、越・予ニは速ニ登京相成候ニ  
付、早速面会申談置申候、然処五月朔日土州着ニ付、同  
四日於越前邸集会熟談いたし、同六日二条撰政家江一同  
参殿、議・伝両役御人撰之着献言いたし候処、当坐先ッ  
能キ御返答ニ御坐候得共、御因循故、同十日又々参殿御  
催促申上候処、漸ク正親町三条卿一人は御運ひニ相成候

得共、幕より内輪之手入有之、原市之進  
周施之由いろく六ヶ敷

外人数は中山大納言・中御門左大弁・大原前左衛門督  
鳥丸侍従・万里小路前右中弁等也終ニ御採用

不相成、残念之至ニ御坐候、幕府江も三度一同登營、長

州御所置・兵庫開港等献言いたし候得共、十分之採用相

成兼候内、土州ニは病氣ニ而御暇相願、廿七日ニ発足相

成申候、実ニ土州之処初之約定とは違ひ、実意難計愚考

之通ニ御坐候、猶細事は帯刀等より可申越候間致文略候、

先は右御礼旁如此御坐候、以上、

〔慶応三年〕  
六月七日認置

久光

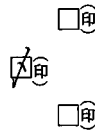
修理大夫様  
貴答

再白、不順之時季御保養專一奉存候、爰許気候あし  
く、只今ニも綿入着用いたし候、其地はいかゞと相  
考申候、梅雨は差而之事も無之候、本文申述候通幕  
府之所迎も十分反正ニ相成兼、既ニ去ル廿三日廿四  
日参 内夜通シニ 朝廷ニ相迫リ、開港等無理ニ  
勅許ニ相成候次第、切齒嘆息之至ニ御坐候、撰政  
殿下・尹宮・鷹司前関白等、幕之賄賂ニ眼くらみ御

失体之義奉恐入候、夫故下拙ニは参 内も足痛ニ  
而御断申上候、旁御推察希上候、尚後便可申上候、  
已上、

三九 島津大隅守（久光）書状〔慶応三年六月十八日〕  
〔修理大夫（忠義）宛〕

〔包紙〕  
修理大夫様 大隅守  
密用御直披



一筆致啓上候、炎暑之砌愈御清安可被成御坐奉欣喜候、  
然は先便申上候通于今因循之形勢、此末如何之次第ニ可  
相成哉、芸州紀伊守先日着京、早速書取板倉江差出相成  
候由、其後登營承知有之由候得共、不快ニ而御断相成候、  
家老辻将曹帶刀江面会、余程之憤発之由、今一度書面を  
以申出候後登營之賦之段咄候由、幕之趣意は少シニ而も

長江頭を下ケサセ、其上ニ而平常之御沙汰ト申事ニ候得  
共、長之内情左様ニ相成義ニも無之、芸之申立ニ而其通  
相運ひ候得は宜候得共、是も六ヶ敷勢ニ御坐候、

○兵庫開港は布告後先何も無事ニ御坐候、来月ニ相成候  
ハ、異人出掛可申と相考申候、

○人数之義申越相成候得共、此節迄は御出張ニは及不申、  
決して御出張之説も起り可申候得共、必御見合之方可然  
存申候、尤趣意別紙ニ委細相記候、

○細川澄之助ニも先日上京有之、官位等被仰付候、昨日  
見舞御坐候、肥之説は定論無之、唯幕意次第ニ御坐候、

○肥前閑叟幕より呼ニ相成候由、近々<sup>廿六日</sup>方<sup>由</sup>着京之賦ト  
申事ニは候得共、如何可有之哉、未相分り不申候、先日  
越前板老江面会候節、板咄ニ芸登營之上長之事情御尋、  
閑叟上京所存御尋相成候上、何分御決着ト申事之由、唯  
空く時日を過し、此方など退屈ニ而引取ヲ待候ニ相違有  
之間敷被察申候、先は当地大略之形勢、右之通ニ御坐候、  
尚角大夫細事可申上候、以上、

〔慶応三年〕  
六月十八日

大隅守

修理大夫様

侍史

二白、時季御自愛專一奉存候、拙者も無事消光御放  
念可被下候、乍併不馴之時季冷熱朝夕ニ相変し、例  
之腰痛少々相発し込り居申候、尚後便万緒可申上  
候、以上、

(2)  
一(封紙)  
別紙

今般四藩談合之上屢登營、兵庫開港防長事件順序區別ヲ  
以御処置相成、第一幕府御反正之実跡相頭、和同一致之  
道相立、

皇国挽回治久之大策被為立候様、精々致尽力候得共、先  
月廿三日

大樹公参

内言上之趣ヲ以、二件

御沙汰ニ相成候儀、全四藩之趣意ニモ致齟齬候次第二付、  
連名ヲ以

朝廷エ伺書モ差出置申候、畢竟幕府之意底、四藩之公論  
ヲ採用シ悔悟反正

勅命奉戴正大公平之道ヲ以

皇国之御為ニ尽力可致トノ趣意不相頭、是非私權ヲ張り  
暴威ヲ以、正義之藩ト雖臣伏セシムルノ所為顯然ニ而、  
実以不可助之次第第二候、尤今般上京之儀、

皇国未曾有之大節ニ臨ミ、進退ヲ名義ノ上ニ決シ候趣意  
ヲ以、

詔命ニ応シ候上は、方今通之時宜合ニ而致帰国候而は、  
是迄天下ニ大義ヲ唱候儀、水泡トナルノミナラス、

皇国之大事去リ、終ニ幕府

朝廷ヲ掌握ニシ、邪ヲ以正ヲ撃之場合ニ至リ候は案中之  
勢故、今一層非常之尽力ニ而兵備ヲ盛ニシ、声援ヲ張り、  
決策ノ色ヲ顯シ、

朝廷ヲ奉護不致候而は中々動キ相付間敷、就而は為引合  
長州へも使者差立候賦ニ評決いたし候、兼而模様ニ依リ  
貴君御出馬被極置候得は、此度は自ら其通可有之事候得  
共、一先軍艦四艘ヲ以一大隊位之兵士被差出、右船帰帆

之上直ニ御出船之御用意有之度、決而神速御上京ナクテ

ハ不相濟トノ衆論モ相起可申候得共、篤と勘考ニ及候上、

兎角一大隊之人數往復之後ナラデハ、秘籌ニモ相違いた

し候故、分而申上候間、吳々モ趣意無御汲取違、衆口囂々

申立候共十分御統御有之、右往復次第堂々ト御出馬有之

度候事、

○右一大隊兵士出帆期限は、長之模様ニ依緩急モ可有之

候間、西郷吉之助差遣申候間、同人より其地江報知御待

合有之度、如何様流説等有之候共、一步モ動キ不申候様

有之度事、

但西郷義近々三邦丸より差遣候ニ付、同船ヲ以報知可

仕候、

島津求馬

山内作次郎代リ

伊集院左中

伊東彦介

右御供被命度、山内ニは老年、殊ニ御留守も大切之事

候ニ付、右之通申上候、併模様次第ト奉存候、

右は木藤角大夫江も大意申含置候得共、尚又申上候、実

以非常之義、必異議モ相生可申候得は、断然之御趣意ヲ

以御動揺ナク御確守之処專一奉存候事、

四〇 島津大隅守(久光)書状〔慶応三年六月廿七日〕外

〔修理大夫(忠義)宛〕

〔包紙〕  
修理大夫様 大隅守

貴答旁密用

□印 □印

△印

□印

┌

○ 右一大隊兵士惣督被命度、  
島津備後  
右之參謀

○ 右人物家老方より問合可仕候、

桂右衛門

①

〔封紙〕  
修理大夫様

御答

大隅守



□(印)

□(印)

□(印)

「

五月廿七日之華簡相達拜読仕候、先以炎熱之候御坐候処、  
愈御清安可被成御坐、次ニ御一統御揃御同前之筈と大慶  
奉存候、拙者ニも無事消光いたし候間、御放念可被下候、  
然は

天璋院様より縁組一条ニ付、御別紙通被 仰越候由ニ而、  
其許御評議之次第委曲被仰越、逐一致承知候、御尤之義  
異論無御坐候間、別紙返上仕候、爰許之形勢今ニ因循之  
姿、閑叟老ニも今日着京相成候、此末如何相成候半哉、  
土州藩後藤象二郎と申者是は昨年使者にて  
鹿兒島ニ參候者先日長崎より上  
京、容堂帰国ヲ大ニ嘆息いたし、大憤発之趣ニ而小松・  
西郷等江相談之義有之、近日帰国主人ヲ勸メ再上京大尽  
力之舎之由、別紙通之趣ニ御坐候、此策断然相行れ候得  
は、実ニ

皇国挽回之基本とも相成可申哉、併何分重大之事件、主  
人採用如何と懸念之至ニ御坐候、芸州今ニ登營無之、辻

將曹板老江書面差出シ限りニ而、何も寂然タル模様ニ御

坐候、併趣意は此節余程憤発候趣ニ候得は、右後藤之大

策行れ候期ニ至り候ハ、定而同意之筈と相察し申候、

宇和島勿論同意ニ候、越へは親藩之事故未引合は無之候、

細川今ニ滞京、実ニつまらぬ物ニ御坐候、会津勿論大幕

臭可憎々々、先は右御答旁如此御坐候、敬白、

(慶応三年)  
六月廿七日認

再白、時候御保養專一奉存候、暑中御見舞別段不申

上候間、左様御承知可被下候、拙者ニも例之足痛増

加いたし候得共、日々少シツ、快方ニ御坐候間、御

世話無之様奉存候、尚後便細事可申上候、以上、

(2)

(封紙)

「土藩後藤象二郎差出候約定ノ大綱」

旨主

一 国体ヲ協正シ、万世万国ニ亘テ不恥、是第一義、

一王制復古ハ論ナシ、宜ク宇内ノ形勢ヲ察シ参酌協正ス

ヘシ、

一國ニ二

帝ナシ、家ニ二主ナシ、政刑唯一君ニ帰スヘシ、

一將職ニ居テ政柄ヲ執ル、是天地間アル可ラサルノ理也、

宜ク侯列ニ帰シ翼戴ヲ主トスヘシ、

右方今ノ急務ニシテ、天地間常有ノ大条理也、心方

ヲ協一ニシ斃テ後已ン、何ソ成敗利鈍ヲ顧ルニ暇ア

ランヤ、

皇 (慶応三年) 慶応丁卯六月

(3)

「封紙」  
二

「土藩後藤象二郎ヨリ差出シ候約定書」

方今

皇国ノ務、国体制度ヲ糺正シ、万国ニ臨テ不恥、是第一

義トス、

其要

王制復古宇内ノ形勢ヲ参酌シ、天下後世ニ至テ、猶其遺

憾ナキノ大条理ヲ以テ処セン、

國ニ二王ナシ、家ニ二主ナシ、政權一君ニ帰ス、是其大

条理、我

皇家綿々一系万古不易、然ルニ古郡県ノ政変シテ今封建

ノ体ト成ル、大政遂ニ幕府ニ帰ス、上

皇帝在ヲ不知、是ヲ地球上ニ考フルニ、其国体制度如茲

者アラン欤、然則制度一新、政權

朝ニ帰シ、諸侯會議人民共和、然後庶幾以テ万国ニ臨テ

不恥、是ヲ以テ初テ我

皇国ノ国体特立スル者ト云ヘシ、若二三ノ事件ヲ執リ、

喋々曲直ヲ抗論シ、

朝幕諸侯俱ニ相弁難、枝葉ニ馳セ小条理ニ止ル却テ

皇国ノ大基本ヲ失ス、豈本志ナランヤ、爾後執心公平所

見万国ニ存ス、此大条理ヲ以テ此大基本ヲ立ツ、今日堂々

諸侯ノ責ノミ、成否顧ル所ニアラス、斃而後已ン、

今般更始一新、我

皇國之興復ヲ謀リ、奸邪ヲ除キ、明良ヲ挙ケ、治平ヲ求  
メ、天下万民ノ為ニ寛仁明恕ノ政ヲ為ントテ、此法則ヲ  
定ルコト左ノ如シ、

一天下ノ大政ヲ議定スル全權ハ

朝廷ニ在リ、我

皇國ノ制度・法則、一切ノ万機京師ノ議事堂ヨリ出ル  
ヲ要ス、

一議事院ヲ建立スルハ、宜ク諸藩ヨリ其入費ヲ貢獻スヘ  
シ、

一議事院上下ヲ分チ、議事官ハ上公卿ヨリ下陪臣庶民ニ  
至ル迄、正義純粹ノ者ヲ撰挙シ、尚且諸侯モ自ラ其職  
掌ニ因テ上院ノ任ニ充ツ、

一將軍職ヲ以テ天下ノ万機ヲ掌握スルノ理ナシ、自今宜  
ク其職ヲ辞シテ、諸侯ノ列ニ帰順シ、政權ヲ

朝廷ニ帰ス可キハ勿論ナリ、

一各港外国ノ条約ハ、兵庫港ニ於テ新ニ

朝廷ノ大臣・諸侯ノ士大夫ト衆合シ、道理明白ニ新約  
定ヲ立テ、誠実ノ商法ヲ行フヘシ、

一朝廷ノ制度・法則ハ往昔ヨリノ律例アリトイヘトモ、  
当今ノ時務ニ參シ或ハ当ラサル者アリ、宜ク其弊風ヲ  
一新改革シテ地球上ニ愧サルノ國本ヲ建シ、

一此

皇國興復ノ議事ニ關係スル士大夫ハ、私意ヲ去リ、公  
平ニ基キ術策ヲ設ケス、正実ヲ貴ヒ、既往是非曲直ヲ  
不問、人心一和ヲ主トシテ、此議論ヲ定ムヘシ、

右議定セル盟約ハ方今ノ急務、天下ノ大事之ニ如ク  
者ナシ、故ニ一旦盟約決議ノ上ハ、何ソ其事ノ成敗  
利鈍ヲ視ンヤ、唯一心協力永ク貫徹セン事ヲ要ス、

(慶応三年)  
慶応丁卯六月

〔大久保利通文書〕(日本史籍協会叢書)により校訂

四一 島津大隅守(久光)書状(慶応三年七月十八日)  
〔修理大夫・匠作(忠義)宛〕

(包紙)  
「修理大夫様  
侍史

大隅守

□印  
□印

大印

┌

一 翰致啓上候、秋暑難去御坐候処、愈御安全被成御坐奉  
大賀候、拙者ニも無異消光御放念可被下候、先度より之  
病氣日々快氣、当分ハ平常通相成申候、併足痛は例之持  
病故、急ニ平快ニは難相成候得共、何も御懸念之事ニは  
無之候間、右之趣申上置申候、扱先度ハ折田・曾山之兩  
人御差登セ、其地之事情委細承達仕候、洪水ハ実ニ可驚  
之至、天災致方なき義と奉存候、此末人民御撫育之処無  
御手拔様奉存候、爰許之形勢ハ先便申上候通、今ニ不相  
替、佐賀も当月二日方より痢病之由ニ而外出いつ方ニも  
無之、最早快方とハ申事候得共、急速登營之手続ニは至  
間敷相考申候、土佐後藤も去ル四日爰許発足帰國、未何  
分之事不申来、折角相待候事ニ御坐候、先は右旁申上度、  
如此御坐候、敬白、

(慶応三年)  
七月十八日

久光

匠作様  
侍史

二白、時候折角御自愛之様奉存候、其大奥其外圖書  
等へハ書状不差遣候間、よろしく御伝声奉願候、以  
上、

四二 島津大隅守 (久光) 書状 [慶応三年八月三日]  
[修理大夫(忠義)宛]

〔封筒〕  
修理大夫様  
要用御独覽  
大隅守

□印 □印 □印  
□印  
□印 □印 □印

〔封紙〕  
修理大夫様  
要用  
久光

□印  
□印  
□印

一輸致呈上候、秋熟未難去候処、弥御清安之管奉大賀候、病夫ニも日々快然ニ有之候間、御放念之様奉存候、然は爰許形勢何も無相替、土州後藤云々於国許評決ニ相成候由と申来候得共、今日迄は上京不致候、尤其許ニも相知れ候半、先月初比於長崎英人殺害有之、切手不相知、土州人ニ嫌疑相掛り、先日<sup>幕府</sup>爰許より大監察・小監察等蒸氣船にて土州江廻船相成候、右様之事ニ而延引相成候哉と致推察候、防長之義ハ、先月廿四日幕より芸藩江以書付達シ有之候、

長防之義、早々寛大之所置可被取計旨、從御所被

仰出候ニ付、申達候義有之候間、末家之内老人吉川監物別ニ家老老人致上洛候様、毛利家江可被相達候、右之通有之候由、辻將曹より為知来申候、併長江申遣候哉否未相分候、此義前以一円幕より引合も無之、突然と相発し申候、廿二日方閑叟登營有之候由故、夫より決定相成候哉と察し申候、廿三日ニ越・予二人閑叟登營之次

第伺之為登營有之候得共、其節は板倉ニも何之咄も不致候由、是ニ而四藩ヲ度外ニ置候義、顯然ニ御坐候、閑叟も廿四五日比ニ発足帰国ニ相成申候、越も尽力不相成とて退屈生し、帰国之相談有之候得共、再三止メ候処、泲も承引有之模様ニ無之、内願申出相成候処、朝廷より御差留ニ相成、又々実母病氣之由申来、再願申出、昨日願之通帰国被 仰出候由、今朝此邸へも見舞有之候、実ニ退屈之形勢ニ御坐候、病僕ニも泲も急速全快ニは不至候得は引取之処は考居候得共、何分先書ニも申上候通、天下安危之界一身之故ヲ以帰国之義口外も難致、尤急変有之候而も、即今之様体ニ而は十分之歩行も不相成、実ニ心配此事ニ御坐候、しかし此義ハ爰許ニ而誰ニも申出候事ニ無之候間、左様御含置被下度奉存候、其地は相替候事ハ無之候哉、細詳致承知度奉存候、先は右申上度、如此御坐候、頓首、

(慶応三年)  
八月三日

再白、残暑御自愛專一奉存候、今般其地出兵手当之義ニ付、凶書存慮有之候由ニ而床次正藏上京、細詳

承届申候、此義ハ先便趣意申越候通故、右ヲ以篤と申聞候所落着仕申候、当時柄申迄も無之候得共、兄弟中不和合不相成様專一相考申候、能々御承知有之度奉存候、以上、

三白、異国砲器調文等ニ而莫大之金子申来、実以致心痛候、如何処置相成候哉、最早決議とは相考候得共、細事承度奉存候、以上、

四三 島津大隅守（久光）書状〔慶応四年正月十七日〕  
〔修理大夫（忠義）宛〕

〔包紙②〕

国許より

〔包紙①〕  
修理大夫様 大隅守

封

〔封紙〕  
修理様  
平安要用  
久光

緘

一筆致啓上候、先以春寒之砌御坐候得共、愈御安全奉欣喜候、小子ニも所勞追々快方ニ付、御放念可被下候、然は旧臘ハ王政復古ニ付議定職御承知之由、誠以目出度奉存候、併大御心配之程致遠察候、万事御入念可被成奉存候、扱又今般徳賊反逆入寇之処、於伏見・鳥羽兩所防戦勝利之由、且浪花も落城之段、長崎より申来、旁以雀躍不過之、乍併死傷等有之筈不便之至、折角御哀憐可被成候、尚此未名義至当之処御評論奉仰望候、於当地も此節は異説相起り不申、一途ニ徳賊ヲ惡ミ候次第、仕合之至御安心可被成候、先は右旁申上度如此御坐候、書余ハ帶刀より可申上候、敬白、

孟春十七日

二白、余寒御自愛專一奉存候、病床中乱毫御海容奉

希候、以上、

四四 島津大隅守(久光)書状(慶応四年五月十六日) 修理大夫(忠義)宛 外

(包紙) 修理大夫様 大隅守

無事要用

印

印

印

(1)  
封紙

愈御勇健珍重奉存候、小拙ニも追々快方相成候間、御安意可被下候、然は其御地御静謐之由、併東国は未平定不致由、是は本国之事候間、急ニは治り相付兼候半、夫とても徳川氏家名等之事、至極御寛典之御所置相成候ハ、自ら降伏可致と相考申候、今般長崎邪宗門人数御所置、乍恐御窮策欵と奉存候、多人数各国江御分配教諭いたし候様被 仰渡候得共、至極六ヶ敷事ニは有之間敷哉、当

国ニも忒百五十人之由、大難波之義と奉存候、教諭は拟置、蔓延之憂実以苦心之至ニ御坐候、且於崎陽無事ニ承伏之処も大懸念ニ御坐候、殊ニ外夷引合之事故、是より御交際之方ニも差支可申哉、呉々も大苦心此事ニ御坐候、可成は今一往

朝議有之度、乍恐奉祈望候、

御遷都之事、此節不相叶由、是は却而宜敷欵と奉存候、當時外夷御親睦とは乍申、此末如何様之事ニ欵可相成、就而は海辺よりも御引入之方可然、尤御用途も莫大戦争央諸国疲労之時節出金共被 仰付候而は、人心ニ関係いたし、不可然義と奉存候、次ニ小拙御用召承知いたし、恐入奉存候、未所勞平快ニ不致、手は可也よろしく候得共、足は未歩行も十分無御坐、殊ニ坐スル事一切不相叶、今ニ臥床中ニ御坐候、しかし蒸氣船なれハ中途ハ何も差支無之候得共、上京いたし候上參 内は勿論、公卿・大名等へ対談も相整候丈ニ無之、実ニ奉恐入候得共、此際発足相成兼候ニ付、御序之節越候江其段被仰置被下度奉頼候、先は右旁申上度、以乱毫如此御坐候、御推読奉願

候、以上、

五月十六日認置

再白、時候御自愛專一奉存候、当国変革最早結局ニ相成、為国家安心仕候、此度は異論も承不申、別而仕合之至ニ御坐候、造士館人数少々之事有之候得共、是も相済申候、御安心可被下候、以上、

(2)  
封紙  
二

本書は早く認置候ニ付、其後之次第別ニ相替事も無之、奥羽戦争于今不相止由、可成は早く鎮定相成度候、於其地は平穩之筈と奉存候、長州と離間説相行れ可申哉と懸念之至ニ候、殊ニ末々ニ至り候而は、互ニ失ヲ揚候而、終ニは治り付兼可申も難計候ニ付、此処能々評議有之度役筋之者江被仰達候方可然奉存候、先日は長崎鎮台より直書を以、徳川慶喜恭順之実行相願候ニ付、江戸城江被召返百万石ヲ賜り上京をも被  
命候趣之書付、肥後人より落手相成候由ニ而、大苦心之

由相談等被申越、しかし是は例之肥後人之流言欵と愚考仕候、其許ニ而は如何様之事候欵と懸念奉存候、先は右旁申上度、如此御坐候、以上、

五月晦日

二白、暑氣御保護專一奉存候、病拙今に同断、御放念可被下候、以上、

四五 (島津久光カ) 書状 (明治四年八月六日) (島津忠義カ) 宛 外

包紙②

包紙①  
趣意書

印

印

印

(1)  
秋冷之砌、弥無御障大慶之至ニ候、病夫ニも依然消光、御放慮可被下候、然ハ多衛門下着、郡界被



仰出謹而拜承仕候、自然如此可相成とは存候得共、急速之次第、新参議例之過激と驚駭不過之、洋人之術中ニ陥り、終ニ醜夷之政期ヲ奉之候ハ案中、殊ニ共和政治之議論盛ニ相発り候而は、乍恐万古不易之皇統も如何可被為成哉、悲歎無極奉存候、先ハ右申述度如此御坐候、以上、

仲秋初六

尚々、時候御自愛專一奉存候、別紙例之因循之愚考申述候、尚多衛門江も大略申含候間、御聞取可被下候、以上、

三白、此書別紙共家令江御見セ有之而も不苦、

(2) 一拙者上京御断期限相成候ニ付申次之事、

一拙者ニは東京住居被

仰付候共、一切御断、居所も同断、若不都合ニ候ハ、

夫限、

一家族八家之者共家禄是迄通、

一万一県知事御承知候共、御断可被 仰上、

一二之日御参 内も同断、

但墓参御暇ニ而御帰県、

一多人数之土族是迄通、

朝廷より俸禄被成下度、右様無之候而は騒乱成立候形勢ニ御坐候、

四六 大簡 (島津久光カ) 書状 [明治四年九月十三日] 〔從四位宛〕

〔包紙②〕

〔包紙①〕 從四位様

貴答

大簡

□印

□印

印

秋冷之候、愈無御障珍重奉存候、病夫ニも依然消光、御放念可被下候、然ハ養子一条、先度吉井下着之節書面ヲ以被仰越候処、其後間違之由ニて不承筋可致旨、一々承

知いたし候、何も御懸念ニ及不申候、実ニ未不違義と相考申候、内分申越候圖書義、去ル五日方より肝氣強ク、薬食等不相進、難渋之様体ニ御坐候得共、兩日は余程よろしき方ニ相成り、別而仕合之義ニ御坐候、追々快方相成候事と相考申候、別段申越候事ニハ無之候得共、ついで故申上候、且其地も最早諸藩知事追々出揃之筈、如何相成可申哉、

皇国ハ是限り之有様、長大息之至ニ御坐候、当地も権大参事ヲ初人面獸心之輩多ク、沙汰之限ニ御坐候、極意ハ共和政治相違有之間敷、悲歎無限々々、先ハ右旁如此御坐候、以上、

九月十三日

大簡

従四位様

貴客

二白、時候御自愛專一奉存候、久留米ニハ兵隊沸騰有之由、いづくも混雜と察し申候、以上、

四七 島津久光書状〔明治四年十月二日〕  
〔新従三位（忠義）宛〕

〔包紙②〕

〔包紙①〕  
新従三位様 久光  
要用

□印

△印

□印

〔貼紙〕  
〔宋元通鑑 明薛应旂編纂 全四十八冊〕

向寒之候、愈無御障欣喜之至ニ候、病夫ニも無事消光御放念可被下候、然ハ今般分家ニ禄并位階昇進被仰付奉恐入候、分家之義ハ、未旧藩知事一統何之御達も無之内奉

命いたし候而は、不安心之至ニ候、位階ハ病夫朝廷上之勤務難相成身として御受難致、当惑千万奉存候ニ付、位記返上辞表差出申候、無異義御採用相成候様奉願候、貴所ニハ旧大藩知事相当之位階故、御請之方尤可

然存申候、必辞表御差出ニ及不申、指宿ニも委曲申含置候間、御安心可有之候、先ハ右旁如此御坐候、以上、

十月二日

久光

新從三位様

要用

二白、時候御自愛專一奉存候、分家義ハ何様之御評義欵、愚意難弁、当家之勢ヲ分割シ削弱せんとの長・土之姦計欵と推察いたし候、爰許ニも先書申越候通、獸心之輩実ニ切齒之事共有之候、書面ニは難頭次第ニ候、凶書病氣最早全快相成申候、御安心可有之候、暫時ハ氣違之模様ニ而如何可有之哉と心痛いたし候処、存外速ニ平復いたし、別而仕合之至ニ御坐候、以上、

三白、別紙書物 and 板有之由、幸便次第御下シ相願申候、

四八 島津久光書状〔明治四年十二月十日〕  
〔新從三位（忠義）宛〕

〔包紙②〕

〔包紙①〕  
新從三位様

要用

久光

〔印〕

〔印〕

〔印〕

〔封筒〕

禁他見  
新從三位様

極急要用

久光

封 十二月十日

嚴寒之節、愈無御障令欣喜候、病夫仍旧消光御放念可被下候、然ハ先ハ伊藤彦介下向、其地之様体且御家祿取調之条々、細詳承候ニ付、篤と勘考之処、拙者父子五人相加里候而は猶又面働可相成候ニ付、分家之

勅命御受仕候ハ、可宜相考、尤位階之義ハ病夫御用不  
相整候而ハ御受難仕、快氣上京之上御受仕可申と申処

ヲ以、新納弥三太上京申付候間、

朝廷上之処宜御指揮被成下度奉頼候、

一 廢藩以來獸心之参事面会相断置候得共、先月末比より

川上助八郎猷言之趣有之、奈良原・いちゞ壮之丞など

談合之義ハ、兎角乍病体

皇国挽回之尽力いたし候様、頻ニ嘆願之事候ニ付、深

く勘考之上目前之処存慮通無之候而は天下之事ハ不相

叶と存、出格之考ヲ以桂・大山・大迫招呼、県令吹拳

好言ヲ以相頼候処、無異義受合、早速大迫上京に相成

申候、方今此地之形勢参事も大ニ力ヲ落シ候次第、兵

士ハ相離レ候模様故、存慮十分相行れ候考ニ御坐候、

若願意 御採用不相成節ハ、奈良原等尽力之見当ハ有

之哉ニ候間、左様御承知被下度、殊ニ薩隅分界之 命

令ニハ人氣大ニ不宜、是偏ニ長之姦策無疑と被察申候、

先ハ右旁申上候、以上、

十二月十日

久光

新從三位様

要用禁他見

二白、寒氣御厭專一奉存候、宋元通鑑相とゞき落手  
仕候、例之乱毫御推読奉願候、以上、

四九 島津久光書状

〔明治五年七月三日  
新從三位（忠義）宛〕

〔包紙①〕

〔包紙②〕  
新從三位様  
要用

久光

〔印〕

〔印〕

〔印〕

〔封紙〕  
新從三位様  
要用

久光

〔印〕

〔墨引〕

炎熱之候、弥御清安之筈奉欣喜候、愚拙ニも無異消光、

御放念可被下候、然ハ今般

聖上御巡幸ニ付而ハ前以より異説紛々之処、去ル廿二日

爰許

御着艦、依之愚拙ニも衣冠着用

御旅館江参上元ノ牡丹ノ間御座所ト相成、  
臣下ノ古屋実ニ如何ノ事ニ候

天氣奉伺候処、

天顔拜被 仰付難有奉存候徳大寺卿、  
御取次、当日ハ夫迄ニ而退

去、無事平穩ニ而安心仕候玉座ノ形勢、異人館ノ  
ヤウ有之、歎息無限、翌廿三日

本学校・県庁等江 御光臨、何之御達モ無之、廿四日ニ

ハ台場打

天覽、夫より集成館江被為入、是も前日ニ同シ、廿五日

よりハ毎日御慰事ニ而、賑々敷事ニ御坐候、乍恐唯 御

遊覽之御事ニ而、天下之大政ニ 御心を被為用候御事ニ

無之、悲歎至極奉存候、西郷其外当国より被召出候者共、

御着当日暫時家令役所迄参り候而逃去、一面会も不仕候、

右様之次第 御慰迄ニ付、士民大ニ望ヲ失ヒ、尤

玉体ヲ奉初御供人数都而洋服故、人氣弥不宜、一向尊崇  
之形勢無之、実以

朝威地ニ落ル之次第、長歎息之至ニ奉存候、不得止廿八

日又々

天氣伺として参上、徳大寺卿江面会、上書差出草稿別紙、  
ニアリ

只ケ条書ニ候間、

御質問可被為在と奉存候ニ付、扣居可申と演舌、暫時相

扣候処、徳大寺より家令被召呼、御掛物一幅宋范安仁・  
鯉ノ画

錦三卷拝領被仰付、恐入難有仕合奉存候、右上書ハ御預

ニ付退出仕候様承知罷帰申候、然共備

天覽候程合料兼候ニ付、翌廿九日書状ヲ以徳大寺江尋遣、

尚

御質問相伺候処、返書ニ早速備

天覽候処 御前江被留置との趣申来候、翌七月朔日ニハ

明二日 御発艦被 仰出候、兩三日も 御滞在被為在候

得は、

御質問ニ不相成候而は不相濟候ニ付、速ニ 御発艦被

仰出候と奉恐察候、尚徳大寺江論談之趣細々有之候得供、

書ハ不尽言御推量可被下候、且又珍彦上京之義、去秋被

仰出、其節所勞ヲ以御断申上、至今何共 御沙汰無之処、

不図廿六日徳大寺旅宿江家令御用ニ而、此涯上京仕候様

愚拙より可取計旨御達有之候ニ付、快気次第ニハ上京可

仕返答為致置候処、又々廿七日山本孫九郎外用向ニ而旅

宿江参り候節、涯々上京不致候而は不都合之旨、徳大寺

被申候由孫九郎申出候、依之翌廿八日前文上書差上候節

申立候趣有之候処、無訳相済申候、是ハ跡ニ而承候得は、

野津七左衛門等か徳大寺江申込たるニ相違無之事ニ御坐

候、其余事ハ孫九郎上京申付候ニ付、御聞取可被下候、

先ハ右旁如此御坐候、以上、

七月三日認

再白、時季御自愛專一奉存候、於爰許洩風愈盛ニ相

成模様、

皇国之御本体終ニは消滅可致と悲歎無限事ニ御坐候、

是も馬鹿参事共之所置故之義、可惡之極ニ御坐候、

芦原の御国にてぶり横はしるえミしの風にふきミたれ

つゝ

三白、暑中ニ付貴翰忝奉存候、以上、

五〇 島津久光書状〔明治五年九月十二日〕外

〔從三位(忠義)宛〕

〔包紙〕

┌

①

〔包紙〕  
從三位様

平安要用

久光

□印

□印

△印

┌

秋冷之砌、愈御清安被成御坐奉大慶候、然ハ山本孫九郎

帰着、其地之次第細詳承申候、殊ニ

御下問之義被為在候ニ付、乍病中押而上京仕候様承知仕

候得共、

御採用之有無モ承知不仕候而は、迎も勉強難相整、此義

ハ徳大寺卿江委曲申述置候事ニ而、今更相替義も無之候、

且三条公よりも御口達御坐候由、依之三条・徳大寺之両

公卿江別紙草稿之通書状差出候間、左様御承知可被下候、

尚細事ハ法元太郎左衛門より御聞取可被下候、先ハ右申

上度如此御坐候、以上、

九月十二日

久光

從三位様  
要用

再白、時季御保護專一奉存候、小子ニも当分ハ例之

通温泉江差越居申候、御放念可被下候、以上、

(2)

〔封簡〕  
「從三位様  
平安要用  
久光

封 九月五日認 一

前文略 三条・徳大寺両公卿江  
同案

当夏

御巡幸之節、猷芹之微衷箇条書ヲ以申上候処、

御前ニ被留置、

遷幸之上

御熱覽被遊、

御下問被遊度儀モ被為在候間、乍病中押而上京仕候様被

仰渡、謹而拝承仕候、右ハ其節黄惣江徳大寺卿江委細演舌仕候

ニ付、御失念ハ無之筈と奉存贅言不仕候、殊ニ

御下問之御事モ及再度、申出置候得共、何之御返答も承

知不仕、大ニ失望仕罷在候、至今

御採用之有無モ承知不仕候得は、海陸之遠路病体勉強難

仕、別而当惑仕候、尤快氣之上ハ自ラ上京仕、再三之

召命奉拜謝含ニ御坐候得共、若此涯

御下問迄之御事ニ御坐候ハ、要路之官人一両輩爰許江

下向可被

仰付、然ラハ所存十分論談仕度奉存候、実以自由之至、

恐入奉存候得共、病体御憐愍之一筋ヲ以

御許容被為在候様、御執奏偏ニ奉伏願候、以上、

壬申

九月

五一 島津久光書状〔明治六年九月十七日〕  
〔從三位(忠義)宛〕

二白、御立後転邸いたし候、庭広く歩行ニはよろしく候、寒前ニは御暇願度と存申候、以上、

〔包紙〕

└

〔封紙〕  
一從三位様

御答

久光

└

└

秋冷相催候処、弥御安泰珍重奉存候、然ハ先月廿日海上

御無事御着之由、恐賀之至ニ候、御着後御繁雜之由遠察

いたし候、於爰許岩倉殿ニも去ル十三日帰朝相成り申候

得共、未何之事も無之、不遠可否談合可有之と存申候、

何分相知れ候ハ、早速可申上候、先ハ右旁申上度如此御

坐候、恐々謹言、

九月十七日

久光

從三位様

貴答

五二 島津久光書状〔明治六年十月廿九日〕  
〔從三位(忠義)宛〕

〔包紙〕

└

〔封紙〕  
一從三位様

無事要用

久光

封

└

一筆致呈上候、追日冷気相増ノ処、弥御堅剛可成御坐、

恐悦之至ニ候、愚拙ニも無事消光、御安意可被下候、然

ハ岩倉公帰朝有之候得共、于今何之御沙汰も無之、別而

閑寂之事ニ候、乍併去ル十八日三条公御急病、暫時ハ自

殺之様ニも風説いたし候得共、中風之やうなる事と相聞

得申候、尤其起リハ西郷朝鮮御使之儀申立、夫より議論



紛々相成、大久保異論ニ而参議中すべて引入、兩三日ハ誰も出勤之者無之由、漸ク廿六日ニ相成西郷初免職、新参議も被仰付、物議いろくニて混雜之事ニ御坐候、乍併此義ハ拙子ハ一切関係不致、只傍観いたし居候間、御安心可被成候、自ら家令より可申上と文略いたし候、先ハ右旁申上度如此御坐候、以上、

新

十月廿九日

久光

從三位様

御机下

(2)

西郷 陸軍大將ハ被仰付候由、廿六日乗船掃原と申事、付添之面々三十人計有之、軍局人数追々掃原之風説、

板垣

後藤

江藤

副島 近比参議兼外務卿被任

右願之通御免、

参議兼工部卿 長州人  
伊藤博文 本名俊介  
同 兼外務卿 陶蔵也、存外之事、  
寺島宗則

同 兼海軍卿 いまだ不出由、

勝 安芳

参議兼大藏卿

大隈重信

同 兼司法卿

大木 〱

木戸 〱 是ハ本之通、乍併先度より  
中風ニて半身不叶引入、

大久保利通

先日副島と一同参議被仰付、此節も如故ニ、

右総而廿七日之事之由、

大久保・西郷異論相成候義、尤不思義之事と相考申候、

五三 島津久光書状 [明治七年一月五日] [從三位(忠義)宛]

(包紙①)

(包紙②)

久光

内用無事

封

〔封紙〕  
「從三位様  
久光

内用無事

ノ  
「

寒氣之砌、弥無御障珍重奉存候、於爰許一統無事、御放  
念可被下候、然ハ其家令島津・伊藤も有之事候得共、喜  
入江於爰許内達いたし置候ニ付、於其地御申付之処相運  
ひ候様、なら原より申越候賦御坐候間、左様御納得可被  
下候、喜入なれハ差はまり可相勤と存申候間、万事無御  
遠慮御談合可有之と奉存候、拙者ニも旧十二月廿四日御  
用召ニ而、太政官代江参朝いたし候処、於  
玉座下内閣顧問ニ被任候旨承知仕、恐入奉存候、乍併矢  
張有名無実之次第故、其後至当今参 朝も不致候、自ら  
又々条・岩等より何と欵申事可有之、其節之時宜ニ依進  
退可致と相考申候、先ハ用事迄如此御坐候、以上、  
一月五日  
再白、時候御自愛之処專一奉存候、島津・い藤之間も

し断申出候ハ、無子細御免可被成候、且西郷等ハい  
かゞ之模様ニ候哉、分営も先度ハ焼失之由、大變之次  
第二候、しかしかへつて宜敷候と相考申候、以上、

五四 島津久光書状〔明治七年一月十九日〕  
〔從三位(忠義)宛〕

〔包紙②〕  
ノ  
「

〔包紙①〕  
「從三位様  
久光  
要用

□印 □印  
ノ印  
「

敵寒之節御坐候処、愈御安康珍重奉存候、於爰許皆々無  
事、御放慮可被下候、然ハ去ル十四日夜八チ時、於赤坂  
辺岩倉殿通行之節、暴客発動いたし候得共、少々之手疵  
ニ而先ハ無難之由、依之世上紛々之雜説も不少、乍併目

前何も異変之向とも不相見得、殊ニ四五人ハ捕縛ニ相成候由、未細事ハ不相分、自ら相分次第又々可申越候、就而其地有志輩必奮激突出も難計、且貴所御上京申立候事ニも相成可申哉、乍去当分之処ニ而は、先鎮静之方可然相考申候、自ら大変ニ立至り候形勢相見得候ハ、速ニ可申越候ニ付、其節断然御上京可有之存申候、依之有村国彦差下シ申候ニ付、委細同人より御聞取可被下候、先ハ右旁申上度如此御坐候、以上、

甲戌

一月十九日

久光

從三位様

要用

二白、時候御自愛專一奉存候、西郷党如何之形勢歟、彼等へ引合之事と察申候、尚喜入江御談合探索有之度奉存候、以上、

五五

島津久光書状

〔明治七年カ〕四月廿二日  
〔從三位（忠義）宛〕

〔包紙②〕

┌

〔包紙①〕  
從三位様

無事

久光

封

┌

春暖相催候処、弥御安全珍重之至ニ候、然ハ当地形勢變遷之次第有之、山本孫九郎差下候間、同人より委曲御聞取給度、此段申上候、以上、

四月廿二日

久光

從三位様

至机下

五六

島津久光書状

〔明治七年十月廿一日〕外  
〔從三位（忠義）宛〕

〔包紙〕

┌

〔包紙①〕  
從三位様

無事

左大臣

□印

△印

□印

秋冷之砌、弥無御障珍重奉存候、病夫無事消光、御安慮可被下候、然ハ支那事件切迫之形勢ニ付、源四郎差下候間、委細同人より御聞取可被成候、先ハ右申述度如此御坐候也、

十月廿一日

久光

從三位様

無事

再白、爰許別ニ無相替事候、其地如何之事候哉、折角動揺無之様相祈申候、以上、

別紙電信差上候、

(2) 本月五月大久保北京ニ於テ談判有リ、遂ニ結局整ハズ、其レガ為大久保帰朝之事ヲ支那政府ニ告知せしに、彼等ヲ破ルハ欲せず、然れ共帰朝之事ハ止めずといふ、故ニ

只今之模様、戦ヲ決スル事ヲ公然掛合テ引払ニナルカ、或ハ支那政府ヲ差置キ勝手ニ台湾ヲ開墾ヲ始めるカノ二ツナリ、此ノ話シ決シテ後、八日カ九日カノ内ニ引払ニナル可シ、益満・向井・中村・江田ハ、北地ノ地理研究届キ、台湾ニ帰リタリ、クロワマルハ本月十日天津川口タアクウニ着ス、各位へ此旨伝達可有之、右伝信只今品川領事より致落手候、

十月十六日午前十一時十五分發

長崎在勤

横山租稅權助

林海軍大佐

大隈殿

山県殿

河村殿

五七

島津久光書状

〔明治八年八月廿日〕  
〔從三位(忠義)宛〕

(包紙)

從三位様

平安要用

久光

封

(封簡)  
一從三位様

無事

久光

封

一筆致啓上候、残暑之砌、愈無御障欣喜之至ニ存候、於  
爰許皆々無事消光いたし候、御安心可被下候、然ハ老夫  
ニも五月以來參

朝差扣候処、去十六日

皇居江被為 召、支那之事件不穩時節ニ候条、乍病体勉  
強致參朝候様

御直命ヲ蒙り候故、不得止御受申上、一昨十八日より參  
朝いたし候、細事ハ有村より御聞取相成候様奉存候、先

ハ右旁申上度、以乱毫如此御坐候、以上、

八月廿日

久光

從三位様

再白、爰許当分残暑殊之外強く候、其地ハいかゝと  
奉存候、以上、

五八 島津忠義依頼状草案 (明治八、九年頃カ)  
〔県令大山綱良宛〕

旧生産方屯金輕利ヲ以テ、諸商人共工賃付相成居候株々  
ルヤ、藩政ノ内ヨリ第一窮士民救助ノ為ニ設置候金筋ニ  
候処、廃藩以來万事一變イタシ、当時ニ至リ諸色ハ益高  
価相成リ、上下ノ疲敝不一方仰伏供養ノ道立兼候由、殊  
ニ当今急務ノ学校等余多設立相成、旁心配ノ筈ト存候間、  
右ノ金筋惣テ窮士民救助、且学校資本ニ振向ケ、數百年  
各家忠勤ノ祖先ニ対シ酬謝イタシ度所存ニ候得共、当分  
家屬令扶從ノ間、少人数ニテ家政サエモ行届カネ候折柄、  
施行ノ手数ニ至兼候間、右金并ニ取引ノ証書類都テ貴殿  
委任イタシ候ニ付、年賦返済等ノ株巨細ニ取調ヘ、然ル  
ヘキ方法相設、一層救助行届、聊ノ寸志相通候様致依頼  
候事、

從三位忠義

大山綱良殿

五九

(島津忠義カ)依頼状草案 [明治九年頃カ] 〔県令(大山綱良カ)宛〕

廃藩以来当家内外多端ノ用途費耗ノ折柄、今般禄制更改ノ御布達、猶更不容易世変、既ニ御祖先様方御祭典等モ難行届場合ニ立到、深令苦慮候、就テハ手許ヨリ一涯非常出格ノ用途ヲ欠キ、節儉ヲ行フノ外更ニ他策無之、然ルニ是迄随従ノ面々旧恩ヲ忘却セス、我等ヲ輔翼シ各其職ヲ奉スルノ志、深令感賞トイヘトモ、一朝不得止職免申付候義、於情義雖難忍、旁我等ノ衷情ヲ推察、以来トイヘトモ、猶在職中ニ不相変様令依頼候事、

六〇

龍尾神社再興の件 [明治十二年十月 西郷等ノ神拝所設置ニ付]

夫レ世ニ大小軽重スルノ道アリ、各自之レヲ守ルハ人道ノ常、敢テ珍トセス、天地ノアラン限り之レヲ鳥有トスヘカラス、若シ夫是ヲ鳥有ニ帰セシメハ、人道モ從テ滅

スヘシ、抑旧淨光明寺中龍尾神社ハ当家始祖忠久朝臣神靈ヲ祭ルノ遺地、今日トイヘトモ昔日ノ神社ヲ予カ眼中ニ存在シ、其威嚴忘ル、能ス、家ニ採リ最至重然リトイヘトモ、今はレヲ再興スル微力ノ及ハサル処也、因テ責テ永久保存ノ石碑ヲ建設シ、予カ志ヲ後年ニ遺セントス、然ルヲ今此ニ限り西郷等ノ為新ニ神拝所ヲ設ケン事ヲ、再三四請願アル、畢竟其徳ヲ追慕シ、其祭ヲ世ニ垂ントスルモノナルヘシ、人各追慕ノ念ニ於テ輕重厚薄スヘカラストイヘトモ、既ニ陳述スルカ如シ、今新ニ同所ニ設立スルモノト等シカラサル、本末粲然トシテ其区別明ナリ、今世態一変シ、予モ亦人民中ノ一員タリトイヘトモ、然レトモ尠シク各旧情ヲ思ハ、必ス不忍処アランカ、其上未タ官許ノ地ニ無之、願中故許不許ハ予カ左右スル分ニアラス、

明治十二年十月

忠義

六一 高崎正風書狀〔明治廿一年六月廿九日  
正二位島津公（忠義）外宛〕

高論謹承仕候、然は旧邦秘録之儀は、照国公 前左府  
公

王室ニ被為尽候御事蹟及其他之事実を御包羅被遊、公明  
正大之史説を御編纂可相成思召之趣、実以一大美挙と奉  
存候、夫ニ付正風へも種々

御諮詢可被為在ニ付、諸事担当仕候様御依托之段深く恐  
縮仕候、浅学不才迎も其任ニ堪間敷候ハ存候へ共、前  
左府公御在世中海岳之恩眷を蒙り、涓埃之微衷相尽申度、  
日夜思惟罷在候儀ニ付、乍不及御主意相貫候様精々謁力  
可仕、此段謹而御受仕候、頓首、

明治廿一年  
六月廿九日

高崎正風

正二位島津公  
正五位島津公

両閣下

六二 某書狀〔明治二十一年〕

芳墨拜閱致候、如命兎角不順之候、愈御平安恭賀之至候、  
陳は、伯子男爵各位国会準備ニ付大ニ憤発勉勵之処、公  
侯両爵諸氏如度外視、此假開場ニ差臨候時ハ如何と御憂  
慮之程御尤千万ニ候、因テ公私之為鄙生等兄弟へ至急上  
京候様御懇諭之趣委詳致承知候、然ルニ鄙生等ニ於テモ  
現今之事体ニ而国会相開候而ハ不可謂景状ニ可立至欵と、  
憂思ニ不堪、疾ニ<sup>当春</sup>亥冬上京ノ上聊愚意建言致候得共、更  
ニ御採用之可否も不相分、到底可詮立認も相付兼候処よ  
り隠退罷在、猶進止ハ其時機ヲ相待のミニ有之候、不取  
敢右御答迄如此御坐候、勿々頓首、

六三 御書取之写〔年不明〕四月廿九日〕

御書取之写

奥向之儀は表方目当ニ相成事候間、朝夕文武之修行専  
ニ心掛、身を慎ミ、進退律儀ニ容貌正敷、追々申渡候

法令急度可相守は当然之儀ニ候、殊ニ当分諸郷守衛人、  
數過分相詰候折柄故、聊も心得違不作法之聞得無之様  
取締可申渡時節ニ候間、猶更相慎万事行届候様申談專  
一之事ニ候、

一門出之儀は表方江之響合相成候間、見物遊参等之他出  
は勿論、無用之集會致間敷、尤初而出府之向は用向為  
不差支、古参之者共同道ニ而道案内之為、且は物馴等  
之名目ニ而所々列越候仕来ニ茂可有之、併其内ニは全  
名目計ニ而遊山同様之案内茂可有之哉ニ相聞得候、適  
法令を守り其身を慎ミ無益之遊歩を不好者迄茂、終ニ  
は仲ケ間内附合之為無抛習俗ニ墜入候面々、是迄追々  
及見聞候、右之悪弊不相直候而はおのつから習俗難改、  
甚以不可然候、第一外出之儀は、側役初無札之面々よ  
り不取締成立候儀、是迄毎々有之候間、右之者共能々  
可致勸弁候、且亦他屋敷住居之者、門出緩怠ニ相聞得  
候間、平日出勤之外は用向申付、外勤之者を初私用ニ  
而致外出候は勿論、門出之刻限翌日小納戸迄届出候様、  
且又度々無抛他出相続候者は側役迄届申出候様可取計

候、

一平日申付候用向之者、不詰合節は致用弁兼候間、内用  
外は同席一統江次渡致退出、就中新役之者江は猶又信  
突ニ致教示、勤方ニ付不致疑惑候様可申談候、

一當番之者俄ニ不快、又は要用ニ而退出之儀、何れ茂無  
抛儀ニは候得共、可成程一日之詰合不欠様可申談候、  
一年始其外旧式之配膳、且又客来之給仕仕来通急度致連  
続候様、小姓頭取・小納戸見習平常致見分置、新之者  
計ニ任せ置申間敷候、

右之段、用部屋は勿論之事候得共、掛離候而見聞及  
兼候意味茂有之候間、小納戸頭取・小納戸專一ニ心  
得、急度行届候様可申付候事、

四月廿九日

六四 島津忠濟書状〔(年不明)三月十一日〕  
〔島津忠義宛カ〕

〔包紙〕

一



尚々、不順之氣候ニ候間、御自愛被下度奉願候、

秀丸様御初も鹿東一函進上仕候間、恐縮之至リニ奉

存候得共、御序之折宜敷御伝声被下度奉願候、以上、

一筆啓上仕候、余寒未タ甚敷候処、益御機嫌能被遊御座、

恐悦御儀奉存候、

秀丸様御初も御同様之御事と恐悦奉存候、随而私も昨年

出京以來于今無異罷在申候間、乍憚御放神被下度候、然

は昨冬議會解散以後ハ、避寒之為メ鎌倉へ致旅行居、本

月一日帰京仕候、夫故年頭御祝儀且時候御同等不仕、誠

ニ不埒千万之至リ、幾重ニも御海怒之程奉願候、扱議員

撰挙之節ハ各地不穩之形勢ト相成、御県地も同様ニテ、

其極遂ニ鬭争ニ及ヒ死傷等も相生タル由、今後之処官民

之折合如何相成候や、誠ニ慨嘆之極ニ御坐候、議會召集

も近日中ニハ御發布ニ相成候由ニ候、左候得は此節ハ二

ヶ月間トカ風評在之候故、多分四月末ヨリ六月末迄ニ相

成可クト被考候、先日来伊藤・早川之辞表談在之候得共、

大抵之処ニテ結局ニ相成候半カト被察候、

一去ル五日伊達宗城君ヨリ、各族長又ハ一族中ヨリ一名

宛ヲ華族会館ニ被招、去ル明治八年 勅語ヲ奉戴シ、同

族一同蓄文ニ連署調印シタル事ハ、今更喋々スルニ及ハ

サルコトナレトモ、昨今貴族院之形況ヲ觀察シ、老人ニ

於テ大ニ杞憂ニ不堪、老婆心之余リ別紙之意見ヲ提出シ、

諸君之賛成ヲ得シコトヲ冀望ス、尤麝香之間祇儀并会館

發起人諸氏ニハ同意ナリ云々之旨演述在之候処、少々ハ

異論も在之候得共、皆々一族中へ相談之上御返事致スト

ノ事ニテ致散会候、依テ別紙御覽ニ入レ候間、御熟談被

下度、迫水へも大略申付置候間、同人ヨリモ御聞取被下

候様奉願候、自然迫水帰京之節ハ可否御意見御申付被下

度、是又奉願候、任幸便ニ鹿東一函伺御機嫌之印迄拜呈

仕候、御笑留被下候ハ、幸甚之至ニ奉存候、先は伺御安

否旁、以乱筆如斯御座候、恐惶謹言、

三月十一日

島津忠濟

上

六五 御製・皇后宮御歌写〔年月日不明〕

〔包紙〕  
皇后宮  
御歌

御製

新年氷

あらたまのとしの初日に逢なから

池の氷はとけむともせず

早鶯

鶯は花の都ニ出なから

ふるす恋しき音をや鳴らん

月前蛙

池水の浮藻かうへに顛れて

このゆふ月に鳴蛙かな

月前春駒

うちむれて遊ぶ春野の雛駒

〔扇紙〕  
ろ月毛もましりけるかな

初秋海

秋のかせ大海原に立ぬらし

うちよする浪のおとのすゝしさ

霧中搗衣

衣うつ里ハしられす秋霧の

たな引かたに声ハかりして

秋夜長

秋の夜の長くなるこそたのしけれ

みる巻々の数を尽して

橋上月

大の河うつる影さへあかぬのに

月とてわたる橋も有けり

義仲

さしのほる旭のかけもかくろひぬ

栗津かはらの松のしたかけ

孔明

龍のふす岡のしら雪踏分て

くさの庵を訪人やたれ

曉鴉

子を思ふ夜半の鴉のいねかてに  
あくる遅しと鳴わたるらん

金魚

池水に散て浮つるもみちはの  
おもかけなしてあろふいろくつ

燈明曇

わたの原遙に照らすともし火に  
よるの船路もたとらさりけり

述懐

いにしへの書ミるたひに思ふかな  
おのか治る国ハいかにと

皇后宮御歌

牧春駒

時を得ていつか曇るにのほるらん  
みまきに遊ぶひはりけの駒

花浮水

さとの子か河上よりやなかしけん

小枝なからに花のうかへる

海辺烟

もしほやくあまの磯やの夕けふり

花の雲まにかすむ春かな

禁庭春月

ふし柴のかりの宮ゐの花かけに

光をつゝむおほろよの月

行路春雨

ほろくといわきのしての花ちりて

春雨さひしもりの下道

漢文帝

山吹の八重咲本をかそへすは

露のうてなも乱れはてまし

果亭梅

梅花咲そめしよりまれ人も

まれにハミゆる草のいほかな

柳枝燕

枝よハき門の柳のはるかせに

つはさかろくもとふつはめ哉

橋月

近江ちのせたの長はしなかきよも

なかは渡りてしらむ月かな

馳馬聞鴈

むちいれし月毛の駒のすゝむまに

鴈かね遠しむさしのゝはら

三日月

みし春のかとの柳もそれなから

まゆほのかなり三か月のさと

伯顔

民草の上ハかすめぬはるの江に

かさすえひらの梅の一えた

六六 すま子和歌二首〔年月日不明〕

一紙  
上

封

上すま子

一日をもあかしかねつる

女郎花はや咲出て

とのひする夜を

女郎花咲出ぬとは

おもへとも日数つもりぬ

身こそつられ

六七 すま和歌二首〔年月日不明〕

一紙  
上

寿

若君の産させ

給ふを悦ハセ

御歌たまハる嬉しさに

今年より初て出る

若竹のしけりおふ日を

待そ嬉しき

上すま

六八 日記断簡〔(年不明)四月廿四〜廿九日〕外

(1)  
一四月廿四日

一廿五日

一廿六日、袖ヶ崎御邸櫛花盛ニ付、(櫛カ) 公子方ヨリ 華

頂宮様御招待遊ハサレ度、昨日量右エ門御使ヲ以テ仰

セ上ラレ候処、御病氣未タ御全快遊ハサレス候ニ付、

御無抛御断リニ付、 珍彦殿 英之進殿御誘ヒニテ正

午過ヨリ御馬ニテ入ラセラレ、御家令兩人以下非番人

数惣テ御供仰セ付ラレ、坂元新助江琵琶引等仰セ付ラレ、余程御興有ラセラレ、暮ニ御帰邸遊ハサレ候、

一廿七日、中島・白石御家従拜 命、

一廿八日、午後三時ヨリ副島種臣参殿拜謁、四時四十分

頃退出、

一廿九日、三条公江御直書進セラレ、御返書御到来、但

此御方ヨリハ此内差上置候文面ニテ御決議出来サセラ

レ難ク候ハ、別ニ辞表一ヘンノ書面ヲ差上マシヨウ

ト仰セ上ラレ候由、御返詞如何ナルヲ知ラス、○公子

方亀戸江御步行遊ハサレ候、

一卅日亀井公御来駕御面会、

(2)

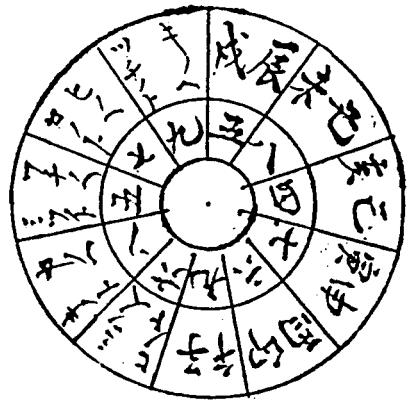
天気占

タトヘハ甲子ノ日ナラハ、甲ノ所ヲ見ルベシ、九ト有、

又子ノ所見ルベシ、是モ九ト有、合テ十八也、其内ヲハ

引ケハ十残ル、九迄有故ニ、九ノ所ニ合テ見ルベシ、時

雨トシルベシ、



- 一 空曇 ナレトモ雨カ曇カ 二 日和風 アレハ
- 三 朝雨 多クハ朝雨
- 四 時雨 天地ニ災アリ 五 晴天 故有テ 六 風雨 アル故
- 七 時雨 小雨変シテ晴又 八 天氣 故有テ雨又 九 時雨 晴ナルモ時ニ
- 變化
- 一 晴風 少ナシ 二 七八晴 三 小雨 四 雨天 ニテ変ル
- 五 曇 六 小雨 九 半天 ニテ風有リ、風時 ナ
- 一 毎年六月十日早天ノ空ヲ見ベシ、長閑ニアレハ大風ハ
- ナシ、空焼スルカ風アルカスレバ其秋風也、

燕雙筆魁磨大者字號仿帖

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五	五十六	五十七	五十八	五十九	六十	六十一	六十二	六十三	六十四	六十五	六十六	六十七	六十八	六十九	七十	七十一	七十二	七十三	七十四	七十五	七十六	七十七	七十八	七十九	八十	八十一	八十二	八十三	八十四	八十五	八十六	八十七	八十八	八十九	九十	九十一	九十二	九十三	九十四	九十五	九十六	九十七	九十八	九十九	一百
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----

(3)

文  
書  
目  
録

## 例 言

- 一 本巻「南部弥八郎報告書二」に収めた◇第一一九号（慶応元年丑五月七日）から◇第一七四号（慶応三年卯正月三日）までの報告史料の中にみえる文書・記事等の全てについて番号を付して、掲載順に目録題をとり集録した。
- 一 文書・記事等の題名については、原史料中に見出しのあるものはそれを取り、ないものは編集者が付した。
- 一 文書については、番号・題名のほか、発給年月日の付されたものは（ ）に示した。
- 一 原史料中に見出しのうち、それぞれの文書・記事等の内容を把握するのに不十分なものについては、補足の副題を（ ）中に付した。
- 一 原史料中に報告年月日記載を欠き確定できないものうち、一定の報告時期が推定できるものについては（ ）で示した。
- 一 月の異称は漢数字に改めたが、正月・朔日・晦日などはそのまま残した。



『鹿児島県史料 玉里島津家史料補遺 南部弥八郎報告書二』 収載順文書目録

慶応元年乙丑自五月至十二月

〔番号〕

〔報告年月日〕 〔史料群の種類及び収載文書・記事名等〕

◇第一一九号 丑五月七日報告〔風説書 丑四月中〕

一 於越前敦賀丑二月四日申渡

の1 武田伊賀外二名へ

の2 山国兵部へ

の3 山国淳一郎へ

の4 長谷川道之助外四名へ

の5 高野長五郎へ

の6 国分新太郎外二名へ

の7 田丸左京へ

の8 小野斌男外八名へ

二 丑二月十五日申渡

三 丑二月十六日申渡

四 丑二月十五日申渡

五 同十六日申渡

六 丑二月十五日(申渡)

七 將軍家御進発一件ニ付閣老より諸触違等

の1 四月十六日達書(大目付江)

の2 覚

八 四月十五日(達)

九 右同日(水戸家家老伊藤七内へ達)

一〇 四月十九日(達)

の1 牧野備前守へ

の2 諏訪因幡守へ

一一 四月十七日閣老より大目付江相渡(四月覚書)

一二 京都町奉行より申立之趣

の1 丑正月願書(浪人佐々木六角源氏大夫の儀)

の2 右ニ付別紙名前書

の3 家席掟(元治元年十二月)

一三 三月下旬肥後藩人探索書

一四 丑二月白川・宮津之両閣老上京一件風説

一五 丑四月五日(加賀中納言外四名へ達)

一六 丑四月六日小倉重臣於柳之間大小監察密談

一七 四月五日頃尾州より被差出(四月届)

一八 二月十八日京都所司代より達(松平土佐守へ)

一九 三月九日大坂御城代より達(右同人へ)

二〇 閣老松前豆州京師行之賦

二一 四月十日久世侯より閣老江

の1 久世謙吉届書(四月)

の2 右ニ付別紙

二二 保科侯より閣老江

の1 保科弾正忠家来山田鑄左衛門届書(四月六日)

の2 別紙(保科家来預宮本織衣へ申渡)

二三 阿部駿州侯より閣老江届

の1 阿部駿河守家来石田鉄之助届書(四月七日)

の2 右ニ付別紙

二四 板倉内膳侯より閣老江

の1 板倉内膳正届書(四月七日)

の2 奥野助九郎辞世

二五 四月五日大岡兵庫侯より(届書相略別紙、大岡家来預

下野隼次郎・田尻新助へ申渡)

二六 四月七日松平右京侯より(届書相略別紙、覚)

二七 三月筑前より之来書中五卿付属之姓名

二八 三月廿五日五島侯より

の1 家来日比野新作届書(三月廿五日)

の2 家来日比野新作願書(三月廿五日)

二九 丑三月十一日京都所司代江

三〇 丑三月廿日閣老より最初御馳走人内達有之向江

三一 同日掛之面々江

三二 三月廿五日駒場野大調練上覽ニ付定書(三月廿二日)

三三 駒場野大調練大略覚

三四 丑二月尾張老卿江再度被仰出候趣意

三五 駒井甲斐守・御手洗幹一郎へ達書

三六 子八月一橋卿より御母堂(徳信院)へ京師騒擾之一条

御書翰

三七 日本貿易新聞 第九十八号

西曆一千八百六十五年三月廿二日 神奈川開版(四月五日

元治二年之丑二月廿五日

開成所訳成)

三八 横浜翻訳外国新聞紙(元治二乙丑年四月十二日横浜入

港イギリス飛脚船より得し新聞)

三九 南部届記事三件(松平下総守より閣老へ預り降人に死

罪申渡しの届外)

四〇 丑四月津軽侯より閣老江内意(四月十三日津軽越中守

家来伴清助願書)

四一 四月御沙汰書之内(松山侯世子松平式部大輔への達)

四二 乙丑孟夏風聞書

四三 京師来飛之内

四四 丑二月京師ニ而御沙汰

四五 日本貿易(新聞)第九十九号

千八百六十五年三月廿九日(四月廿五日訳成)

四六 元治二年三月三日 丑四月十八日肥後藩より閣老江(四月十八日細川越中

守内青地源右衛門願書)

四七 細川越中守家来江口達之覚(四月廿日達)

四八 丑四月廿日閣老より達

の1 松平陸奥守へ(四月)

の2 南部美濃守へ(四月)

四九 右同日銘々江相達(伊達遠江守外二名へ)

五〇 四月廿日芸州侯江達

五一 朝廷江因備等之侯伯より建白書(三月池田慶徳外四名

連署建白書)

五二 四月十六日(佐竹右京大夫外二名へ達)

◇第二一〇号

- 五三 三月十四日關老松平伯州參内之節御達書
- 五四 丑四月關老本多美濃侯江届(松平阿波守外十二名より參勤延引の届)
- 五五 四月廿日關老より大目付江(四月触達)
- 五六 南部届記事一件(外国形勢之儀)
- 一 丑五月八日報告〔維新前後諸書付46〕
- 二 丑四月十四日因州侯より御届(三月廿二日松平相模守届書)
- 三 丑四月十四日津侯より同断(四月十四日藤堂和泉守内鈴木文左衛門献金願書)
- 四 丑四月達(大目付へ)
- 五 丑四月達
- 六 丑四月達(四月廿日)
- 七 丑年三月伝奏衆より被差越候御書付写
  - の1 急便を以て關東伝達を求む達書
  - の2 酒井雅楽頭・諏訪因幡守の召寄を求む達書
- 八 丑四月廿一日(御目付御手洗幹一郎)
- 九 丑四月十四日御達(酒井左衛門尉へ)
- 一〇 丑四月達
  - の1 上杉弾正大弼へ
  - の2 南部遠江守へ
  - の3 上杉弾正大弼へ
- 一一 丑四月廿三日尾張殿より
- 一二 丑四月十七日關老松平伯州侯江差出(京極佐渡守願書)

◇第二一二号

- 一三 丑四月届(二月十八日大村丹後守届書)
- 一四 丑四月加州侯より御届
  - の1 加賀中納言届書(四月)
  - の2 同月十九日御付札
- 一五 四月廿日同侯より差出
  - の1 加賀中納言内加次屋十左衛門願書(四月)
  - の2 口上書(四月)
  - の3 覚(四月廿二日渡)
- 一六 丑四月廿三日侯より(加賀中納言内加次屋十左衛門届書)
- 一七 丑四月廿一日高松侯より御内意伺(四月松平讃岐守家来児玉三郎兵衛伺書)
- 一八 丑四月廿六日越前侯藩より内意(四月廿二日松平越前守内草尾精一郎伺書)
- 一九 丑四月廿三日銘々家来呼御達
  - の1 松平越前守へ
  - の2 松平讃岐守へ
- 二〇 丑四月廿四日銘々家来呼御達
  - の1 井伊兵部少輔へ
  - の2 柳原式部大輔へ
- 二一 丑四月廿四日会津侯より(松平肥後守内石沢氏衛嘆願書)
- 二二 丑五月八日報告〔維新前後諸書付47〕
  - 一 四月八日土井大炊侯より關老江(届書等相略)御預降人之内切腹并死刑人名書上
  - 二 水野日州侯より關老江届(四月五日水野日向守届書)

三 阿部駿州侯御預人木村三穂之介詠歌  
四 三月廿五日武田伊賀始水戸城下町々引渡等

の1 武田伊賀始連累者首級引渡の上所々晒し行列図

の2 紙幟(武田伊賀科書)

の3 捨札(武田伊賀)

の4 山国兵部外二名紙幟・捨札・梟首・市中晒の記事

五 三月廿四日入獄(武田伊賀妻とき外三名詠歌)

六 三月廿五日於獄屋斬罪吉田原江梟首人名書上

七 右同日死刑取捨人名書上

八 右同日永牢申渡人名書上

九 丑春白川・宮津両閣老上京之趣意之由風聞

一〇 四月十一日芸州侯江閣老より達

一一 四月十一日紀州卿より使者口達之趣

一二 四月十一日閣老より渡辺半九郎江渡

の1 達書(徳川玄同へ)

の2 達書(徳川元千代家老衆へ)

一三 南部届記事五件(今五月八日横浜にて清水卯三郎より

承得候趣外)

◇第二二二号 丑五月八日報告(維新前後諸書付録)

一 南部届記事五件(今五月八日横浜にて清水卯三郎より

承得候趣外)

◇第二二三号 丑五月八日報告『玉里島津家史料四』一三三三)

一 南部弥八郎書状(五月八日、西郷吉之助・大久保一蔵

等四名へ)

◇第二二四号 丑閏五月十六日報告『風説書 丑五月中』

一 丑五朔日閣老より大小監察江

の1 御進発御供之面々出立日割ニ付達書(五月)

の2 別紙(御進発御供之面々出立日割)

二 丑五月二日閣老より大小監察江

の1 御進発并御供之面々休泊割ニ付達書

の2 別紙(休泊割)

三 丑四月初旬外桜田辺江投文(乙丑初夏日)

四 閏五月三日閣老水野泉州より達

の1 大目付江達書(五月)

の2 達書(閏五月)

五 狂譚 夢まほろし

六 京師来書 五月六日江戸着

七 南部届記事一件(在留異人共の御進発御行列拝見願出

を許可せし事)

八 丑五月九日閣老江差出(五月九日竹腰龍若届書)

九 五月十五日閣老より相達(間部出治外二名へ)

一〇 五月七日常野浮浪一件ニ付御賞賜

一一 五月十三日閣老宅江家来呼相達候分

一二 五月七日閣老より達

一三 丑五月十五日達(川勝中務外三名へ)

一四 閣老より大小監察江(五月達書)

一五 五月五日松前豆州より達(小笠原左京大夫へ)

一六 丑五月十五日紀州邸中触達

一七 彦根侯より閣老江差出

の1 井伊掃部頭願書(五月六日)

の2 即日付札

一八 丑五月大監察黒川江州より達(貝鼓旗証節制)

- 一九 五月十三日水野泉州より大小監察江達（五月）
- 二〇 五月廿五日閨老水野泉州より相達（五島讃岐守へ）
- 二一 五月廿一日右同断（達）
  - の1 松平確堂へ
  - の2 佐竹右京大夫外三名へ
- 二二 松平陸奥守へ達
- 二三 丑五月廿二日閨老より相達（清水小普請支配へ）
- 二四 丑五月廿四日閨老より相達
- 二五 丑五月廿五日安藤侯より閨老江
  - の1 安藤理三郎家来山上安之進届書（五月廿五日）
  - の2 別紙（五月廿五日安藤理三郎家来山上安之進届書）
- 二六 丑五月十四日庄内侯より閨老江差出
  - の1 酒井左衛門尉願書（五月十四日）
  - の2 翌日付札
- 二七 丑五月十八日閨老より達（御小性組番頭へ）
- 二八 丑五月十九日小田原侯より差出（五月十六日大久保加賀守伺書）
- 二九 土州之土村井常之丞長州より脱走後之話
- 三〇 丑五月十七日閨老方より達
  - の1 土井能登守へ
  - の2 井上河内守外三名へ
- 三一 丑五月十九日土井能登侯より願之趣有之閨老より書取
- 三二 丑五月十日閨老江達（五月十日加藤遠江守届書）
- 三三 丑五月十四日閨老より達
- 三四 京師来状之内、丑四月所司代衆より御達

- 三五 獅子之図
- 三六 丑五月廿五日達
  - の1 外国奉行へ
  - の2 神奈川奉行へ
- 三七 閨五月朔日加州侯より閨老江
  - の1 加賀中納言内稻垣爵願書（閨五月朔日）
  - の2 付札（覚書）
- 三八 閨五月朔日達（長崎奉行並へ）
- ◇第二二五号 丑閨五月十六日報告（維新前後諸書付49）
  - 一 彦根侯より閨老江（五月廿三日井伊掃部頭内山本運平届書）
  - 二 丑五月十七日大坂出状同廿一日江戸着（長防探索の趣並に京坂西南諸藩形勢の外、記事七件）
  - 三 横港風聞（米国大統領リンカーン暗殺者召捕の事外、記事四件）
  - 四 世上通用錢歩増ノ触達
  - 五 南部届記事一件（市中町人共之上納金一件の事）
  - 六 南部弥八郎書状（閨五月十六日、大久保一藏・養田伝兵衛へ）
- ◇第二二六号 丑閨五月報告（維新前後諸書付50）
  - 一 丑閨五月朔日加州侯より御伺
    - の1 加賀中納言内稻垣爵願書（閨五月朔日）
    - の2 同夕御覚書添御渡
  - 二 丑閨五月仙台侯より御届
    - の1 松平陸奥守届書（五月）
    - の2 松平陸奥守内志茂又左衛門届書（閨五月）

三 御留守中西丸江御老君方御泊割

四 丑五月廿五日夜室町老町目江捨訴之写

五 丑閏五月九日御達

の1 達書

の2 御用金集り高

六 慶応元丑閏五月紀伊殿御簾中綸宮君の遊し給ひたる御書

七 長州之奥より江戸赤坂溜池相田屋利助方へ之文

八 右同江戸日本橋安針町わらや藤助方へ之文写

◇第一二七号 丑閏五月報告〔維新前後諸書付51〕

一 丑五月廿六日町奉行所ニ而申渡

二 閏五月十八日会津侯より閏老江

の1 松平肥後守内石沢民衛伺書（五月廿六日）

の2 覚書（閏五月五日）

三 加州侯より閏老江（閏五月加賀中納言内稻垣爵届書）

四 小田原侯より閏老江（閏五月十四日大久保加賀守家来

戸沢七郎兵衛届書）

五 閏五月十六日小倉侯より（小笠原左京大夫届書）

六 松平豊前守届書（閏五月十六日）

七 米沢侯より御届（閏五月三日上杉弾正大弼伺書）

八 唐津侯より閏老江

の1 小笠原佐渡守様御家来林小源太伺書（五月廿六日）

の2 翌夕御書取

九 閏五月二日彦根侯より（井伊掃部頭内富田権兵衛届書）

一〇 閏五月九日桑名侯より（五月廿八日松平越中守届書）

一一 同日彦根侯より（五月廿九日井伊掃部頭届書）

一二 閏五月十一日南部侯より（南部美濃守内寺沢張七郎届書）

書）

一三 閏五月三日和泉守宅江

一四 閏五月二日土州侯より御届

の1 松平土佐守内官井俊藏届書

の2 別紙（五月達書）

一五の1 閏五月四日松平丹波守伺書

の2 付札

一六 閏五月四日開成所頭取へ達書

一七 御進発之節會計長松平対州江達之趣（松平対馬守へ達覚、江川太郎左衛門支配所農兵訓練上覽に付き申渡）

◇第一二八号（丑閏五月カ）報告〔維新前後諸書付52〕

一 丑五月京師風説

二 閏五月十一日落着（慶応元丑年閏五月十一日加藤遠江守家来等連署請書）

三 御請書（慶応元年丑閏五月浪人湯本多門之助請書）

四 御請書（慶応元年丑閏五月松平山城守家来玉造本輔請書）

五 土井大隅守届書（閏五月十一日）

六 御請書（慶応元年乙丑閏五月十一日土井大隅守家来倉田珪太郎外三名連署請書）

七 御請書（土井大隅守家来岩多治見請書）

八 丑閏五月閏老より達

の1 松平弾正忠へ達書

の2 別紙(松平弾正忠家来江御預け人御預替人名書上)

◇第二二九号(丑閏五月カ)報告〔維新前後諸書付53〕

- 一 京師より肥後藩人之書状(閏五月十二日発同廿三日着)
- 二 閏五月廿日閩老より大小監察江(閏五月達書)
- 三 閏五月十九日長崎奉行朝比奈伊賀守へ達書
- 四 閏五月十日京師より着状

の1 某書状

の2 別紙

- の3 右ニ付大坂城代より達書
- 五 閏五月廿三日閩書
- 六 閏五月廿一日小倉侯より差出(五月十八日小笠原左京大夫届書)

七 閏五月廿三日松平摂州侯江閩老より達之覚

八 閏五月廿二日周防守殿宅ニおいて仏蘭西人応接有之候ニ付(別紙、料理献立・出役姓名書上)

九 閏五月廿八日閩老和泉侯より大小監察江達書

一〇 閏五月廿八日夫々江被相渡候書付

一一 閏五月十八日閩老江(酒井若狭守届書)

一二 丑五月長防入口ニ建札之由

◇第二三〇号(丑閏五月カ)報告〔玉里島津家史料四〕一三二四

一 南軍大酋長デウキス摘俘略記(何礼之介訳)

の1 南軍ノ大酋長デウキス摘俘ノ略記

ニューヨーク府ニ於テ五月十六日

我四月二十三日書

の2 合衆國ノ形勢ニューヨーク府六十五年五月十二日我四月廿日書

二 米國リンカーン大統領暗殺ヲ報ジル記事(北島又三郎改名伊東二兵衛訳)

◇第二三一号 丑六月三日報告〔維新前後諸書付54〕

一 丑五月廿六日会津侯より(五月松平肥後守内外島機兵衛演説之覚)

二 閏五月廿三日細川侯より閩老江差出(五月十九日届書)

三 閏五月藤堂侯より(閏五月十八日藤堂和泉守内鈴木文左衛門届書)

四 閏五月十九日高松侯着坂届書差出ノ記事(一件)

五の1 丑四月晦日仕出上方風聞

の2 探索之者申立(四月)

の3 別紙、名前書付并長防探索書

六 丑五月勅使御廻巡之記

七 閏(五)月廿七日紀邸閩書

八 伏原三位より大原重徳卿江差出候書(元治甲子冬頃之書)

◇第二三二号 丑六月十一日報告〔風説書 丑閏五月中〕

- 一 閏五月仙台侯より
- の1 松平陸奥守届書(五月)
- の2 松平陸奥守内志茂又左衛門届書(閏五月)
- 二 丑五月廿五日夜室町一丁目江捨文
- の1 天下之為有志之隠士書せし捨文(五月)
- の2 前書一件に付南町奉行所中村次郎八等三与力引き籠りし事、並に御用金上納の事
- 三 閏五月九日町奉行より達

四 江戸市中上金総計但町奉行支配之分

五 丑五月京師風説

六 閏五月十一日落着亥十一月大洲侯江預

の1 加藤遠江守家来等三名連署請書(慶応元丑年閏五

月十一日)

の2 浪人湯本多門之助請書

の3 松平山城守家来玉造丞輔請書

の4 土井大隅守届書

の5 土井大隅守家来倉田珪太郎外三名連署請書(慶応

元年乙丑閏五月十一日)

七 閏五月閏老より達

の1 松平彈正忠へ

の2 別紙(松平彈正忠家来へ御預けの人数御預替)

八 丑五月廿六日町奉行所ニ而申渡書付

九 日本貿易新聞第百零七号西曆一千八百六十五年五月廿四日慶応元年乙丑四月三十日

一〇 閏五月十八日会津侯より閏老江

の1 松平肥後守内石沢民衛伺書(五月廿六日)

の2 閏五月五日覚書

一一 加州侯より閏老江(閏五月加賀中納言内稻垣爵届書)

一二 閏五月十六日小倉侯より口上之覚(小笠原左京大夫届

書)

一三 松平豊前侯より(閏五月十六日届書)

一四 米沢侯より(閏五月三日上杉彈正大弼伺書)

一五 閏五月二日彦根侯より(井伊掃部頭内富田権兵衛届

書)

一六 右同断(五月廿九日井伊掃部頭届書)

一七 閏五月十一日南部侯より(南部美濃守内寺沢張七郎届

書)

一八 閏五月二日土州侯より

の1 松平土佐守内宮井俊蔵届書

の2 別紙(五月松平土佐守へ達書)

一九 閏五月四日(伺)

の1 松平丹波守伺書

の2 付札

二〇 御進発之節會計長松平対州江(松平対馬守へ達覚、江

川太郎左衛門支配所農兵訓練上覽に付き申渡)

二一 京師より肥後藩人之書状但閏月十二日発同廿三日着

二二 閏五月廿日閏老より大小監察江(閏五月達書)

二三 閏五月廿三日松平撰州侯江閏老より達

二四 閏五月廿二日周防守殿宅ニ於て仏蘭西人応接有之候ニ

付達(別紙、料理献立・出役姓名書上)

二五 閏五月廿八日閏老和泉侯より大小監察江

二六 右同断

二七 閏五月廿八日夫々江被相渡候書付

二八 閏五月十八日閏老江(酒井若狭守届書)

二九 丑五月長防入口ニ建札之由

三〇 備前侯より閏老本多濃州江差出(閏五月廿七日松平備

前守内岩田七郎兵衛届書)

三一 南部届記事(五月以来の雨にて信州地方洪水被害甚大

を報じる諸侯届)

三二 閏五月廿七日膳所侯より閏老江

の1 本多主膳正届書(閏五月廿七日)



の2 別紙(閏五月十五日本多主膳正家来中村斉之助  
書)

三三の1 閏五月八日出同十七日江戸着大坂来状

の2 閏五月三日未ノ中刻御城代様より御達

の3 同四日未下刻

の4 同七日亥ノ刻

三四 閏五月吉川監物添書を以差出候毛利重臣共より之歎願  
書

の1 吉川監物願書(閏五月)

の2 別紙(五月宍戸備前外七名連署歎願書)

◇第一三三号 丑六月十二日報告(維新前後諸書付55)

一 丑六月二日因州侯より(諏訪因幡守内洞龍之助届書)

二 右同日閩老防州侯宅ニ而外國人応接有之

三 丑六月七日筆記(聖護院宮内瀬川太宰一味召捕ノ事)

四 閏五月九日越前侯より閩老江差出(五月廿八日松平越  
前守届書)

五の1 紀州藩士浪花より之書状閏五月晦日出  
六月七日江戸着

の2 右ニ付別紙(聖護院内川瀬太宰一味召捕入牢者書  
上)

の3 同(閏五月廿七日)

六 南部届記事二件

七 丑五月尾張老卿建白(五月徳川慶弼建白書)

◇第一三四号 丑六月十二日報告(維新前後諸書付56)

一 備前侯より閩老本多侯江(閏五月廿七日備前守内岩田  
七郎兵衛届書)

二 南部届記事(五月以来の雨にて信州地方洪水被害甚

大を報じる諸侯届)

三 閏五月廿七日膳所侯より閩老江

の1 本多主膳正届書

の2 別紙(閏五月十五日本多主膳正家来中村斉之助  
書)

四の1 閏五月八日出同十七日江戸着大坂来状

の2 閏五月三日未ノ中刻御城代様より御達

の3 同四日未下刻

の4 同七日亥刻

五 閏五月吉川監物添書を以差出候毛利重臣共より之歎願  
書

の1 吉川監物歎願書(閏五月)

の2 別紙(五月宍戸備前外七名歎願書)

◇第一三五号 丑六月十二日報告(維新前後諸書付57)

一 閏五月十五日閩老水野泉州より申達(外國奉行星野備  
中守外三名へ)

二 閏五月十九日(同前、朝比奈伊賀守へ)

三 南部届記事五件(支那と条約取結の件及び米大統領リ  
ンカーン殺害に関する風聞外)

◇第一三六号 丑六月廿七日報告(維新前後諸書付58)

一 海外新聞(於横浜彦蔵記)

◇第一三七号 丑六月廿七日報告(風説書 丑六月中)

一 乙丑五月幕府江藤堂侯より建白(五月藤堂和泉守建白  
書)

二 京師風説

三 乙丑五月頃京師風説

四 乙丑五月毛利大膳国中布告之書同藩より内々大村藩人  
之手ニ入候由(五月)

五 將軍家御供之医官大野某より六月十日京師仕出之書状  
(六月十日)

六 六月九日閣老より達(松平陸奥守へ)

七 六月九日徳川元千代殿より使者口上振

八 六月十二日藤堂侯より(藤堂和泉守内鈴木文左衛門  
書)

九 大津駅矢鳥孝五郎より來書之別紙

一〇 海外新聞(横浜において彦蔵訳)

◇第一三八号 丑七月廿七日報告〔維新前後諸書付59〕

一 丑七月松山侯世子より御届(七月十三日松平式部大輔  
家來梯渡届書)

二 右同時石川侯より(七月十三日石川保之助届書)

三 松平飛騨侯より(七月十五日松平飛騨守家來内藤勝右  
衛門届書)

四 丑七月十二日膳所侯より閣老江

の1 本多主膳正家來福田雄八郎届書(七月十二日)

の2 別紙(六月廿二日本多主膳正家來中神齊之助届  
書)

の3 禁錮申付候名前(六月廿二日本多主膳正家來中神  
齊之助書上)

五 丑六月十三日仕出浪華書状之内

六 七月九日附浪花状紀藩

七 丑七月着大坂表より來書

◇第一三九号 丑八月報告〔維新前後諸書付60〕

一 京師状(八月初旬江戸江着せし缺  
記者及出所并知しかたし  
の1 中国之形勢所見をのしるす)

の2 丑六月京坂動靜形勢之仮書記す(六月廿六日)

◇第一四〇号 丑八月報告〔維新前後諸書付61〕

一 越中富山壳業人常願寺屋源兵衛より長防之模様委細聞  
書

二 丑七月廿日彦根侯より御届(七月廿日井伊掃部頭内富  
田權兵衛届書)

◇第一四一号 丑八月報告〔維新前後諸書付62〕

一 丑五月閣老阿部豊州侯江(五月建白書)

二 長州攻伐ニ付某氏論(六月)

三 長世子の詩(江貞之)

四 落首

◇第一四二号 丑八月報告〔維新前後諸書付63〕

一の1 丑七月晦日御届(七月廿日戸田采女正届書)

の2 別紙(達)

二 毛利淡路・吉川監物着坂御届

三 毛利淡路・吉川監物御呼出ニ付芸州藩より伺(六月、  
並に付札)

四の1 芸州侯より御請(七月八日松平安芸守請書)

の2 添書(七月八日松平安芸守届書)

五 丑七月十九日於大坂表御家來へ御渡御書付

◇第一四三号 丑八月報告〔維新前後諸書付64〕

一 京師風説

の1 大樹公御上洛以前一橋・会津・桑名より朝廷江申

上並ニ御返答

の2 廿二日大樹公御上京、直ニ御参内相成候処勅諭振  
の3 別紙

二 丑七月廿三日御届（加賀中納言内稻垣爵届書）  
三の1 丑七月晦日御届（松平中務大輔家来金子庄次郎届  
書）

の2 別紙

四 七月十六日松平左衛門尉家来有田治右衛門届書  
五 会津侯より御届（八月四日松平肥後守内神尾鉄之丞届  
書）

六 丑八月六日御届（松平遠江守家来高木織衛届書）  
七 丑七月晦日附浪華紀州藩より来状

八 稻葉民部大輔届書（八月三日）  
九 北条相模守届書（八月三日）

一〇 松平彈正忠家来引田弥五郎届書（八月四日）  
一一の1 井伊掃部頭内山本運平届書（八月四日）

の2 別紙 七月十七日於大坂表松前伊豆守様より御渡  
之御書付写

一二 丑七月廿二日仙台侯より御伺（松平陸奥守内人生田虎  
之助伺書）

◇第一四四号 丑八月報告（「風説書 丑七月中」）

一 丑六月十九日仙台侯より（松平陸奥守内大童信太夫届  
書）

二 同日岡山侯より（六月十九日松平備前守内本郷佐野介  
届書）

三 閏五月晦日大坂ニ於て（記事三件、松野孫八郎目付被

仰付事外）

四 六月十三日於浪華（記事、尾張玄同御座間にて御対顔  
御懇之上意の事）

五 六月廿一日閩老より（小笠原左京大夫へ達）  
六 六月十五日柳川侯より（六月九日立花飛驒守家老由布  
安芸願書）

七 浪華雑話（記事十二件）

八 別紙芸州金子某之説と有之  
九 別紙之二石津蔵六より承候大略と有之

一〇 浪華雑話文末補入（記事四件）  
一一 浪華来状

一二 大坂書状之内 六月廿六日出  
一三 丑六月廿四日大小監察江（六月）

一四 七月二日閩老水野泉州宅江芸州侯家来呼相渡候封書  
一五 六月廿九日着大坂より之書翰

一六 丑閏五月廿三日於小御所兩役列座武家伝奏より大樹江  
申渡、固辞之上御請

一七 同日従武家伝奏閩老江御達  
の1 戸田越前守へ  
の2 戸田大和守へ

一八 田安卿より御願之趣（七月）

一九 七月四日松平防州侯より御届（松平周防守家来坂口幸  
右衛門届書）

二〇 丑六月閩老より達（御作事奉行江）  
二一 大坂に於て閏五月達、六月七日付ニ而廿六日閩老江差  
出之別紙

の1 織田撰津守家来へ達

の2 織田撰津守届書(六月七日)

二二 右同断織田筑前侯より差出(六月廿六日)

二三 右同断建部侯より之場所付(場所請取之覚)

二四 水府書生組より申立候書付

二五 七月十六日町奉行同心之手先より伝聞

二六 七月十三日松山侯世子より御届(松平式部大輔家来梯渡届書)

二七 右同時石川侯より(七月十三日石川保之助届書)

二八 松平飛騨侯より(七月十五日松平飛騨守家来内藤勝右衛門届書)

二九 丑七月十二日膳所侯より関老江

の1 本多主膳正家来福田雄八郎届書

の2 別紙(六月廿二日本多主膳正家来中神英之助届書)

の3 禁錮申付候名前(六月廿二日本多主膳正家来中神英之助届書)

三〇 越中富山売業人常願寺屋源兵衛より長防之模様委細聞書

三一 丑七月廿日彦根侯より関老江達(井伊掃部頭内富田権兵衛願書)

三二 紀藩浪華状七月九日仕出

三三 丑七月着大坂状

三四 外国人米穀輸入之儀申出候書付

の1 瑞西国書記官スネル米穀輸入之儀申出候につき懸合書(丑六月十六日)

の2 米問屋組々行事共答書(六月十七日)

三五 七月廿二日関老江差出(六月廿一日小笠原幸松丸届書)

三六 南部届記事一件(関老松平伯耆守帰府直に登城の事)

三七 七月廿六日於柳營達(小笠原彦岐守へ)

三八の1 三拾間堀五丁目南木戸江張紙(表書二名主・家主・書役立台之上可致披見と認有之)

の2 別紙

◇第一四五号 丑八月報告「玉里島津家史料四」一三六一

一 日本新聞第一号 西曆一千八百六十五年九月八日(春田与八郎訳)

◇第一四六号 丑十月十五日報告「風説書 丑九月より同十月まで」

一 会津侯より内願書(八月家来外島機兵衛願書)

二 英仏蘭三国之軍船九月十三日大坂江出帆之儀ニ付江戸ニ而風聞承合候趣

三 右同断之儀ニ付横港風聞之趣

四 丑九月初旬小倉より来状之内長州往復之書簡

の1 毛利出雲外二名連署書状(六月廿八日)

の2 小笠原内匠外二名連署書状(七月二日)

五 小倉侯より滞坂関老江差出(七月家老小笠原甲斐願書)

六 宇和島侯江小倉在留大小監察より問合(七月四日塚原但馬守・松平左金吾連署達書)

七 右返答書

の1 宍戸弥右衛門外四名答書(七月十五日)

の2 別紙

◇第一四七号 丑十月十五日報告『玉里島津家史料四』一三二二

- 八 丑閏五月廿五日藤堂侯より閣老松前侯江（藤堂和泉守願書）
- 九 藤堂侯より右同断再願（閏五月廿二日藤堂和泉守願書）
- 一〇 丑八月上方来翰
- 一一 浪華書状（八月十九日）
- 一二 丑十月十日風聞書拔萃
- 一三 上方ニ而触達相成候勅諭并閣老添書
  - の1 勅諭（家茂へ）
  - の2 松平伯耆守達書（丑十月七日）
- 一四 横浜到来内密書
- 一五 丑十月朔日於浪華申渡（阿部豊後守・松前伊豆守へ）
- 一六 大樹公辞職表十月十一日写取
- 一七 時勢奏書
- 一八 於閏東十月九日惣出仕ニ而達之趣
  - の1 將軍家茂、一橋中納言殿へ相統・政務讓渡の勅許奏請に付達書（十月）
  - の2 將軍家茂ノ還御沙汰止並に滞留・上洛等の事に付回達
- 一九 記事一件（朝廷家茂將軍辞職並に兵庫開港等を許可せざる事）
- 二〇 京師風聞密書
- 二一 十月十四日伝聞之趣
- 一 海外新聞（亞米利加彦藏訳）
  - の1 元治二丑年三月十三日横浜入港イギリス飛脚船ヨ

◇第一四八号 丑十一月二日報告『風説書 丑十月中』

- リ得ン新聞
- の2 元治二乙丑年三月廿六日横浜入港イギリス飛脚船ヨリ得ン新聞
- の3 元治二乙丑年四月十二日横浜入港イギリス飛脚船ヨリ得ン新聞
- の4 慶応元乙丑年四月廿八日横浜入港イギリス飛脚船ヨリ得ン新聞
- の5 慶応元乙丑年五月十一日横浜入港イギリス飛脚船ヨリ得ン新聞
- の6 慶応元乙丑年五月廿六日横浜入港イギリス飛脚船ヨリ得ン新聞
- の7 慶応元乙丑年閏五月十日横浜入港イギリス飛脚船ヨリ得ン新聞
- の8 慶応元乙丑年閏五月廿六日横浜入港イギリス飛脚船ヨリ得ン新聞
- 船ヨリ得ン新聞
- 一 芸州江長防激徒より相投し候書翰（乙丑八月）
- 二 会津侯より閣老松伯州江差出 御進発ニ付出陣相願候書付（丑五月松平出雲守・時田相模守連署願書）
- 三 丑十月風聞
- 四 越前早追より内洩聞書十月五日夜出立十一日朝江戸着
- 五 丑九月十七日天保山初度応接之趣
- 六 於撰州亜国ミニストル代書記官ポルトメン江閣老より申達候趣并勅諭之御書取及び添書
  - の1 將軍徳川家茂へ勅諭之御書取並に添書
  - の2 小笠原岩岐守外二名連署達書（慶応元年丑十月七

日)

七の1 十月三日於大坂(寄合永井主水正外)

の2 同八日於京師(御側衆竹本隼人正へ、御小姓与番頭朝倉播磨守へ)

八 丑十月十四日川越侯より閩老江(松平大和守歎願書)

九 丑十月京師報告

一〇 丑十月八日武城形勢

一一 小倉在留大監察塚原但馬守より同藩江相渡候書付

一二 細川侯建白(丑五月)但丑五月鳴海駅江使者持参差出

一三 加増・役料・役免等人名書上

の1 於大坂十月十三日・同十六日

の2 同日

一四 兵庫江相廻候異船去ル十日横浜江帰帆仕候後十月廿日同所ニ而承合候趣

一五 白川侯より内意

の1 阿部駿河守伺書(十月十二日)

の2 御付札

一六 京撰風聞書

一七 丑十月六日京師来状之内

一八 南部届記事一件(板倉阿波守御用召により早々出坂の事)

一九 仏蘭西新聞大意抜萃

◇第一四九号 丑十一月報告(風説書 丑十一月中之内)

一 丑九月十五日閩老山形侯より仙台侯家来御呼出し御達

二 丑十月廿六日閩老水野泉州侯より御達(松平越中守へ)

三 松平飛驒守内出洩幾之進届書(十月廿六日)

四の1 加賀中納言内小倉兵左衛門届書(十月廿六日)

の2 別紙(加賀中納言江)

五 丑十月廿七日膳所侯より御届

の1 本多主膳正家来石川運平届書(十月廿七日)

の2 別紙(九月廿六日本多主膳正家来伊兵田唯一伺書)

の3 御書取

六 松平大和守家来岩倉弥右衛門届書(十月廿七日)

七 丑十月十五日於京都御達

の1 松平周防守へ

の2 戸田土佐守へ

八 南部届記事二件

九 丑十月落首

一〇 丑四月西本願寺家来西村芳三郎飯ニ脱走人と相成長防江入込見聞之趣

◇第一五〇号 丑十二月報告(風説書 丑十二月中)

一 日本新聞第十三号 西曆一八六五年十二月一日 横浜刊行 慶応元年乙丑十月十四日

二 乙丑九月撰海碇泊仏郎西公使差出候書付

の1 口達(慶応元年丑九月フランス公使より老中へ)

の2 口達書(慶応元年丑九月十九日)

三 庄内侯より閩老江差出(十一月十四日酒井左衛門尉届書)

四 丑十月廿七日京師に於て達(十月松平安芸守へ)

五 丑十一月十六日閩老泉州より大小監察江達覚(松平縫殿頭へ)

六 於参政平岡丹波守宅申渡(御目付小笠原刑部へ)

七 肥前島原ニ而

の1 九月十三日(伊藤虎之進外三名連署による家老松坂丈左衛門天誅状)

の2 南部届記事一件

八 丑九月藤堂侯より(九月藤堂和泉守願書)

九 細川侯建白月日未詳

一〇 丑十一月横浜来状之内

一一 丑十一月十八日彦根侯より閑老江(十一月七日井伊掃部頭届書)

一二 二番隊以下御先列御供之面々江達(十一月)

一三 竹中丹後守へ達

一四 十一月十五日・十六日出立人名並に引率部隊書上

慶応二年丙寅自正月至十二月

◇第一五一号 寅正月三日報告(風説書 丑十二月中追加)

一 於大坂肥前侯より閑老松平伯州江差出

の1 松平肥前守内伊東外記届書(十月五日)

の2 別紙(七月松平肥前守願書)

の3 別紙演舌

の4 覚(幕府指示書)

の5 右同断ニ付再願書(十一月十一日松平肥前守内伊東外記願書)

の6 右ニ付別紙(八月廿七日松平肥前守へ宗对馬守書翰)

の7 別紙返翰(九月十五日对馬守へ松平肥前守書翰)

二 丑十月七日伝奏野宮中納言願書(権中納言殿へ)

三 京師報告十一月三日付

四 丑十月筑前藩臣刑罪之大略

五 浪華より紀藩内告丑十二月廿日出同廿七日着

六 丑十月於京師備前藩建白

の1 松平備前守家来建白書(十月五日)

の2 右同断ニ付十月六日朝小笠原閑老江(松平備前守家来建白書)

七 十二月朔日以来世上雜説(閑老松平伯耆守等蒸氣船にて大坂へ出帆の事外、南部届記事五件)

◇第一五二号 寅正月七日報告(雜新前後諸書付65)

一 先年日本使節より英国政府江差遣置候仮条約書

◇第一五三号 寅正月報告(風説書 寅正月月中)

一 日本新聞第二十二号 慶応元年乙丑十二月十七日 横浜刊行(正月廿五日渡辺一郎訳)

二 寅正月十五日於大坂表被仰出

の1 松平式部大輔へ

の2 松平兵部大輔へ

の3 松平飛騨守へ

の4 大久保加賀守へ

の5 別段達(同人へ)

三 稻葉民部大輔願書(正月十五日)

四 閑老江加州侯内意(正月十九日加賀中納言伺書)

五 寅正月六日付浪華より申越風聞

六 寅正月十七日会津侯より(松平肥後守内石沢民衛伺書)

七 寅正月廿三日閣老より達（正月大目付・御目付へ）  
八 寅正月晦日閣老江

の1 成瀬隼人正届書（正月廿三日）  
の2 成瀬隼人正願書（正月廿三日）

九 松平甲斐守内久城壯輔届書（正月十九日）

一〇 松平近江守届書（十二月十日）

一一 寅正月廿二日附浪華来飛拔書

一二 丑年大坂表探索書

一三 丑十二月廿九日付京都来状拔書

一四 御沙汰書（松平民部大輔へ）

◇第一五四号 寅三月四日報告「風説書 寅二月中」

一 寅正月廿四日閣老江

の1 小笠原左京大夫家来宇佐美新届書（正月廿四日）

の2 別紙（十二月廿九日小笠原左京大夫家来三津十太  
左衛門伺書並に書取）

の3 別紙

の4 別紙（松平左金吾へ）

の5 同（斎藤図書へ）

二 宇都宮侯より閣老江（正月廿八日戸田土佐守伺書）

三 閣老小笠原专州二月四日大坂表出立之積ニ付差添之  
役々

四 寅正月廿二日大樹公奏状

の1 將軍徳川家茂奏状（正月）

の2 仰出書（長防所置之儀に付）

五 寅正月浪華来書摘要

六 寅正月紀州卿より建言（正月）

七 寅二月藤堂侯より閣老江差出  
の1 藤堂和泉守願書（十二月）

の2 藤堂和泉守内松岡橘四郎届書（二月朔日）

八 寅二月三日加州侯より閣老江（加賀中納言内輕川新左  
衛門届書）

九 寅正月廿六日於大坂表申渡（板倉伊賀守外二名へ）

一〇 寅夏中京都警衛

一一 寅二月三日於大坂伊賀守より

の1 大目付・御目付江（二月）

の2 別紙

一二 寅正月廿二日国事掛惣参内（一橋・会津・桑名三侯、  
閣老板倉・小笠原参内奏聞）

一三 寅二月尾州卿より閣老江

一四 土州侯より御届

の1 松平土佐守内広瀬伝太夫伺書（二月朔日）

の2 付札

一五 寅二月十二日達（御勘定奉行小栗上野介へ）

一六 寅二月十五日同断（酒井左衛門尉へ）

一七 佐竹播磨侯江閣老より

◇第一五五号 寅三月廿九日報告「風説書 寅三月中」

一 日本新聞外編卷八 原本乙丑廿二日及廿九日開版日本  
雑報百九十八号及百九十九号抄出 横浜

開版

二 日本新聞第十八号 西曆一千八百六十六年一月五日（二月廿  
二日訳成） 横浜開版

三 日本新聞第十九号 西曆一千八百六十六年一月十二日 横浜  
慶応元年乙丑十一月廿六日 開版



- 四 日本新聞第二十号 西曆一千八百六十六年一月十九日 (二月廿二日訳成) 横浜開版
  - 五 日本新聞第二十一号 西曆一千八百六十六年一月廿六日 (二月廿九日訳成) 横浜開版
  - 六 日本新聞第二十六号 西曆一千八百六十六年三月二日 (三月十三日訳成) 慶応二年丙寅正月十六日
  - 七 雲州侯より閣老江 (三月朔日松平出羽守内岸仁兵衛伺書)
    - の1 松平出羽守内岸仁兵衛伺書
    - の2 付札
  - 八 寅三月閣老水野泉州より達 (加賀中納言へ)
  - 九 寅二月廿六日浪花来状摘要
    - の1 某書状
    - の2 右ニ付別紙但実戸備後之助より差出候書付之由
  - 一〇 寅三月十一日申渡 (酒井肥前守・酒井近江守へ)
  - 一一 寅三月十四日加州侯江閣老より (松平筑前守参府に付達書)
  - 一二 同十五日達 (松平筑前守へ)
  - 一三 寅三月十八日閣老松防州江
    - の1 松平越前守伺書 (三月五日)
    - の2 別紙
  - 一四 寅三月十三日閣老水泉州江 (松平備前守内岩田七郎兵衛届書)
  - 一五 寅三月十八日閣老松防州より達
    - の1 外国条約書之内異議有之面々に付達書
    - の2 別紙
- 
- 一六 寅三月十八日閣老松防州江 (二月廿三日松平安芸守伺書)
  - 一七 寅三月廿日於幕府達 (戸田土佐守・戸田大和守へ)
  - 一八 寅三月廿二日於広島閣老小笠原老州より達
    - の1 松平安芸守へ (二月)
    - の2 松平安芸守家来吉川監物へ
    - の3 毛利大膳家老実戸備後之助へ
    - の4 毛利大膳家老毛利左京へ
    - の5 毛利大膳家老毛利淡路外二名へ
    - の6 防州山口・徳山・岩国及長州府中・清末への使者書上
- 
- ◇第一五六号 (寅四月末カ) 報告 (風説書 寅四月中)
- 一九 寅三月廿二日小倉出張大監察江達 (塚原但馬守へ)
  - 一 寅四月於大坂板伊州より達
    - の1 大目付・御目付江 (四月)
    - の2 別紙 (松平安芸守江)
    - の3 毛利左京外三名へ (四月)
    - の4 毛利大膳江 (四月)
    - の5 討手之面々江相達候書付 (四月)
  - 二 寅四月下旬風説
    - の1 某書状
  - 三 寅四月備中松山表より急飛注進之大略
    - の2 相添候別紙
  - 四 寅四月十八日閣老水泉州江 (四月十日板倉撰津守届書)
  - 五 寅四月長州より芸州江伝へ差出候書面

- の1 毛利大善家老中願書(四月)
- の2 四月十四日闍老板伊州より左之侯伯江相達(松平阿波守外四名へ)
- 六 蒔田相州侯より闍老江(四月廿一日蒔田相模守家来小倉熊雄届書)
- 七 関勢州侯より闍老江達
  - の1 関伊勢守届書(四月廿二日)
  - の2 別紙(脱走の毛利大膳家来討取に付)
  - の3 別紙(松平三河守外三名へ)
- 八 同侯より再度闍老江達
  - の1 関伊勢守届書(四月廿四日)
  - の2 別紙(毛利大膳家来脱走に付)
- 九 寅四月廿五日闍老松防州より達
  - の1 松平因幡守外三名へ
  - の2 水野出羽守外二名へ
  - の3 秋元但馬守外六名へ
- 一〇 寅三月十九日闍老松防州江(真田信濃守家来比沢職之助届書)
  - 一一 寅三月廿五日加州侯より闍老水泉州江再応隠居願内意書被差出候処付札
  - 一二 寅四月四日阿州侯より闍老松防州江
    - の1 松平阿波守伺書(三月五日)
    - の2 松平阿波守伺書(三月五日)
    - の3 付札(覚書)
- 一三 寅四月上旬浪花采状中長防人数配之由風説
- 一四 大坂書状之内但三月廿七日仕出四月初旬着

- の1 長府・清末への使者届書三月朔日
- の2 両所より口上書(三月)
- 一五 三月十七日於大坂闍老松伯州より歩兵奉行江達
- 一六 寅四月四日上使闍老水野和泉守(松平筑前守・加賀中納言へ)
- ◇第一五七号 寅五月七日報告「玉里島津家史料」(一一五)
- 一 蒼峰献議(文久二酉年)「寅五月中附録」
- ◇第一五八号 寅五月廿五日報告「風説書 寅五月中」
  - 一 闍老より大小監察江(四月)
  - 二 寅四月廿六日闍老松防州江
    - の1 松平又七郎届書
    - の2 別紙(四月松平又七郎へ達書)
  - 三 寅四月廿七日闍老江達
    - の1 本多主膳正届書
    - の2 別紙(四月本多主膳正へ達書)
- 四 片桐侯より闍老松防州江(四月廿三日片桐主膳正届書)
  - 五 闍老井河州公用人より類役江達(四月廿六日)
  - 六 寅四月廿七日闍老松防州より達(松平安芸守へ)
  - 七 寅五月二日闍老水泉州より(小普請組支配江)
  - 八 寅五月朔日闍老水泉州江届
    - の1 松平備前守内岩田七郎兵衛届書(五月朔日)
    - の2 別紙(四月十日松平備前守届書)
    - の3 別紙(四月十三日松平備前守届書)
    - の4 別紙(四月十五日松平備前守届書)
    - の5 別紙(四月松平備前守へ達書)

- の6 別紙(四月松平備前守へ達書)
- の7 別紙(四月十六日松平備前守届書)
- の8 覚(四月十六日)
- の9 松平備前守届書(四月廿日)
- の10 覚
- 九 於大坂監察より廻達(四月廿五日田沢対馬守・小笠原撰津守達署達書)
- 一〇 寅四月廿五日達
  - の1 藤堂和泉守へ
  - の2 松平越前守へ
- 一一 備中倉敷・浅尾等及乱妨候姓名
- 一二 倉敷陣屋焼払候跡建札
- 一三 寅五月二日関老水泉州より達(五月堀石見守へ)
- 一四 筑前侯より関老江相達(五月三日松平美濃守内永田直次郎届書)
- 一五 寅四月廿九日加州侯より
  - の1 松平加賀守内小谷兵左衛門願書(四月廿九日)
  - の2 覚(五月五日)
- 一六 寅四月十一日長州宍戸備後之介芸州ニ而差出候願書(四月六日)
- 一七 寅四月廿一日大坂町人共出金
- 一八 寅五月関老松防州より
  - の1 三番頭始江(五月八日達書)
  - の2 海軍奉行始江(達書)
- 一九 寅五月姫路侯より関老江届
  - の1 酒井雅楽頭家来村上源右衛門届書(五月七日)

- の2 別紙書付(四月)
- 二〇 長州本末藩土差戻一件
- 二一 日本新聞第廿五号 西曆一千八百六十六年二月廿三日(五月慶応二年丙寅正月九日)
- 十四日写取)
- 二二 和蘭留学生某より内密報告
- 二三 鹿特隄新聞第二号 摘要一千八百六十六年一月十六日慶応元年乙丑十一月晦日
- ◆第一五九号 寅六月六日報告「風説書 寅六月中」
- 一 寅五月朔日(達書)
  - の1 毛利興丸へ
  - の2 毛利左京名代毛利伊織外二名へ
  - の3 吉川監物名代今田鞆負へ
  - の4 毛利興丸家老へ
  - の5 毛利興丸へ
  - の6 別紙(高杉晋作以下十二藩士の姓名書付)
  - の7 毛利興丸江(宍戸備前任用に付)
  - の8 毛利興丸へ(永井雅楽外当時退役の者任用に付)
  - の9 毛利興丸へ(江戸拜領屋敷に付)
  - の10 毛利左京外二名へ(同前)
  - の11 毛利典丸へ(吉川監物の江戸拜領屋敷に付)
  - の12 毛利伊織外三名へ(毛利大膳等受書差出に付)
  - の13 松平安芸守江
- 二 寅五月十五日浪花来状(書状)
- 三 薩州より建言相成候趣之風説
- 四 寅五月十八日関老水泉州より封書渡(牧野備前守外四名へ)
- 五 同十七日関老より彦根侯江達(井伊掃部頭へ)

六 寅五月十九日於柳菅閣老より達

の1 戸沢中務大輔へ

の2 京極佐渡守外十七名へ

の3 山名主水助外三名へ

七 寅五月十八日閣老水泉州より松平陸奥守家来江（伊達藤五郎へ）

八 閣老江大垣侯より

の1 戸田助三郎届書（五月廿日）

の2 右二付別紙（四月）

九 有馬遠州侯より閣老江達（五月廿二日有馬遠江守家来吉田半届書）

一〇 寅五月十一日閣老水泉州江

の1 南部美濃守届書（四月廿八日）

の2 南部美濃守内寺沢純一郎届書（五月十一日）

一一 芸州侯より閣老江（五月十一日松平安芸守内梶川銀次郎届書）

一二 寅五月十四日閣老江（小出伊勢守届書）

一三 寅五月十六日閣老江

の1 松平備前守内本郷佐野介届書（五月十六日）

の2 右二添別紙 覚（五月十三日）

一四 寅五月浪花来書中備中乱妨一件

一五 寅六月風説聞書六月三日之記

一六 寅五月四日仙台侯より

の1 松平陸奥守内大童信太夫伺書（五月四日）

の2 十二日付札

一七 寅五月十六日閣老稻濃州より大小監察江達

一八 江戸市中打こほち之大略

◇第一六〇号 寅六月七日報告『玉里島津家史料四』一五〇三

一 仏国博覧会主意并規則書

二 南部弥八郎書翰（六月七日西郷吉之助・斐田伝兵衛へ）

◇第一六一号 寅六月廿九日報告『風説書 寅六月中之内』

一 寅六月十九日閣老井河州（井上河内守）申渡

の1 御使番多賀親負・竹中万寿藏へ

の2 御使番近藤作左衛門・押田藤左衛門へ

二 寅六月十九日閣老井河州（井上河内守）より大小監察江達

の1 大小監察へ（六月）

の2 別紙（六月松平安芸守へ）

の3 井伊掃部頭・榊原式部大輔へ（六月）

三 寅六月十九日申渡

の1 阿部豊後へ

の2 阿部長吉郎へ

の3 松前伊豆へ

の4 松前志摩守へ

の5 水野和泉守へ

の6 松平周防守へ

四 寅六月十四日閣老井河州より大小監察江（六月十三日井上河内守達書）

五 寅六月十五日右同断

の1 井上河内守達書（六月）

の2 別紙（六月七日御沙汰書）

六の1 寅五月於大坂表

の2 寅五月廿八日於御座

七 寅五月熊本侯使者平野太郎右衛門板闌老江差出(四月  
細川越中守連白書)

八 寅六月廿二日闌老江

の1 松平越前守内草尾精一郎届書(六月廿二日)

の2 別紙

の3 松平越前守内草尾精一郎届書(六月廿二日)

の4 別紙

の5 同二(六月朔日松平越前守願書)

の6 付札

九 寅五月廿九日浪花密信

一〇 明石藩人之説話

◇第一六二号 寅七月十六日報告(「風説書 寅七月中」)

一 日本新聞第三拾三号 西曆一千八百六十六年四月二十七日  
慶応二年丙寅三月十三日 横浜開版

二 日本新聞第四十三号 西曆一千八百六十六年七月七日  
慶応二年丙寅五月二十五日 横浜開版

三 英訳日本外史

四 越前英学生瓜生三寅直話丑年筆記

五 右同人橋府某との談話

六 寅六月十八日闌老井河州江達

の1 松平大和守家来岩倉弥一右衛門届書(六月十八日)

の2 松平大和守家来岩倉弥一右衛門届書(六月廿日)

七 寅六月廿一日闌老井河州より達

の1 水戸殿家老江(中山備中守上坂に付)

の2 水戸殿家老江

八 寅五月十七日於芸州達(五月松平安芸守家来野村帯刀  
へ)

九 檄文寅六月写

一〇 航西小記附録(慶応二年寅三月岡田撰蔵)

の1 柴田日向守外五名の欧州視察

の2 視察旅行諸経費単価等

一一 寅六月廿九日雲州侯より届(松平出羽守内田口弥十郎  
届書)

一二 寅六月廿九日脇坂侯より(六月廿一日)

一三 寅七月朔日大垣侯より届

の1 戸田助三郎届書(六月廿五日)

の2 別紙(六月十九日家来戸田権之助届書)

一四 寅七月朔日松平隠岐侯より願書(七月朔日家来梯渡願  
書)

一五 寅七月五日夜聞書

一六 寅六月高松侯より届(六月廿四日松平讃岐守届書)

一七 中津世子作州侯より願書(七月三日奥平美作守願書)

一八 日本新聞第三十九号 西曆一千八百六十六年六月九日  
慶応二年四月十六日 横浜開版

一九 日本新聞第四十六号 西曆一千八百六十六年七月廿八日  
慶応二年丙寅六月十七日 横浜開版

二〇 寅六月廿日県令川上猪太郎より届(寅六月廿日御勘定  
所へ)

二一 寅六月廿八日闌老井河州より達

の1 松平陸奥守へ

の2 丹波左京大夫外三名へ

三二 寅五月廿七日於広島

の1 松平安芸守内上野田吉五郎届書（五月廿五日）

の2 演説覚（五月）

の3 家老中歎願書（丙寅五月）

の4 吉川監物外三名連署歎願書（五月廿五日）

の5 謹而奉申上候事（寅五月長防士民申上書）

二三 備前侯より達（松平備前守達書）

二四 於大坂阿州侯より差出（六月八日松平阿波守断状）

二五 石州風聞津和野藩人の書乎

二六 寅六月廿七日閣老井河州より御達

の1 松平加賀守へ

の2 松平加賀守内恒川新左衛門届書（六月廿九日）

二七 寅六月廿七日於柳營（達書）

の1 本多主膳正外四名へ

の2 松平主水正・酒井若狭守へ

二八 丹羽侯より届（六月廿四日丹羽左京大夫内和田要人届書）

二九 明石侯より閣老江（六月廿五日松平兵部大輔家来馬場源三届書）

三〇 於難波閣老板賀州より達（酒井河内守へ）

三一 因州侯より閣老江届（七月初日松平因幡守内洞右馬太郎届書）

三二 浪花新報

三三 阿州侯建白（六月四日松平阿波守・松平淡路守連署建白書）

三四 西方之事情去ル十一日発

三五 六月十四日出芸州より（書状拔萃）

の1 十七日夕着分

の2 十八日朝着分

三六 六月廿五日立難波の米翰拔萃

三七 寅四月芸州侯建白（寅四月松平安芸守願書）

三八 同侯再建趣意書

三九 於浪花彦根侯届

の1 井伊掃部頭届書（六月）

の2 井伊掃部頭内今井忠左衛門届書（六月廿五日）

四〇 寅六月廿三日板閣老より達

四一 浜田留守居より之書翰（六月廿三日）

四二 寅六月廿日府内出七月初日着書状摘要

四三 六月十六日芸州において平沢より来札廿二日着阪廿八日

東武着

四四 寅六月芸州風説

四五 縮演（寅五月）

四六 寅六月十四日戦争略記

四七 六月初旬芸地密説

四八 周防出島晋門寺聞書

四九 寅七月六日小倉侯より届

の1 小笠原左京大夫届書（六月四日）

の2 小笠原左京大夫届書（六月四日）

五〇 七月八日越前侯より閣老江届

の1 松平越前守内草尾精一郎届書（七月八日）

の2 演説（七月八日）

五一 寅七月十三日伝聞風説（南部届記事十件）

◇第一六三号 寅七月廿一日報告〔維新前後諸書付66〕

一 ジャパンタイム新聞の追加七月六日横浜出版

◇第一六四号 寅七月報告〔玉里島津家史料四〕一五三二の二

一 横港新報訳稿(横浜新報第二十三号千八百六十六年八月廿七日報)

◇第一六五号 寅七月報告〔玉里島津家史料四〕一五三二の二

一 別段新聞(千八百六十六年八月)

◇第一六六号 寅八月三日報告〔風説書 寅七月中追加〕

一 七月十一日於大坂閣老より(達)

の1 討手之諸侯江

の2 松平出羽守へ

二 七月十二日大坂状

三 寅六月十八日因・備両侯建言(松平因幡守・同備前守

連署建白書)

四 軍目付長谷川久三郎より芸州表出役岡部三右衛門・大

平鈺次郎江進状(六月廿六日)

五 於芸州総督江歎願書(六月廿六日亀井隼岐守歎願書)

六 日本新聞外編卷十三 原本慶応二年六月三日開版

七 日本新聞第四十七号 西曆一千八百六十六年八月四日

開版 慶応二年寅六月廿四日 横浜

八 日本新聞外編卷十五 丙寅七月九日開版

九 長州より紀州先鋒江差出候書翰

の1 長防士民中嘆願書(七月二日)

の2 記事一件

一〇 紀州卿前鋒惣督辞表一件

の1 惣督辞職願書(七月)

の2 紀伊殿惣督辞職に付達書(七月五日)

の3 紀伊殿惣督辞職に付達書

の4 前文之儀ニ付七月十二日紀伊殿家老呼出達

一一 閣老井河州より大小監察江(七月達書)

一二 於浪華閣老より大小監察江(七月達書)

一三 浜田侯より(七月二日松平右近將監家来永井鉄太郎歎

願書)

一四 小倉在陣肥後藩報告

一五 日本新聞第二百三十四号

西洋一千八百六十六年八月十八日 横浜開版

慶応二年丙寅七月九日 寅七月九日閣老江届(七月朔日松平讚岐守届書)

一七 庄内侯より届(七月九日酒井左衛門尉届書)

一八 寅七月十日閣老より達(宗对馬守へ)

一九 六月廿八日於大坂達(稲葉美濃守へ達書)

二〇 寅六月於大坂相達候旨七月十日江戸ニ而達(松平丹波

守軍目付松平舍人他二名へ)

二一 七月十二日雲州侯より(松平出羽守内田口弥十郎届

書)

二二 水野大炊頭より届

の1 水野大炊頭家来高橋登届書(七月十二日)

の2 別紙

の3 覚

二三 閣老松伯州公用人より類役江通達

の1 松平伯耆守届書(六月廿一日)

の2 六月廿日芸州川津原屯集之激徒討取伯耆守家来討

死・手負

- 二四 寅七月十二日閔老江（六月十四日松平近江守届書）
- 二五 寅七月十九日閔老松防州より大小監察江
- の1 松平周防守達書（七月）
- の2 御軍艦操練所改称に付達書
- 二六 越前侯より閔老江達
- の1 松平越前守内草尾精一郎届書（七月廿日）
- の2 松平越前守内草尾精一郎届書（七月廿日）
- の3 松平越前守内伊藤寛左衛門願書（七月）
- の4 付札
- 二七 加州侯より閔老江（七月廿日松平加賀守内恒川新左衛門願書）
- 二八 宇和島侯より大坂閔老江
- の1 伊達遠江守断状（六月）
- の2 付札
- 二九 参政京極四国討手の指揮一件ニ付阿州侯より申立之趣旨有之 六月十日板閔老より之付札
- 三〇 浜田侯届
- の1 松平右近将監家来長崎明之助・永井欽太郎連署願書（六月十九日）
- の2 右江達書
- 三一 広島滞陣閔老松伯州より達（松平因幡守へ）
- 三二 福山侯急報
- の1 阿部主計頭届書（六月廿日）
- の2 阿部主計頭願書（六月廿九日）
- 三三 備前侯より在芸閔老江達
- の1 松平備前守届書（六月十六日）
- の2 付札
- の3 松平備前守届書（六月十八日）
- の4 口達
- 三四 広島において彦根侯より松伯州江
- の1 井伊掃部頭内日下部内記願書（六月十八日）
- の2 覚
- 三五 在芸閔老江津和野藩より届
- の1 亀井隠岐守家来加藤順蔵・神野務連署届書（六月十九日）
- の2 亀井隠岐守家来加藤順蔵・神野務連署届書（六月廿日）
- 三六 於大坂七月七日板閔老より達
- の1 松平阿波守へ
- の2 伊達遠江守へ
- の3 松平内膳正へ
- 三七 寅七月廿日達
- の1 阿部長吉郎・松前志摩守へ
- の2 阿部長吉郎へ
- 三八 寅七月十六日松防州より達
- の1 松平加賀守へ
- の2 立花出雲守・稲葉兵部少輔へ
- 三九 因州侯より松伯州達之趣ニ付届（七月松平因幡守内河合半次郎届書）
- 四〇 豊後姫島石炭焼失一件
- の1 松平中務大輔家来吉田湊届書（七月十七日）



の2 別紙(六月廿九日姫島庄屋古庄虎治届書)

四一 藤堂侯より閣老江(七月十八日藤堂和泉守内松岡橋四郎届書)

四二 宇和島侯より届(七月十八日伊達遠江守内青木源兵衛届書)

四三 小倉侯より届(六月廿一日小笠原左京大夫届書)

四四 寅七月晦日(記事)

四五 寅七月廿五日達(稻葉兵部少輔へ)

四六 世上雑説(南部届記事)

四七 寅八月二日承得候長防風説(南部届記事)

◇第一六七号 寅八月三日報告『玉里島津家史料四』一五〇一

一 海外新聞(亞米利加彦藏慶応二年五月廿七日横浜入港フランス飛脚船より得し新聞写)

◇第一六八号 寅八月廿九日報告『風説書 寅八月中』

一 寅七月廿五日於大坂

の1 松平伯耆守名代某へ

の2 牧野越中守へ

二 同廿三日閣老より達(松平因幡守・藤堂和泉守へ)

三 寅七月廿六日申渡(松平右近將監へ)

四 寅七月晦日島原侯より届

の1 小笠原老岐達書(六月十七日)

の2 松平主殿頭家米内山四郎兵衛届書(七月晦日)

五 寅七月長妨より浜田江通達

の1 長防士民中願書

の2 長防士民中より伝達状(石州路出張各中へ)

の3 右ニ付浜田よりの返答

の4 某書状

六 外国所置方等其筋より伝聞之記八月十一日写成

七 寅七月廿五日閣老江届(松平肥前守内佐藤文平届書)

八 筑前侯より右同断(七月廿五日松平美濃守内守田守届書)

九 寅七月廿六日東武城門番士之儀ニ付

の1 達書

の2 新庄右近外二名達書

一〇 阿州侯より閣老江達(七月十日松平阿波守願書)

一一 寅八月六日芸州邸中江通達

の1 達書(八月五日)

の2 於芸州蝕書(七月廿一日)

一二 寅七月三日宇和島侯より届

の1 伊達遠江守届書(七月)

の2 付札

一三 細川侯より大坂閣老江達(七月十三日青木源右衛門届書)

一四 浜田侯より閣老松防州江達

の1 松平右近將監内広瀬東歎願書(七月晦日)

の2 弊藩用人荒井惣兵衛より之書翰写(七月廿日)

の3 河鱈富之丞・岡村源次郎歎願書(七月)

一五 寅八月七日惣出仕於席々達

一六 寅七月晦日

の1 御所江被仰上候御書付(七月將軍徳川家茂願書)

の2 御所より被仰出

の3 一橋中納言へ指圖書

の4 右御請(七月徳川慶喜請書)

一七 寅六月備前侯より番頭用人伊木奎を以建白(六月廿三日)

一八 寅六月越前老侯建白(六月)

一九 小倉在陣大小監察より芸地同席江之報告(六月十八日但馬守外二名連署届書)

二〇 寅八月十日關老松防州より大監察黒川近江守江

の1 触書(八月)

の2 達書

の3 御軍役人数割

二一 寅七月三日附小倉表より之来状久留米藩人之書乎

二二 寅七月九日仕立小倉報告

二三 寅八月朔日惣出仕之節万石已下諸役人江松防州より演達

二四 寅七月晦日於大坂稲閣老より達(細川越中守・同澄之助へ)

二五 寅七月廿九日於浪華浜田侯より稲閣老江達(松平右近將監内岡村源次郎届書)

二六 寅七月浜田人数江長防士民より書翰を贈り浜田より返答之趣ニ付再報(七月)

二七 寅七月廿五日付三浦侯在所勝山より来状

二八 閣老松伯州芸州より浪華江之書翰

の1 松平伯耆守書翰(七月五日)

の2 松平伯耆守書翰(七月五日)

二九 日本新聞第四十八号 西曆一千八百六十六年八月十一日 慶応二年丙寅七月二日

横浜開版

三〇 滯坂幕吏步兵指図役某書中長防形勢摘要

三一 日本新聞二百三十三号 西曆一千八百六十六年八月十一日 寅七月二日

横浜開版

三二 寅八月於大坂稲閣老より大小監察江

の1 達書

の2 達書

の3 達書

三三 寅八月十二日於大坂届(小笠原大膳大夫家来鈴木刀兵衛届書)

三四 寅七月廿四日於大坂稲閣老より大小監察江(達書)

三五 仙台侯より井閣老江(八月松平陸奥守願書)

◇第一六九号(寅八月頃報告カ)『玉里島津家史料五』一五一八

一 新聞(オースタリア・イタリア大戦記事)

◇第一七〇号 寅九月十九日報告『風説書 寅九月中』

一 寅八月六日芸侯建白(松平安芸守歎願書)

二 英國公使館雇僕申立候趣(寅七月九日)

三 寅九月八日承込

四 寅八月廿日從朝廷被仰出(徳川中納言へ)

五 同廿一日伝奏衆より所司代江御達

六 寅八月廿五日

の1 伺書(講武所奉行支配遠山三之介差控の件)

の2 御付札

七 寅八月六日浜田侯老臣より板閣老江(七月廿五日松平

右近將監内家老河鱸監物外二名届書)

八 寅八月十五日閣老松防州より大小監察江達

の1 達書(八月)

の2 達書(八月)

の3 別紙書付(御軍役人数組合割)

九 寅八月十八日井閣老申渡(箱館奉行小出大和守・御目付石川謙二郎へ)

一〇 寅八月三日於大坂稻閣老より達(一橋殿側用人黒川嘉兵衛名代へ)

一一 寅八月廿二日井河州江達(松平大和守家来比留川彦九郎届書)

一二 寅八月朽木近江侯より稻閣老江

の1 朽木近江守願書(八月五日)

の2 付札

の3 別紙

一三 寅七月廿日土州侯江所司代より達(松平土佐守へ)

一四 於芸州紀伊卿本陣大監察永井主水正より達(戸田助三郎へ)

一五 寅八月参政立花雲州より監察江

の1 覚(坂下御門外四門勤番の儀に付達書)

の2 覚(蓮池御門外二門勤番の儀に付達書)

の3 覚(元火付盜賊改戸田与左衛門組与力御抱之者の儀に付達書)

の4 覚(小普請組支配一同御役御免の儀に付達書)

の5 覚(二之丸火之番支配の儀に付達書)

の6 覚(二丸同心・同御小人支配の儀に付達書)

一六 於芸州申渡(歩兵差役頭取動方松平靱負へ)

一七 中津世子より閣老江

の1 奥平美作守願書(八月廿七日)

の2 南部届記事一件

一八 於芸地明石侯より紀総督江届

の1 明石侯家来杉村勇藏届書(八月三日)

の2 明石侯家来杉村勇藏届書(八月八日)

の3 別紙

一九 加州侯より稻閣老江届之趣於東武留守居より届(八月廿九日松平加賀守内小谷兵左衛門届書)

二〇 寅八月十七日於大坂閣老より(松平中務大輔外六名へ達書)

二一 京師より松代藩人告知但八月廿五日発九月朔日着

二二 寅八月廿四日大坂に於て板閣老江達

の1 小笠原大膳大夫届書(八月朔日)

の2 小笠原左京大夫届書(八月朔日未刻)

の3 小笠原左京大夫歎願書(八月)

二三 寅九月二日仙台侯より閣老江達(九月松平陸奥守届書)

二四 寅八月廿二日田沼参政より達(組合銃隊頭外へ)

二五 寅八月七日芸州口戦争紀州士卒死傷(死傷者人名書上)

二六 京師勤幕家之書状

の1 某書状

の2 一橋公御名代ニ而征長被為趣候ニ付、出兵之有無ニ不拘誘引之面々

二七 石州大森陣屋引揚ニ付巢令より之届書(七月鍋田三郎

右衛門届書)

二八 右より以前同人差出候届書(七月鍋田三郎右衛門届書)

二九 日本新聞第五十六号西曆一千八百六十六年十月六日 慶応二年八月廿八日 横浜開版(九月十五日訳成)

三〇 寅九月十日伝聞之記

◇第一七一号 寅十月三日報告(「風説書 寅九月中追加」)

一 寅八月一橋公奏状(八月)

二 寅九月八日井闕老江届(岩松滿次郎届書)

三 寅七月廿九日板闕老より(松平容堂へ達書)

四 同九月九日井闕老江(九月松平陸奥守届書)

五 米沢侯より闕老江

の1 上杉彈正大弼願書(九月八日)

の2 別紙(上杉式部大輔へ)

六 松山侯より

の1 松平隠岐守願書(八月十四日)

の2 覚書(九月十日松平隠岐守家来十河鑑次郎届書)

の3 別紙(九月十日松平隠岐守家来十河鑑次郎届書)

七 寅九月七日伝奏飛鳥井卿より被達(松平隠岐守へ)

八 寅九月九日水野泉州侯より井闕老江内意并付札

の1 水野和泉守家来関口鈞何書(九月九日)

の2 覚書

九 川越公より闕老江

の1 松平大和守伺書(九月十二日)

の2 覚書

一〇 寅八月晦日於芸州闕老水野羽州より達(戸田采女正へ)

一一 久留島侯より闕老江届(九月廿日久留島伊予守家来帆足源三郎届書)

一二 寅九月廿日中津侯より井闕老江

の1 奥平大膳大夫届書(八月)

の2 長州より差出候口上書之写

の3 挨拶振(八月廿四日)

一三 肥前侯より届(九月廿一日松平肥前守内岡本忠兵衛届書)

一四 備前侯より届(九月廿二日松平備前守内本郷佐野介届書)

一五 日本新聞第五十四号一千八百六十六年九月廿二日 慶応二年丙寅八月十四日 横浜開版

一六 日本新聞第五十五号一千八百六十六年九月一日 慶応二年丙寅七月廿三日 横浜開版

一七 日本新聞第五十六号一千八百六十六年九月廿九日 慶応二年丙寅八月廿一日 横浜開版

一八 日本新聞外編卷十九原本一千八百六十六年九月廿二日 慶応二年八月十四日

一九 英国江幕府より為留学被遣候面々

二〇 寅九月十日伝聞巷説

二一 寅八月十五日出京師風説

の1 薩州より諸藩江長防士民歎願書廻達之返書(七月)

の2 右事件三付

二二 薩州家より山階宮江寅八月四日建言之大意

- 二三 寅十月朔日尾藩人より伝聞
- 二四 寅九月九日關老松防州より達(上杉弾正大弼へ)
- 二五 寅八月京師風説書之内(長州より伊予松山江差越候檄文) 九月十七日着
- 二六 寅八月廿八日夜洛中所々江張文
- 二七 長州より高田陣中江之檄文(八月七日)
- 二八 長州より雲州江之檄書(寅七月)
- 二九 肥後勢小倉戰爭書翰(八月十一日付)
- 三〇 寅九月十三日於東武肥後侯より關老江達
  - の1 細川越中守内沢村脩藏届書(九月十三日)
  - の2 細川越中守内沢村脩藏届書(九月十三日)
  - の3 細川越中守内沢村脩藏届書(九月十三日)
- 三一 の1 寅九月十八日江戸橋広小路江張文(寅九月)
  - の2 右同日一石橋江張紙(九月)
- 三二 寅九月十八日異人江磔打付候一件
- ◇第一七二号 寅十月報告(風説書 寅十月中)
- 一 寅九月八日徳川中納言殿奏聞(九月)
  - 二 寅九月十日夜大坂紀州屋敷通用門江投書
    - の1 徳川恩願臣より(九月)
    - の2 別紙(九月徳川恩願臣より)
  - 三 寅八月朔日越前老侯建白(八月朔日松平春嶽建白書) 於広島關老故水羽州江差出
  - 四 の1 禰原式部大輔家来上田志馬届書(八月十七日) の2 風聞
- 五 寅九月廿七日於東武(外国奉行任命、浅野美作守・合原左衛門尉)
- 六 寅九月熊本来書
- 七 寅八月九日於浪花關老より達
- 八 同十日右同断
- 九 同五日右同断
- 一〇 雲州侯より願書并届書
  - の1 松平出羽守願書(八月九日)
  - の2 松平出羽守内原民右衛門届書(八月十五日)
  - の3 来翰写(八月五日)
  - の4 返翰
- 一一 寅九月東武町触
- 一二 神田刃其外所々江貧人屯集いたし候付寅九月十九日夕南町奉行出張制諭之書付
- 一三 於浪華關老江届
  - の1 松平安芸守内植田清人届書(九月十九日)
  - の2 別紙(毛利大膳家中願書)
- 一四 於大坂紀州侯より關老江達
  - の1 渡辺主水願書(九月)
  - の2 九月廿七日書取
- 一五 寅九月十二日南町奉行江届
  - の1 名主半三郎二名届書(慶応二年寅九月十二日)
  - の2 別紙(亜米利加国持渡候諸道具・芸名目録)
- 一六 江戸南町奉行有馬阿波守達書并外国奉行より渡候書付
  - の1 江戸南町奉行達書(十月)
  - の2 外国奉行より渡候書付(寅十月日本国事務局証書)

一七 日本新聞外編卷廿四原本丙寅十月廿五日開版  
日本雜報二百四十九号抄出

一八 日本新聞外編第二十二号西曆一千八百六十六年十一月十日  
慶応二年丙寅十月四日

横浜刊行

◇第一七三号 寅十二月三日報告〔風説書 寅十一月中七〕

一 寅十一月三日稻闍老より大小鑑察江（達書）

の1 大小鑑察へ（十一月）

の2 陸軍奉行並・銃隊奉行江

の3 寺社奉行江（十一月）

の4 大目付・勘定奉行・作事奉行・目付・使番江（十一月）

一月）

の5 大目付・御目付江（十一月三日）

の6 大目付・御目付江

の7 大目付・御目付江（十一月三日）

二 尾州老侯より

の1 徳川慶勝建白書（十月）

の2 徳川慶勝歎願書

三 加州侯上表（十一月加賀宰相中将建白書）

四 上京之儀再被仰下候書付

の1 細川越中守へ

の2 紀伊中納言外二名へ

五 寅十一月廿日稻闍老より達（安藤理三郎へ）

六 寅十一月十八日同断（達）

の1 御目付江

の2 海軍奉行並・陸軍奉行並江

の3 林大学頭外二名へ

の4 海軍奉行並・陸軍奉行並他江

の5 御目付江

の6 覚

の7 遊撃隊頭黒川近江守江

七 於京師保科參政より達（御膳所御台所頭江）

八 寅十一月十九日稻闍老より達

九 寅十一月七日申渡（佐渡守養子小笠原老岐守へ）

一〇 十月廿九日申渡

の1 松平伯耆守へ

の2 松平伯耆守嫡子松平伊予守へ

一一 寅十一月七日閏老より達（小笠原鐘次郎へ）

一二 寅十一月九日防闍老申渡

一三 一橋公より諸藩江（九月）

一四 巷説

の1 中御門左大弁宰相外堂上衆建言書

の2 演舌之事

一五 列侯上京之儀御沙汰相成候様幕府より願に依り惣参内

朝議

の1 廻達書付

の2 山階宮晃上書（八月）

の3 徳大寺内大臣公純上書（八月）

の4 正親町三条大納言実愛上書（八月）

一六 京師報告

一七 寅九月於筑前監察五卿引取談判ニ付報告

一八 山階宮其他御蟄居被仰出候書付（十月廿七日）

慶応三年丁卯五月

- 一九 狂句
- 二〇 寅十一月風説
- 二一 同十八日宇土細川藩より告知(十一月十八日)
- 二二 別紙本家より内状写
- 二三 寅十一月撤兵頭江(撤兵差図役下役並勤番三村平太郎外二名へ達書)
- 二四 寅十一月稲閣老より達
- の1 町奉行江
- の2 陸軍奉行並・歩兵奉行・歩兵頭・組合銃隊頭江
- 二五 寅十一月十四日申渡(小野友五郎へ)
- 二六 寅十一月十七日閣老稲濃州より達
- 二七 記事一件(加州藩岡田秀之助等英吉利留学願書差出の事)
- 二八 寅十一月三日参政立花雲州より達
- の1 御目付江
- の2 大目付・御目付江
- の3 御目付江
- 二九 水府情実風説十一月初旬記
- 三〇 南部届記事一件(横浜・江戸にて火事多出の事)
- 三一 条約各国公使大坂江相越候一件
- 三二 右同日(達)
- の1 水戸殿家老へ
- の2 水戸殿家老鈴木縫殿へ
- 四 寅十二月八日稲閣老より達(徳川玄同殿へ)
- 五 寅十二月九日評定所江届
- の1 御使番土屋三郎右衛門・天野民七郎連署届書(十二月九日)
- の2 別紙
- の3 十二月九日御中間組頭大浜奥右衛門届書
- 六 寅十二月初旬在京閣老留守邸ニ而密話
- 七 土州侯領國中江布示
- の1 示諭
- の2 外国船渡来之説
- 八 寅十一月廿九日稲閣老より達
- 九 寅十一月晦日加州侯参内天盃頂戴御末広拝領、同日板閣老より達之趣有之、同十六日京師発途有之
- の1 伝奏方より御達書
- の2 板閣老より達書(松平加賀守へ)
- 一〇 寅十一月晦日稲閣老より大監察江
- 一一 十月四日土州侯江所司代より達(十一月松平土佐守家来江)
- 一二 久留米侯上京猶予内願書(十月廿五日有馬中務大輔願書)
- 一三 寅十一月廿六日稲閣老より海軍奉行・軍艦奉行江
- 一四 寅十一月久留島侯より閣老江
- の1 久留島伊予守願書(十一月廿七日)
- ◇第一七四号 卯正月三日報告(風説書 寅十二月中)
- 一 寅十二月四日井閣老より達(大御番頭江)
- 二 寅十二月朔日於京都達(松平肥後守・松平余九磨へ)

の2 右ニ付十二月十三日井闍老より達(久留島伊予守)

へ)

一五 寅十二月十三日井河州より大小監察江

一六 対州侯より闍老江(十二月十四日宗対馬守内山崎東介

願書)

一七 尾州老侯より闍老江寅十二月十五日出(尾張前大納言

書状)

一八 南部届記事三件(紀伊侯上京・藤堂侯世子参内の事

外)

一九 日本新聞第六拾四号 西曆一千八百六十六年十二月一日

横浜開版

二〇 日本新聞第六十五号 西曆一千八百六十六年十二月八日

横浜開版

二一 芸州侯より紀総督江差出

の1 伺書(八月廿九日)

の2 付札

二二 寅九月勝房州長藩と応接之次第芸藩よりの聞書

二三の1 寅九月十九日京説報告

の2 同月十七日(京説報告)

二四 大原・北小路其外堂上方建言大意

二五 各国ミニストル大坂行一件(南部届記事六件)

二六 同月廿三日蘭人スネル私御長屋江罷越候付面会聞書

(南部届記事二件)



【附録】「島津久光公書翰」（尚古集成館所蔵）

- 〔番号〕 〔年月日〕 〔文書題〕
- 一 安政五年 八月 八日 島津周防（久光）上書
  - 二 安政五年十一月十九日 島津周防（久光）上書
  - 三 万延元年 七月 山田有裕追悼漢詩（島津斉彬三年忌）
  - 四 文久元年 八月 二日 島津和泉（久光）上書外
  - 1 文久元年 八月 二日 島津和泉（久光）上書
  - 2 書状案
  - 3 別紙添書状案
  - 五 文久元年 八月十七日 島津和泉（久光）上書
  - 六 文久元年十月 九日 島津和泉（久光）上書
  - 1 文久元年十月 九日 島津和泉（久光）上書
  - 2 添書
  - 七 文久元年十月廿一日 島津和泉（久光）口上書外
  - 1 文久元年十月廿一日 島津和泉（久光）口上書
  - 2 文久元年十月 口達覚
  - 八 文久元年十一月 八日 島津和泉（久光）口上書外
  - 1 文久元年十一月 八日 島津和泉（久光）口上書
  - 2 文久元年十一月 九日 書状草案
  - 九 文久元年十二月十日 島津和泉（久光）上書外
  - 1 文久元年十二月十日 島津和泉（久光）上書
  - 2 文久元年十二月 達書草案
  - 一〇 文久元年十二月廿一日 島津和泉（久光）口上書

- 一一 文久元年十二月廿五日 島津和泉（久光）上書
- 一二 文久二年 四月十八日 島津和泉（久光）書状
- 1 文久二年 四月十八日 〔修理大夫（忠義）宛〕外
- 2 文久二年 四月十八日 島津和泉（久光）書状
- 3 文久二年 四月十六日 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 4 文久二年 四月十六日 口上書覚写〔近衛家宛〕
- 5 文久二年 四月十六日 島津久光趣意書〔近衛家宛〕
- 一三 文久二年 五月廿二日 中山卿・正親町三条卿より被相渡候口達書之写
- 1 文久二年 五月廿二日 島津三郎（久光）書状
- 2 〔修理大夫（忠義）宛〕外
- 3 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 4 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 5 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 6 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 7 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 8 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 9 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 10 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 11 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 12 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 13 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 14 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 15 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 16 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 17 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 18 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 19 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 20 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 21 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 22 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 23 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 24 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 25 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 26 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 27 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 28 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 29 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 30 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 31 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 32 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 33 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 34 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 35 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 36 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 37 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 38 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 39 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 40 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 41 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 42 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 43 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 44 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 45 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 46 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 47 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 48 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 49 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 50 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 51 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 52 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 53 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 54 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 55 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 56 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 57 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 58 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 59 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 60 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 61 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 62 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 63 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 64 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 65 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 66 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 67 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 68 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 69 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 70 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 71 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 72 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 73 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 74 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 75 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 76 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 77 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 78 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 79 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 80 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 81 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 82 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 83 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 84 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 85 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 86 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 87 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 88 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 89 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 90 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 91 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 92 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 93 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 94 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 95 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 96 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 97 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 98 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 99 〔修理大夫（忠義）宛〕
- 100 〔修理大夫（忠義）宛〕

- 一四 文久二年 五月廿二日 島津三郎(久光)書状  
〔修理大夫(忠義)宛〕 二〇 文久二年 七月廿九日 島津三郎(久光)書状  
〔修理大夫(忠義)宛〕
- 一五 文久二年 六月 七日 島津三郎(久光)書状  
〔修理大夫(忠義)宛〕 二一 文久二年 八月廿日 島津三郎(久光)書状  
〔修理大夫(忠義)宛〕
- 一六 文久二年 六月十四日 島津三郎(久光)書状  
〔修理大夫(忠義)宛〕 二二 文久二年 八月廿七日 島津三郎(久光)書状  
〔修理大夫(忠義)宛〕
- 一七 文久二年 六月廿八日 島津三郎(久光)書状三通  
〔修理大夫(忠義)宛〕 二三 文久二年閏八月十日 島津三郎(久光)書状  
〔修理大夫(忠義)宛〕 外
- 1 文久二年 六月廿八日 島津三郎(久光)書状  
〔修理大夫(忠義)宛〕 1 文久二年閏八月十日 島津三郎(久光)書状  
〔修理大夫(忠義)宛〕
- 2 文久二年 六月廿八日 島津三郎(久光)書状  
〔修理大夫(忠義)宛〕 2 島津三郎(久光)書状  
〔修理大夫(忠義)宛〕
- 3 島津三郎(久光)添書状  
〔修理大夫(忠義)宛〕 3 島津三郎(久光)添書状  
〔修理大夫(忠義)宛〕
- 一八 文久二年 七月 朔日 島津三郎(久光)書状  
〔修理大夫(忠義)宛〕 外 5 別紙(參内太刀拝領ノ次第書)  
島津三郎(久光)添書状  
〔修理大夫(忠義)宛〕
- 1 文久二年 七月 朔日 島津三郎(久光)書状  
〔修理大夫(忠義)宛〕 外 二四 文久二年閏八月十五日 島津三郎(久光)書状  
〔修理大夫(忠義)宛〕
- 2 文久二年 七月 二日 島津三郎(久光)書状  
〔修理大夫(忠義)宛〕 二五 文久二年 九月十九日 松平修理大夫(島津忠義)歎願書  
島津三郎(久光)直筆達書案 二通
- 一九 文久二年 七月 八日 島津三郎(久光)書状  
〔修理大夫(忠義)宛〕 外 二六 文久三年(七月カ) 島津三郎(久光)直筆達書草案  
(英艦再来ニ備へて)  
島津三郎(久光)直筆達書案(英艦再来ニ備へて)
- 1 文久二年 七月 八日 島津三郎(久光)書状  
〔修理大夫(忠義)宛〕 2 艦再来ニ備へて)
- 2 別紙(徳川慶喜ノ一橋家再相統・將軍後見職ヲ命シル幕令写) 二七 文久三年 七月 上書籍設置ノ達書  
島津三郎(久光)書状 二八 文久三年十月 九日

文書目録

三一 文久三年十一月十四日

島津三郎(久光)書状

1 元治元年 三月十一日  
〔修理大夫(忠義)宛〕

3 島津三郎(久光)添書状  
〔修理大夫(忠義)宛〕

1 元治元年 三月十一日  
〔修理大夫(忠義)宛〕外

2 文久三年十月廿四日  
〔修理大夫(忠義)宛〕

3 文久三年十一月廿八日  
〔修理大夫(忠義)宛〕

1 文久三年十月廿四日  
〔修理大夫(忠義)宛〕

1 文久三年十一月廿八日  
〔修理大夫(忠義)宛〕外

三〇 文久三年十月廿四日

島津三郎(久光)書状三通  
〔修理大夫(忠義)宛〕

3 文久三年十二月廿九日  
〔修理大夫(忠義)宛〕

7 文久三年十月  
別紙(伝奏衆を以被仰出候書付)

3 文久三年十二月廿九日  
〔修理大夫(忠義)宛〕

6 文久三年十月  
別紙(伝奏衆を以被仰出候書付)

4 文久三年十二月廿九日  
〔修理大夫(忠義)宛〕

5 文久三年十月  
別紙(伝奏衆を以被仰出候書付)

5 文久三年十二月廿九日  
〔修理大夫(忠義)宛〕

4 文久三年十月  
別紙(稲葉長門守達書)

6 文久三年十二月廿九日  
〔修理大夫(忠義)宛〕

3 文久三年十月十四日  
〔式部(川上久美)宛〕

7 文久三年十二月廿九日  
〔修理大夫(忠義)宛〕

3 文久三年十月十四日  
内田仲之助(政風)届書

8 文久三年十二月廿九日  
〔修理大夫(忠義)宛〕

2 〔修理大夫(忠義)宛〕

9 文久三年十二月廿九日  
〔修理大夫(忠義)宛〕

1 文久三年十月十六日  
島津三郎(久光)書状

10 文久三年十二月廿九日  
〔修理大夫(忠義)宛〕

2 〔修理大夫(忠義)宛〕

11 文久三年十二月廿九日  
〔修理大夫(忠義)宛〕

1 文久三年十月十六日  
〔修理大夫(忠義)宛〕外

12 文久三年十二月廿九日  
〔修理大夫(忠義)宛〕

1 文久三年十月十六日  
島津三郎(久光)書状

13 文久三年十二月廿九日  
〔修理大夫(忠義)宛〕

2 〔修理大夫(忠義)宛〕

14 文久三年十二月廿九日  
〔修理大夫(忠義)宛〕

1 文久三年十月十六日  
〔修理大夫(忠義)宛〕

15 文久三年十二月廿九日  
〔修理大夫(忠義)宛〕

2 文久三年十月十六日  
島津三郎(久光)書状

16 文久三年十二月廿九日  
〔修理大夫(忠義)宛〕

1 文久三年十月十六日  
〔修理大夫(忠義)宛〕

17 文久三年十二月廿九日  
〔修理大夫(忠義)宛〕

2 文久三年十月十六日  
島津三郎(久光)書状

18 文久三年十二月廿九日  
〔修理大夫(忠義)宛〕

1 文久三年十月十六日  
〔修理大夫(忠義)宛〕

19 文久三年十二月廿九日  
〔修理大夫(忠義)宛〕

1 文久三年十月十六日  
〔修理大夫(忠義)宛〕

20 文久三年十二月廿九日  
〔修理大夫(忠義)宛〕

1 文久三年十月十六日  
〔修理大夫(忠義)宛〕

21 文久三年十二月廿九日  
〔修理大夫(忠義)宛〕

1 文久三年十月十六日  
〔修理大夫(忠義)宛〕

22 文久三年十二月廿九日  
〔修理大夫(忠義)宛〕

1 文久三年十月十六日  
〔修理大夫(忠義)宛〕

23 文久三年十二月廿九日  
〔修理大夫(忠義)宛〕

1 文久三年十月十六日  
〔修理大夫(忠義)宛〕

24 文久三年十二月廿九日  
〔修理大夫(忠義)宛〕

1 文久三年十月十六日  
〔修理大夫(忠義)宛〕

25 文久三年十二月廿九日  
〔修理大夫(忠義)宛〕

1 文久三年十月十六日  
〔修理大夫(忠義)宛〕

26 文久三年十二月廿九日  
〔修理大夫(忠義)宛〕

1 文久三年十月十六日  
〔修理大夫(忠義)宛〕

27 文久三年十二月廿九日  
〔修理大夫(忠義)宛〕

3 2 書付(左方舞案役付)  
書付(右方舞案役付)

三八 慶応三年 六月 七日

〔修理大夫(忠義)宛〕  
書状

三九 慶応三年 六月十八日

〔修理大夫(忠義)宛〕  
書状

1 慶応三年 六月十八日

〔修理大夫(忠義)宛〕  
書状

2 〔修理大夫(忠義)宛〕  
書状

四〇 慶応三年 六月廿七日

〔修理大夫(忠義)宛〕  
書状

1 慶応三年 六月廿七日

〔修理大夫(忠義)宛〕外  
書状

2 慶応三年 六月

土藩後藤象二郎差出候約定ノ大綱  
土藩後藤象二郎ヨリ差出シ候約定

3 慶応三年 六月

書

四一 慶応三年 七月十八日

〔修理大夫・匠作(忠義)宛〕  
書状

四二 慶応三年 八月 三日

〔修理大夫(忠義)宛〕  
書状

四三 慶応四年 正月十七日

〔修理大夫(忠義)宛〕  
書状

四四 慶応四年 五月十六日

〔修理大夫(忠義)宛〕  
書状

1 慶応四年 五月十六日

〔修理大夫(忠義)宛〕外  
書状

2 慶応四年 五月晦 日  
〔修理大夫(忠義)宛〕  
書状

四五 明治四年 八月 六日  
〔修理大夫(忠義)宛〕  
書状

1 明治四年 八月 六日  
〔修理大夫(忠義)宛〕  
書状

四六 明治四年 九月十三日  
〔修理大夫(忠義)宛〕  
書状

2 明治四年 九月十三日  
〔修理大夫(忠義)宛〕  
書状

四七 明治四年十月 二日  
〔修理大夫(忠義)宛〕  
書状

四八 明治四年十二月十日  
〔修理大夫(忠義)宛〕  
書状

四九 明治五年 七月 三日  
〔修理大夫(忠義)宛〕  
書状

五〇 明治五年 九月十二日  
〔修理大夫(忠義)宛〕  
書状

1 明治五年 九月十二日  
〔修理大夫(忠義)宛〕  
書状

2 明治五年 九月(五日)  
〔修理大夫(忠義)宛〕  
書状

五一 明治六年 九月十七日  
〔修理大夫(忠義)宛〕  
書状

1 明治六年十月 廿九日  
〔修理大夫(忠義)宛〕  
書状

五二 明治六年十月 廿九日  
〔修理大夫(忠義)宛〕  
書状

1 明治六年十月 廿九日  
〔修理大夫(忠義)宛〕  
書状

文 書 目 録

2

五三 明治七年 一月 五日

別紙（久光添書）  
島津久光書狀

五四 明治七年 一月十九日

〔從三位（忠義）宛〕  
島津久光書狀

五五 明治七年 四月廿二日

〔從三位（忠義）宛〕  
島津久光書狀

五六 明治七年十 月廿一日

〔從三位（忠義）宛〕外  
島津久光書狀

1 明治七年十 月廿一日

〔從三位（忠義）宛〕  
島津久光書狀

2 明治七年十 月十六日

長崎在勤横山・林連署発信電文写  
〔大限外二名宛〕  
島津久光書狀

五七 明治八年 八月廿 日

〔從三位（忠義）宛〕  
島津忠義依頼草案狀

五八 明治八、九年頃

〔県令大山綱良宛〕  
〔島津忠義カ〕依頼状草案

五九 明治九年頃

〔県令大山綱良宛カ〕  
龍尾神社再興の件（西郷等ノ神拝  
所設置ニ付）

六〇 明治十二年十 月

高崎正風書狀〔正二位島津公（忠  
義）・正五位島津公宛）

六一 明治廿一年 六月廿九日

某書狀  
御書取之写

六二 明治二十一年

六三（年不明）四月廿九日

六四（年不明）三月十一日

島津忠濟書狀〔島津忠義宛カ〕

六五（年月日不明）

六六（年月日不明）

六七（年月日不明）

六八（年月日不明）

1

御製・皇后宮御歌写  
すま子和歌二首  
すま和歌二首  
日記断簡外  
日記断簡  
天氣占

2

無双筆魁詹大有字号仿帖

3

鹿児島県史料編さん関係者

史料編さん顧問	東京大学史料編纂所所長	加藤友康
国立歴史民俗博物館館長	宮地正人	
尚古集成館前館長	芳即正	
鹿児島大学名誉教授	五味克夫	
委員	安藤保晋	
原口泉	山田尚哉	
三木靖	宮下尚郎	
日隈正守	堂満幸子	
大賀郁夫		
鹿児島県歴史資料センター黎明館		
館長	今吉弘	
調査史料室長	徳永和喜	
学芸専門員	林匡	
資料調査員	上村文高	
高宮美佳子	豊岡千鶴	
那加野文恵	中原あけみ	

鹿児島県史料 玉里島津家史料補遺 南部弥八郎報告書二

平成15年1月10日印刷

非売品

平成15年1月31日発行

編集 鹿児島県歴史資料センター黎明館

発行 鹿児島県

印刷所 株式会社 きょうせい